

平成 2 3 年

第 3 回柳川市議会定例会会議録

開会：平成 2 3 年 9 月 6 日

閉会：平成 2 3 年 9 月 2 8 日

柳 川 市 議 会

第3回柳川市議会（定例会）日程表（変更後）

| 月 日 | 曜 | 会 議 | 会 議 の 次 第 |
|-------|---|-------|-----------|
| 9月6日 | 火 | 本 会 議 | 開会・提案理由説明 |
| 9月7日 | 水 | 考 案 日 | |
| 9月8日 | 木 | 本 会 議 | 議案質疑 |
| 9月9日 | 金 | 考 案 日 | |
| 9月10日 | 土 | 休 会 | |
| 9月11日 | 日 | 休 会 | |
| 9月12日 | 月 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9月13日 | 火 | 本 会 議 | 一 般 質 問 |
| 9月14日 | 水 | 休 会 | |
| 9月15日 | 木 | 委 員 会 | |
| 9月16日 | 金 | 委 員 会 | |
| 9月17日 | 土 | 休 会 | |
| 9月18日 | 日 | 休 会 | |
| 9月19日 | 月 | 休 会 | |
| 9月20日 | 火 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9月21日 | 水 | 委 員 会 | 決算審査特別委員会 |
| 9月22日 | 木 | 休 会 | |
| 9月23日 | 金 | 休 会 | |
| 9月24日 | 土 | 休 会 | |
| 9月25日 | 日 | 休 会 | |
| 9月26日 | 月 | 事務整理日 | |
| 9月27日 | 火 | 事務整理日 | |
| 9月28日 | 水 | 本 会 議 | 採決・閉会 |

第3回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

| 議 案 | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|---------------|-------------------------------------|----------|------|
| 議 案 第 40 号 | 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 41 号 | 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 42 号 | 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 43 号 | 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 44 号 | 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 45 号 | 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 46 号 | 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 47 号 | 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 48 号 | 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について | 23.09.28 | 原案可決 |
| 議 案 第 49 号 | 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について | 23.09.28 | 原案可決 |
| 議 案 第 50 号 | 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について | 23.09.28 | 原案可決 |
| 議 案 第 51 号 | 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について | 23.09.28 | 認 定 |
| 議 案 第 52 号 | 燃油税制にかかる特別措置の恒久化に関する意見書について | 23.09.28 | 原案可決 |

請 願

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|--------------|------------------------|----------|-----|
| 請 願 第 5 号 | 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願 | 23.09.28 | 採 択 |

報 告

| | 案 件 | 議 決 日 | 結 果 |
|--------------|---|----------|-----|
| 報 告 第 7 号 | 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償額の決定） | 23.09.06 | 報 告 |
| 報 告 第 8 号 | 平成22年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について | 23.09.06 | 報 告 |

柳川市議会第3回定例会会議録

平成23年9月6日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三小田 一 美 | 2番 | 荒 卷 英 樹 |
| 3番 | 熊 井 三千代 | 4番 | 白 谷 義 隆 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 近 藤 末 治 |
| 7番 | 佐々木 創 主 | 8番 | 河 村 好 浩 |
| 9番 | 荒 木 憲 | 10番 | 高 田 千壽輝 |
| 11番 | 諸 藤 哲 男 | 12番 | 太 田 武 文 |
| 13番 | 吉 田 勝 也 | 14番 | 山 田 奉 文 |
| 15番 | 矢ヶ部 広 巳 | 16番 | 緒 方 寿 光 |
| 17番 | 浦 博 宣 | 18番 | 藤 丸 正 勝 |
| 19番 | 田 中 雅 美 | 20番 | 島 添 勝 |
| 21番 | 樽 見 哲 也 | 22番 | 伊 藤 法 博 |
| 23番 | 梅 崎 和 弘 | 24番 | 古 賀 澄 雄 |

2.欠席議員

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|----|------------|-------|-------|
| 市 | 長 | 金子健次 | |
| 副市 | 長 | 刈茅初支 | |
| 教 | 育 | 長 | 北川満 |
| 総務 | 部長 | 大坪正明 | |
| 会計 | 管理者 | 藤木明 | |
| 市民 | 部長 | 田島稔大 | |
| 保健 | 福祉部長 | 山田明寛 | |
| 建設 | 部長 | 野田彰 | |
| 産業 | 経済部長兼大和庁舎長 | 横山英真 | |
| 教育 | 部長兼三橋庁舎長 | 高田厚 | |
| 消 | 防 | 長 | 古賀輝昭 |
| 人 | 事 | 秘書課長 | 樽見孝則 |
| 総 | 務 | 課長 | 稲又義輝 |
| 企 | 画 | 課長 | 橋本祐二郎 |
| 財 | 政 | 課長 | 石橋真剛 |
| 税 | 務 | 課長 | 山田敏昭 |
| 健 | 康 | づくり課長 | 高巢雄三 |
| 福 | 祉 | 課長 | 高田淳治 |
| 学 | 校 | 教育課長 | 高崎祐二 |
| 生 | 涯 | 学習課長 | 石橋正次 |
| 建 | 設 | 課長 | 中村敬二郎 |
| 農 | 政 | 課長 | 成清博茂 |
| 水 | 路 | 課長 | 安藤和彦 |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 | | | | | | |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 | 係 | 長 | 亀 | 崎 | 公 | 徳 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | 池 | 末 | 勇 | 人 | | | |

5. 議事日程

諸般の報告について

- (1) 例月出納検査の結果について(平成23年4月分、5月分、6月分)
- (2) 市長の行政報告について

- 日程（１） 議会運営委員長報告について
- 日程（２） 会議録署名議員の指名について
- 日程（３） 議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 日程（４） 議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程（５） 議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について
- 日程（６） 報告について
- 1 報告第7号 専決処分の報告について（専決第6号 損害賠償額の決定）
 - 2 報告第8号 平成22年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程（７） 請願について
- 1 請願第5号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願

午前10時 開会

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員で定足数でございます。よって、ただい

まから平成23年第3回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

会議に先立ち諸般の報告を行います。

最初に例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）

皆さんおはようございます。本日は、平成23年第3回柳川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用中のところ御参集いただき、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、議長のお許しを得ましたので、6月定例会以降の重立った事柄について御報告させていただきます。

まず、初めに、広域で構成する協議会や期成会等について御報告いたします。

私が会長を務めております、福岡県農地海岸協議会、有明海高潮対策促進期成同盟会、主要地方道大牟田川副線バイパス建設促進期成会、大川瀬高間佐賀線跡地道路建設促進期成会、福岡県有明海漁業振興対策協議会、柳川土木協会の総会並びに福岡県市町村福祉協会役員会を開催するとともに、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会、国道443号道路整備促進期成会、主要地方道久留米柳川線道路整備促進期成会など、13の協議会や期成会等の総会・役員会に出席し、それぞれ関係する国・県の事務所等から関連する事業の説明を受けるとともに事業運営についての意見交換を行いました。

なお、8月26日に開催されました西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会総会において、会長に就任したことを御報告いたします。

次に、国・県等に対する要望活動について御報告いたします。

まず、7月14日には、筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会並びに福岡県クリーク防災機能保全対策事業推進協議会で、九州農政局に対し、「平成24年度の予算確保及び関連施策の充実」について政策提案と意見交換を行いました。

その際には、「国営水路の法面崩壊に伴う応急処置について」の要望を強く行ったところでございます。

また、8月23日には、地元漁業からの要望を受け、関係組合長の皆さんと一緒に福岡県に対して「沖端漁港浚渫工事の継続的实施について」要望を行ってまいりました。

さらに、同日、有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会で福岡県と県議会、九州地方整備局に対し、また翌日の24日には、国土交通省と地元選出の国会議員に対し、事業促進のための要望と意見交換を行ってまいりました。

また、8月26日に西鉄天神大牟田線久留米 - 大牟田間複線化促進期成会では、福岡県と県

議会、西鉄本社に対し、「単線区2区間約16.1キロメートルの複線化早期実現」の要望を行ったところでございます。

続きまして、市民の皆様との懇談会を開きましたので、御報告いたします。

市長就任後2年間の市政運営についての報告と市民の御意見や御要望を直接お聞きするため市政懇談会を開催いたしました。

懇談会は、7月26日から28日までの3日間、3会場で開催いたしました。初日の大和公民館では87人、2日目の三橋公民館では96人、最終日の水の郷では102人で合計285人の市民の皆様にご来場いただきました。各会場で、多くの御意見や御要望が出され、執行部といたしましては貴重な市民の皆様の声として受けとめたところでございます。

また、7月13日には、柳川市幼稚園協会の園長の皆様と「幼保一元化の展望や幼稚園の現状等」について研修会・懇談会を初めて行いました。大変有意義な意見交換ができました。今後の幼児教育に役立てていきたいと考えています。

ほかに、会議等において農漁業や商工関係者を初め多くの方々よりさまざまな御意見、御要望等をいただいております。

次に、市政の近況について御報告いたします。

まず、東日本大震災に伴う職員派遣についてですが、これまでに消防職員3人と一般職員4人を派遣いたしておりました。そして、このたび仙台市からの要請により7月3日から約2週間交代で8月1日までの間、2人ずつ、2班に分かれて4人の職員を、罹災証明書発行事務及び当該事務に係る現地調査の支援業務に派遣いたしました。

さらに、福島県内市町村の選挙事務支援の要請もあっておりますので、今後もしできる限りこたえてまいりたいと考えております。

次に、8月2日に柳川市社会福祉協議会が事業実施者となり「やながわファミリー・サポート・センター」を開設し、サービスを開始いたしました。

この事業は、子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての援助をしたい人（まかせて会員）が互いに子育てを支え合う事業であります。

今後も、一人でも多くの人に会員となっただき、子育てを地域の皆さんの力で支えていただきたいと思います。

また、8月22日には「柳川市民まつり実行委員会」を開催いたしました。

実行委員会では、11月26日と27日の2日間開催するとともに、東日本大震災の被災地復興支援として東北地方の商品の販売等を検討することに決定いたしました。

今回は、7回目にして初となる2日間開催により、これまで以上の盛り上がり被災地への元気を発信したいと思っております。

最後に、「南九州プロモーション」について御報告いたします。

九州新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開通を機に8月29日と30日の2日間、古賀議長並びに立花

商工会議所会頭とともに、鹿児島市で本市の観光PRを行ってまいりました。

プロモーションでは、鹿児島市長を初め鹿児島県観光連盟、全国旅行業協会、コンベンション協会、鹿児島バス協会などの方々と意見交換を行い、観光客の誘致に努めてまいりました。

また、鹿児島中央駅でも本市を紹介する街頭PRを行ってまいりました。

さらに、年明けには広島市等、中国地方へ観光PRと観光客の誘致活動も行う予定であります。

以上簡単でございますが、これで行政報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1 議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成23年第3回柳川市議会定例会の会期日程等について、9月2日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

まず、会期であります。本日9月6日から9月28日までの23日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明。7日は考案日、8日を議案質疑、9日は考案日。10日、11日は休日で休会。12日、13日、14日を一般質問。15日、16日を委員会。17日、18日、19日は休日で休会。20日、21日、22日を決算審査特別委員会。23日、24日、25日は休日で休会。26日、27日は事務整理日。28日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が、会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が、議案第40号から議案第47号までの8議案の一括上程であります。

日程4が、議案第48号から議案第50号までの3議案の一括上程であります。

日程5が、議案第51号の上程であります。

日程6が、報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は、本日の本議会終了後の全員協議会でお願いすることにいたしております。

日程7が、請願についてあります。本定例会に請願1件が提出されております。請願第5号は産業経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、2日目の日程について申し上げます。

日程1が議案質疑でありまして、開会日と同様の方法で議題に供することにいたしております。

まず、初めに議案第40号から議案第47号までの8議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第40号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第41号から議案第44号までの4議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第45号は総務委員会に審査を付託、議案第46号及び議案第47号の2議案は建設委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第48号から議案第50号までの3議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第48号は総務委員会に審査を付託、議案第49号及び議案第50号の2議案は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第51号を議題とし、質疑終了後、総務委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり、議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（古賀澄雄君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番梅崎昭彦議員、19番田中雅美議員を指名いたします。

日程第3 議案第40号～議案第47号

議長（古賀澄雄君）

日程3．議案第40号から議案第47号までの8議案を一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程3．議案第40号から議案第47号までの平成22年度決算8議案につきまして、御説明申し上げます。

平成22年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

まず、議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し

上げます。

平成22年度の日本経済は、世界的な景気後退からの回復を受け、年度前半までは景気の基調回復が見られましたが、年度後半からは、急激な円高の進行やデフレ等の影響により景気回復が足踏み状態となりました。

一方、国においては、平成22年10月8日に「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を閣議決定するとともに、この対策を具現化するための第一次補正予算を編成し、日本経済を覆う不況感からの脱却や深刻な雇用不安を払拭するための対策が講じられました。

しかし、本年3月11日に発生した東日本大震災がもたらした未曾有の大災害により、景気回復への兆しが見えつつあった日本経済は、大きなダメージを受けることとなりました。

このような社会経済情勢の中、本市においても、将来に向かって市民の皆様にしかりとした行政サービスが行えるよう経常経費削減、定員管理の適正化など全庁を挙げて行財政改革に積極的に取り組んでまいりました。

さらに、限られた財源をできるだけ有効に活用し、さまざまな課題解決に取り組みながら、第1次柳川市総合計画に掲げた基本方針に沿った施策を推進するとともに、市長マニフェストに沿ったまちづくりを展開してきたところであります。

まず、決算内容を歳入から申し上げますと、市税については、景気の低迷や固定資産税の税率を統一したことなどにより、金額にして331,324千円の減、率にして5.2%の減収となりました。

また、地方譲与税、利子割交付金及び自動車取得税交付金については、厳しい経済情勢やエコカー等への減税の影響を受けて、平成21年度に比べ減少しました。

次に、地方交付税については、平成21年度に比べ、金額にして549,512千円の増、率にして6.0%と大きく増加しました。

これは、疲弊した地方財政への支援措置として、新たに「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」が創設されたことや市税の減収などによるものでありまして、特に、平成22年度は、国の第一次補正予算により、134,862千円の追加交付がありました。

次に、繰入金については大和中学校用地購入費及び漁業団地建設事業に大和地域振興基金を、柳川駅東部土地区画整理事業に三橋地域振興基金をそれぞれ活用したほか、北浦導水路整備事業に平成21年度に国の第一次補正予算に計上された「地域活性化・公共投資臨時交付金」の一部を積み立てた「まちづくり振興基金」を活用しました。

市債については、平成21年度に比べ、金額にして2,432,218千円の増、率にして116.9%の大幅な増加となりました。

これは、主に、国営筑後川下流土地改良事業負担金の繰上一括償還財源として借り入れた1,749,300千円の地方債、及び普通交付税の補てん措置として設けられている臨時財政対策債で513,118千円の増額となったためであります。

続きまして、歳出について申し上げますと、まず、総務関係では、市民と市の協働によるまちづくりを推進するため、柳川市市民協働まちづくり事業補助金を平成21年度に採択を受けた4つの事業に交付するとともに、少子化対策の一環として、独身の方々への結婚支援を目的に、平成22年7月に大和公民館内に結婚サポートセンターを開設し、独身者やその親からの結婚に関する相談等に対応しました。

福祉環境関係では、育児不安解消を図るための養育支援訪問事業や福岡県の不妊治療を受けている方に市独自の上乗せ助成を行う不妊治療対策事業を行いました。

また、従前の児童手当にかわり、中学校修了までの子供を対象に、1人につき一律月額13千円を支給する子ども手当支給事業を実施するとともに、この子ども手当支給事業にあわせて、市独自で実施していた第3子以降に対する優遇制度について補助金等を半額にするなどの事業見直しを図りました。

このほか、市民の健康、安心生活の確保を図る観点から、子宮頸がん等ワクチンの予防接種について、原則、全額公費負担として接種の推進を図ったほか、高齢者福祉、各種がん検診事業を実施しました。

環境面においては小型合併処理浄化槽の普及促進を図るため、新築・改築についての上乗せ補助を継続して行ったほか、容器包装リサイクル法に規定するプラスチック製容器包装の資源化を推進するとともに、3R推進啓発事業よるごみの分別への啓発活動を実施するなど、さらなるごみ減量化の強化を図りました。

次に、産業の振興について申し上げますと、まず、農業関係では、昨年度に引き続き、各種農業施設・機械整備への補助、及びい業・園芸などへの支援、クリークの保全事業など、農業振興のための各種施策に取り組むとともに、歳入の説明でも申し上げましたが、将来的な財政負担を考慮して、国営筑後川下流土地改良事業負担金につきましては、その全額を繰上償還いたしました。

水産業関係では、各漁協が行う水産物荷さばき施設の補修事業への助成や、漁港しゅんせつなどを引き続き実施したほか、漁業団地については、物揚場の新設や用地造成工事により整備を行いました。そのほか、漁港区域内に漂着、堆積するごみを除去することにより、漁港区域内の環境衛生の保全に努めました。

観光関係では、観光客の駐車場不足解消のため、市営稲荷町観光駐車場を新設するとともに、九州新幹線が3月12日に全線開通したことに伴い、筑後船小屋駅の駅舎内に観光案内や特産品を紹介する情報発信施設を整備しました。

また、あわせて、新幹線利用観光客の利便性向上のため、筑後船小屋駅と西鉄柳川駅とを結ぶ定期路線バスを運行いたしました。

商工関係では、プレミアム商品券販売事業に対する助成のほか、中小企業者の安定経営と自立体制確立のための支援や柳川商店街活性化がんばろう会による商店街振興組合の活性化

に向けた取り組みへの支援を行いました。

次に、都市基盤の整備については、平成21年度からの2カ年事業として取り組んできました市営住宅中山団地建替事業が終了するとともに、生活基盤道路の整備、柳川駅東部土地区画整理事業、中島地区の密集住宅市街地整備事業、塩塚川番所橋架替事業のほか西鉄柳川駅周辺の都市機能の充実強化を図るための駅周辺地区の整備事業についても継続して取り組みました。

次に、教育関係では、平成21年度から全中学校に導入しております学力向上支援事業や市独自の児童・生徒の心の悩みや教職員、保護者への助言等に対応するためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など教育環境の改善に努めました。

一方、施設整備の面では、平成21年度からの繰越明許事業として、小中学校の校舎等の耐震補強事業を実施し、平成22年度で小中学校の校舎等の耐震化事業はこれですべて完了することとなりました。

また、同じく繰越明許事業で実施しました、柳河小学校のプール整備と城内小学校の校舎改築及びプール整備についても事業が完了したところであります。

なお、今後は、小学校では二ツ河小学校、中山小学校、垂見小学校の3校、中学校では大和中学校の1校の改築事業が残っておりますが、これらの改築についても、安全な学校の環境構築のため、平成26年度までにはすべて完了したいと考えております。

生涯学習関係では、校区コミュニティセンターの整備について、平成22年1月に策定した「コミュニティセンター基本計画」をもとに整備を進めるところですが、平成22年度は垂見校区、矢ヶ部校区や二ツ河校区における候補地の不動産の鑑定評価を行いました。また、武家屋敷などの歴史的建造物の保存利活用を具現化するための基本計画を策定いたしました。

その他、青少年・成人教育の推進、芸術文化の振興と文化財の保護活用、公民館活動、及び各種スポーツの振興などにも積極的に取り組んでまいりました。

このように平成22年度の取り組みの特徴的なところを述べましたが、具体的内容につきましては、お手元に配付しております「決算書」及び「決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書」に記載しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額32,027,335,078円、歳出総額31,052,898,670円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額では974,436,408円となりました。

この形式収支額から繰越明許費及び事故繰り越しによる平成23年度への繰越財源138,444,142円を差し引いた実質収支額は835,992,266円となり、昨年と同様、多額の黒字決算となりました。

このように多額の黒字決算となった主な理由は、普通交付税や臨時財政対策債の増加によるものであります。

次に、平成22年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、普通交付税の増加等により、平成21年度に比べ2.3ポイント改善し、88.6%となりました。

次に、市債の残高については33,204,367千円となり、平成21年度に比べ1,217,378千円増加しましたが、この主な要因は国営筑後川下流土地改良事業負担金の繰上一括償還財源として借り入れた地方債及び臨時財政対策債の増によるものであります。

次に、基金の積立金残高については、11,172,017千円となり、平成21年度と比べ705,880千円増加しました。

これは、基金からの繰入金以上に、財政調整基金等の積立額が上回ったことによるものであります。

このように、平成22年度決算においては、各財政指標などについて若干の改善が見られました。

しかし、昨今の厳しい経済情勢により、今後とも市税等の減収が見込まれますし、平成27年度からは普通交付税の一本算定に移行することとなります。

このため、平成22年度に策定した中期財政計画や第二次行財政改革大綱に沿って、費用対効果の検証を常に心がけ、経常経費の節減、定員管理の適正化など行財政改革の推進を図り、行財政基盤を強化していく必要があると考えております。

次に、議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額9,556,640,317円に対し、歳出総額9,547,733,201円で、歳入歳出差引額8,907,116円の黒字となりました。

しかしながら、前年度からの繰越金と基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では108,517,636円の歳入不足となります。

次に、議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

老人保健事業につきましては、後期高齢者医療制度の創設により平成19年度末で制度廃止となり、また、平成23年度から特別会計の設置義務がなくなりましたので、平成23年3月31日をもって廃止しております。

平成22年度決算の概要を申し上げますと、歳入総額4,804,259円に対し、歳出総額4,804,259円で、歳入歳出同額となっております。

次に、議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成22年度決算の概要を申し上げますと、歳入総額809,752,258円に対し、歳出総額

807,240,548円で歳入歳出差引額は2,511,710円の黒字となりました。

次に、議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

この特別会計の事業であります住宅新築資金等貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法により制度化されたものであります。

平成8年度をもってこの貸付制度は終了しており、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところであります。

平成22年度決算は、歳入総額5,645,282円に対し、歳出総額2,504,805円となっております。

次に、議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

平成22年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,034,509,189円に対し、歳出総額941,835,467円で、歳入歳出差引額は92,673,722円の黒字となりました。

公共下水道事業につきましては、平成22年度末で、整備面積292.7ヘクタール、処理区域人口1万1,555人に対する接続人口は7,918人と、接続率68.5%となっております。

次に、議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支については、消費税込みの事業収益総額1,319,481,429円に対し、事業費用総額1,145,397,480円で、差し引き174,083,949円の利益を生じましたが、消費税抜きの当年度純利益は163,595,591円となっております。

同収支の予算額と決算額とを比較しますと、事業収益総額では43,631,429円の収入増となり、事業費用総額では43,655,520円の不用額を生じました。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額204,306,474円に対し、支出総額556,260,803円で、収入額が支出額に対し351,954,329円の不足となりましたが、この不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金及び建設改良積立金で補てんいたしております。

また、当年度純利益と前年度繰越利益剰余金を合わせた508,534,446円を平成23年度へ繰り越しました。

以上、説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第48号～議案第50号

議長（古賀澄雄君）

日程4．議案第48号から議案第50号までの3議案を一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程4 議案第48号から第50号までの補正予算3議案につきまして、御説明申し上げます。

まず、議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、地方財政法第7条による財政調整基金積立金、認知症対応型グループホーム等の施設整備に対する補助金、本年7月上旬の梅雨前線豪雨により被害を受けた水路及び道路の災害復旧に係る経費、及び市債の繰上償還金の追加が主なものであります。

予算規模といたしましては、補正前の予算額26,854,749千円に1,076,008千円を追加し、歳入歳出それぞれ27,930,757千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容を、歳出から御説明申し上げます。

まず、2款．総務費は494,534千円を増額補正しております。

ここでは、柳川庁舎来客用駐車場の拡幅のため、同庁舎北東の一角にあります私有地744.31平方メートルの用地購入費のほか、財政調整基金及びふるさと元気応援基金への積立金、ピアス跡地の土壌調査委託料、財団法人自治総合センターの宝くじ助成事業による今古賀地区のコミュニティーセンター建設に対する助成金などを追加しております。

なお、柳川庁舎来客用駐車場に係る用地購入費につきましては、1平方メートル当たり62,900円、1坪当たり約208千円との不動産鑑定評価額に基づき計上しているものであります。

また、ピアス跡地に係る土壌調査につきましては、今後、同跡地の利活用を図るために、明確に土壌の状況を把握しておく必要があるとの考えから、今回の調査は、これまで実施していない工場南棟の敷地や旧グラウンド用地などについて行うものであります。

3款．民生費は73,966千円を増額補正しております。

ここでは、介護基盤整備事業補助金のほか、障害者の災害時における安否確認や避難誘導に活用するため、在宅障害者世帯における避難行動要支援者等を登録する台帳の整備に伴う経費、母子生活支援施設措置委託料、父子家庭受給者の増加等による児童扶養手当などを追加しております。

なお、介護基盤整備事業補助金につきましては、平成23年度地域密着型サービス事業計画に基づき、株式会社伸宅が三橋町下百町に建設予定の認知症対応型グループホーム施設、及び株式会社タカダが三橋町柳河に建設予定の小規模多機能型居宅介護施設の整備に対する補

助金であります。

4 款・衛生費では23,736千円を増額補正しております。

ここでは、平成22年度実施の妊婦健康診査事業や新型インフルエンザ予防接種事業などにおける事業費の精算に伴う国県支出金等の返還金、廃棄物の3R推進啓発事業費及び福岡県南広域水道企業団負担金をそれぞれ追加しております。

なお、廃棄物の3R推進啓発事業費につきましては、分別推進によるごみの減量化を図るため、県の緊急雇用創出基金を活用して、平成22年9月から本年8月までの1年間実施してまいりました。

その結果、クリーンセンターへのごみの搬入量が、事業開始前の1年間と比較して、約600トン、率にして3.4%減少しているなど、当該事業の実施効果があらわれていると考えられるところであります。

このため、今後、さらなるごみの減量化を図るべく、同事業を引き続き実施するものであります。

5 款・労働費は、6,757千円を増額補正しております。

ここでは、県の重点分野雇用創出事業補助金を活用した特定健診未受診者対策事業費及び柳川アンテナショップ設置事業費を追加しております。

なお、特定健診未受診者対策事業につきましては、生活習慣病の早期発見と医療費の削減を図ることを目的に、平成22年10月から本年9月までの予定で実施しているところであります。

その結果、若干の受診率向上が見られるものの、平成22年度の受診率は28%程度にとまる見込みであり、目標値である50%から大きく乖離している状況であります。

このため、さらに平成24年9月まで事業期間を延長し、従来の電話及びダイレクトメールによる受診勧奨に加え、訪問による受診勧奨を行うことにより、さらなる受診率向上を図ることとしたものであります。

また、柳川アンテナショップ設置事業につきましては、柳川ブランド認定品やブランド事業で生まれた新商品などの販売とあわせ、柳川の魅力を発信する拠点としてのアンテナショップを、本年12月から約1年間、柳川商店街内の空き店舗を借り受けて設置するものであります。運営につきましては、柳川商店街振興組合に委託する予定であります。

6 款・農林水産業費は、19,367千円を増額補正しております。

ここでは、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金、福岡の畜産競争力強化対策事業補助金、クリーク防災機能保全対策事業負担金などを追加しております。

なお、水田農業担い手機械導入支援事業費補助金につきましては、2つの地区の営農組合が農業用機械を購入する経費に対する補助金であり、福岡の畜産競争力強化対策事業補助金につきましては、畜産農家1戸が畜産用機械を購入する経費に対する補助金であります。

7 款 . 商工費は507千円を減額補正しております。

ここでは、柳川市企業立地等促進条例に基づく立地企業雇用奨励金、消費者行政活性化基金事業費、柳川市商工会イルミネーション実行委員会が実施します「水郷冬蛭」事業に係る顔が見える商店街づくり推進事業補助金などをそれぞれ追加する一方、東日本大震災により被災された方々に配慮して中止された柳川有明海花火フェスタに対する補助金を減額しております。

なお、消費者行政活性化基金事業費につきましては、悪徳商法に対する市民意識の向上を図るため、県の消費者行政活性化基金事業補助金を活用して、啓発用ステッカーを作成し、全戸に配布するものであります。

8 款 . 土木費は20,460千円を増額補正しております。

ここでは、三橋筑紫橋線の都市計画街路事業負担金、柳城児童公園及び立花いこいの森公園内に繁茂している樹木の剪定委託料、柳川駅周辺地区事業費などをそれぞれ追加しております。

なお、柳川駅周辺地区事業費につきましては、西鉄柳川駅の東西の地域を結ぶ自由通路の設計等に係る経費であります。

9 款 . 消防費は47,295千円を増額補正しております。

ここでは、宝くじ助成金を活用した防火・防災普及啓発用備品の購入費、公務災害補償等共済負担金、消防緊急通信指令施設改修工事費をそれぞれ追加しております。

なお、公務災害補償等共済負担金につきましては、東日本大震災による多数の消防団員の死亡者、行方不明者に対する補償金の支払いに必要な財源を確保するため、本年度に限って共済掛金が引き上げられたものであります。

また、消防緊急通信指令施設改修工事費につきましては、現在の通信指令施設が老朽化により、平成28年4月からの筑後地域消防通信指令業務の共同運用まで良好な性能を維持することが厳しい状況となっております。

このため、共同運用まで適正な通信指令業務が遂行できるよう改修するものであります。

10 款 . 教育費は52,724千円を増額補正しております。

ここでは、矢ヶ部小学校駐車場用地購入費、有明地区の弁天公民館を初め3カ所の地区公民館の新・増改築に対する建設補助金、矢ヶ部校区コミュニティーセンター建設のための経費などを追加しております。

なお、矢ヶ部小学校駐車場用地購入につきましては、現在、駐車場として利用している佐賀線跡地が道路整備により使用できなくなるため、新たに駐車場用地を購入する必要性が生じたものであります。

11 款 . 災害復旧費は85,171千円を増額補正しております。

ここでは、7月6日から翌7日にかけての梅雨前線豪雨により、被害を受けました農業用

施設である水路及び公共土木施設である道路の災害復旧のための経費を追加しております。

12款．公債費は、地方債の繰上償還元金として252,505千円を増額補正しております。

地方債につきましては、平成22年度末の残高が普通会計で約332億円となっております。

このため、将来にわたる公債費の負担軽減を図るべく、平成23年度の財政運営に支障がないと見込まれる範囲において、金融機関から借り入れております地方債のうち、利率が最も高い地方債について、その残高の一部を今回繰上償還するものであります。この繰上償還により、平成24年度以降の利息償還が約20,000千円軽減される見込みであります。

なお、地方債の繰上償還に対する普通交付税への算入につきましては、繰上償還をしなかったものとして、従前のとおり、毎年度、その元利償還金が算入されることとなっております。

以上が、歳出の主な内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

まず、9款．地方交付税は、普通交付税276,455千円を増額補正しております。

13款 国庫支出金は、柳川駅周辺地区事業費や道路施設災害復旧費などの追加により24,991千円を増額補正しております。

14款．県支出金は、介護基盤緊急整備特別対策事業費や水路災害復旧事業費などの追加により、119,365千円を増額補正しております。

16款．寄付金は、民生費寄付金、教育費寄付金及びふるさと寄付金の追加により、6,530千円を増額補正しております。

17款．繰入金は、矢ヶ部小学校駐車場用地及び矢ヶ部地区コミュニティーセンター整備費に活用するための三橋地域振興基金の追加により、46,128千円を増額補正しております。

18款．繰越金は、前年度の決算剰余金666,448千円を増額補正しております。

19款．諸収入は、防火・防災普及啓発用品購入及び今古賀地区コミュニティーセンター建設に対する宝くじ助成金16,300千円を増額補正しております。

20款．市債は、水路・道路施設の災害復旧事業及び柳川駅周辺地区事業に係る地方債をそれぞれ追加する一方、発行可能額の確定による臨時財政対策債の減額により、80,209千円を減額補正しております。

このほか、第2表債務負担行為補正では、柳川アンテナショップ運営委託料、市民会館指定管理料及び歴史民俗資料館指定管理料を追加しております。

また、第3表地方債補正では、水路・道路に係る災害復旧事業を追加する一方、柳川駅周辺地区及び臨時財政対策債に係る借入限度額の変更を行っております。

次に、議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入について、平成23年度における柳川市国民健康保険税条例の改正並び

に保険税本算定に伴う国民健康保険税の追加、平成22年度柳川市国民健康保険特別会計決算に伴う剰余金の確定による繰越金の減額、後期高齢者支援金負担金等の確定に伴う国庫支出金、及び療養給付費交付金を追加しようとするものであります。

また、歳出については、今年度介護納付金等の確定に伴う予算調整と後期高齢者支援金負担金の追加、過年度国庫支出金の返還金を追加するものであります。

また、財源の不足分を国民健康保険財政調整基金の繰り入れにより、補てんいたしております。

予算規模といたしましては、歳入歳出それぞれ77,568千円を追加し、補正後の予算総額を10,003,568千円とするものであります。

次に、議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本案は、平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計の繰越金の確定に伴い、歳入予算の調整を行うとともに、広域連合保険料の負担金を減額するもので、歳入歳出それぞれ932千円を減額し、補正後の予算総額を872,068千円とするものであります。

以上、説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願い申し上げます。

日程第5 議案第51号

議長（古賀澄雄君）

日程5．議案第51号を上程いたします。

議案の朗読を省略し、市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程5．議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について、御説明申し上げます。

本案は、平成23年3月定例会での議決を得て、平成22年度末に解散しました有明広域市町村圏協議会の決算につきまして、同協議会規約第29条により、本市の監査委員の審査を経ましたので、監査委員の意見書を添付して、議会の認定を受けようとするものであります。

決算につきましては、歳入合計529,159円に対し、歳出合計350,435円と、歳入歳出差引残額178,724円が出ております。

なお、この歳入歳出差引残額につきましては、同協議会の解散に関する協議書に基づき、大牟田市、柳川市及びみやま市の関係3市に、協議会規約に定める負担割合に応じてそれぞれ返還されております。

以上、説明を申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

日程第6 報告について

議長（古賀澄雄君）

日程 6 . 報告について。

報告第 7 号 専決処分の報告について（専決第 6 号 損害賠償額の決定）について、報告第 8 号 平成22年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

日程 6 . 報告第 7 号及び報告第 8 号について、御説明申し上げます。

まず、報告第 7 号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、柳川市道における公用車運転中の自動車事故に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第 1 項の規定により平成23年 7 月 1 日付で専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

概要を申し上げますと、平成23年 5 月26日午前 8 時55分ごろ、柳川市三橋町柳河地内の市道で、建設課職員が公用車を運転し、有明海沿岸道路から西側の市道へ右折して進入した際、対向車の右側前方と接触して損傷を与えたものであります。これに係る損害賠償額を142,059 円と決定いたしましたところであります。

なお、決定した損害賠償額は、財団法人全国自治協会自動車共済保険の保険金で補てんいたしております。

次に、報告第 8 号 平成22年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

本件は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき算定した各比率について、本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものであります。

まず、同法第 3 条の規定による健全化比率につきましては、平成22年度の決算をもとに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 つの比率を算定するものであります。すべての比率において、国が定めた早期健全化基準を下回っております。

次に、同法第22条の規定による資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計、及び下水道事業特別会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものであります。いずれも、資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準を下回っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（古賀澄雄君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は、本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

日程第 7 請願について

議長（古賀澄雄君）

日程 7 . 請願について。

本定例会に提出されました請願は、お手元に配付しておりますとおり、1件の請願を受理しております。

お諮りいたします。請願第5号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願については産業経済委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本請願は産業経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時3分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成23年9月8日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三小田 一 美 | 2番 | 荒 卷 英 樹 |
| 3番 | 熊 井 三千代 | 4番 | 白 谷 義 隆 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 近 藤 末 治 |
| 7番 | 佐々木 創 主 | 8番 | 河 村 好 浩 |
| 9番 | 荒 木 憲 | 10番 | 高 田 千壽輝 |
| 11番 | 諸 藤 哲 男 | 12番 | 太 田 武 文 |
| 13番 | 吉 田 勝 也 | 14番 | 山 田 奉 文 |
| 15番 | 矢ヶ部 広 巳 | 16番 | 緒 方 寿 光 |
| 17番 | 浦 博 宣 | 18番 | 藤 丸 正 勝 |
| 19番 | 田 中 雅 美 | 20番 | 島 添 勝 |
| 21番 | 樽 見 哲 也 | 22番 | 伊 藤 法 博 |
| 23番 | 梅 崎 和 弘 | 24番 | 古 賀 澄 雄 |

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 滿 |
| 總 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 山 | 田 | 明 | 寬 |
| 建 | 設 | 野 | 田 | | 彰 |
| 産 | 業 | 横 | 山 | 英 | 真 |
| 經 | 済 | 高 | 田 | | 厚 |
| 部 | 長 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 兼 | 大 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 和 | 庁 | 稻 | 又 | 義 | 輝 |
| 舎 | 舎 | 橋 | 本 | 祐 | 二 |
| 長 | 長 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 教 | 育 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 部 | 長 | 高 | 巢 | 雄 | 三 |
| 兼 | 兼 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 三 | 三 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 橋 | 橋 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 庁 | 庁 | 待 | 鳥 | | 哲 |
| 舎 | 舎 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 長 | 長 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 消 | 防 | 松 | 藤 | 博 | 明 |
| 人 | 事 | 収 | 税 | 祐 | 治 |
| 秘 | 書 | 人 | 權 | 親 | 廣 |
| 課 | 長 | 西 | 田 | | |
| 總 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 企 | 画 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 財 | 政 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 税 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 健 | 康 | | | | |
| づ | く | | | | |
| り | 課 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 福 | 祉 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 学 | 校 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 生 | 涯 | | | | |
| 学 | 習 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 補 | 佐 | | | | |
| 農 | 政 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 水 | 路 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 監 | 査 | | | | |
| 委 | 員 | | | | |
| 収 | 税 | | | | |
| 対 | 策 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 人 | 權 | | | | |
| ・ | 同 | | | | |
| 和 | 対 | | | | |
| 策 | 室 | | | | |
| 長 | | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 係 | 長 | | | | | 龜 | 崎 | 公 | 徳 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | |
| | | | | | | 池 | 末 | 勇 | 人 |

5 . 議事日程

日程（１） 議案質疑について

- 1 議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2 議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4 議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5 議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6 議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7 議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8 議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 9 議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について
- 10 議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 11 議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 12 議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑について

議長（古賀澄雄君）

日程1．議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、または自己の意見を述べることのないようお願いをしておきます。

議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

及び議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について

の以上8議案を一括議題といたします。

8議案について質疑を行います。

18番（藤丸正勝君）

皆さんおはようございます。議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書、歳入20ページから23ページ、また、28ページから31ページの1款1項から6項までの市税収入の不納欠損、収入未済額、滞納についてと22、23ページの歳出の不用額883,000千円について質問をいたします。

まず、市税で不納欠損57,180千円、収入未済額407,220千円が決算に上がっておりますが、不納欠損の57,180千円は、もうこれは税込として、徴収の見込みはないということでしょうか。収入未済額407,000千円のこの取り扱い、これは今後どのようにされるか。

また、平成18年度より歳出の不用額、5年間を見ても、約6億円から9億円の不用額が毎年決算書に上がっておりますが、22年度も23ページには不用額として830,000千円が上がっておりますので、この不用額の多い3点について質問をいたします。

まず、3款の民生費、不用額218,730千円、それと衛生費156,770千円、それから10款・教育費220,670千円、この3点。このように多額の不用額が生じた原因はなぜか説明を求めます。

それから、滞納の徴収の状況でございますけれども、市長は市税、税込確保にはしっかりと滞納対策をしていくとの答弁がございましたが、22年度決算では、過年調定額の徴収率が低いんじゃないかと思っておりますので、過年調定額は幾らであったか。また過年収入分 徴収ですね、収入はこれ幾らあったか。また、これの徴収率は何パーセントになっておったか、これを伺います。

それから3点目として、この滞納の徴収方法はどのようなふうにされておりますか。この3点を大きく3つの項目に分けて質問をいたしますので、答弁よろしく願いいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

それでは、藤丸議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、収入未済額の数字、407,000千円程度が残るがという御質問でございましたが、そのことから御説明をさせていただきます。

22年度の市税収入未済額として記載されております407,223,963円は、滞納額として残ることになります。議員の御指摘のとおりでございますが、それは、平成23年度以降に私ども柳川市収税対策課が整理回収に当たるということになります。

次の収納率の関係でございますが、先ほどの収入未済額との関係がございますので、申しわけございませんが、現年の分も御説明をさせていただきます。

収納率でございますけれども、平成22年度と21年度を比較いたしますと、22年度の市税現年分は、すべての税目で21年度を上回りまして、合計で98.14%でございますが、21年度98.05%と比較いたしますと、0.09%ほどよくなっております。

22年度滞納繰越分の徴収率でございますけれども、これは、軽自動車税以外は21年度を上回ることができませんで16.11%でございますが、21年度分18.43%と比較しますと、2.32%下回っております。

過年度分、滞納分の収入でございますけれども、67,234千円ほど徴収をいたしております。

それと、その滞納額に対する対応でございますけれども、滞納対策ということで、以前から答弁と重なる部分もあるかと思いますが、お答えをさせていただきます。

税が滞納になったときは、まず自主納付をしていただくように催告書を発送したり、個別に訪問をいたします。それでも、納付または納付の約束がない場合は、銀行などの金融機関や保険会社、また法務局などに対して資産の調査を行い、納税する力があると認められるときは、預貯金や保険、それから不動産などを差し押さえる滞納処分を行います。会社勤めの方は、会社に給与の照会依頼をして、法律に従い、その給与の一部を差し押さえるということもございます。また、困難事案に対しては、福岡県の職員と共同で徴収業務を行い、市債権の回収に努めております。

以上でございます。

保健福祉部長（山田明寛君）

議員の御質問の歳出の不用額について、3款と4款について、私のほうから御説明を申し上げたいと思います。

まず3款の民生費の不用額ですけれども、決算書の147ページのほうに記載しておりますけれども、不用額としては、議員おっしゃったように、218,735千円でございます。

主なものは、まず決算書の154ページ、1項3目の障害者福祉費の21,115千円でございます。これは、決算書157ページ備考に記載の特別障害者手当等支給事業費で、対象者の死亡、施設の入所、入院等による支給額の減であります。不用額としては2,134千円あります。及び自立支援給付費、介護給付費の扶助費が給付者数の減により少なくなったこと、不用額8,859千円が主な要因でございます。

次に、決算書の158ページ、1項7目の介護保険事業費の18,265千円でございます。

これは、決算書161ページ備考に記載の地域支援事業費で生活機能評価健診の受診者、不用

額として9,992千円、及び「食」の自立支援事業の利用者、これにかかわる不用額が1,051千円が当初見込みより少なかったことが主な要因でございます。

次に、決算書の170ページ、1項10目の後期高齢者医療事業費の19,227千円でございます。

これは、決算書171ページ備考に記載の後期高齢者特別会計の繰出金のうち、保険基盤安定繰出金、不用額としては12,082千円でございます。が推計よりも伸び率が小さかったことが主な要因でございます。

次に、決算書172ページ、2項2目の児童措置費の41,885千円でございます。

これは、決算書175ページ備考に記載の保育所入所児童数が見込みより少なかったことによる保育所運営費の減7,797千円、及び延長保育事業の利用者減により補助対象外となったことによる特別保育補助事業費の減18,084千円、並びに決算書177ページ備考に記載の子ども手当支給対象者が当初見込み数を下回ったことによる子ども手当の減14,011千円が主な要因でございます。

最後に、決算書180ページ、3項2目の扶助費の51,135千円でございます。

これは、生活保護費のうち、医療扶助費について、保護申請者の増加、通院、入院患者の医療単価の上昇、高額医療手術など、高額医療費等の費用増を想定しておりましたけれども、実績として、通院、入院患者の減により扶助費が減少したことが主な要因でございます。

以上が3款・民生費の不用額の主な要因でございます。

次に4款、これについては市民部と保健福祉部にかかわる内容でございますけれども、私のほうからまとめて御説明をしたいと思います。

決算書181ページ、4款・衛生費の不用額は156,777千円でございます。

主なものは、まず決算書186ページ、1項5目の予防費の68,128千円でございます。この中身の主なものとしましては、予防接種委託料48,847千円、それと、新型インフルエンザワクチン接種費用助成金6,357千円でございます。

予防接種委託料につきましては、本年1月1日より接種を開始いたしました子宮頸がんワクチン接種について、全国地方自治体でワクチン接種事業が一斉に開始されましたことによりまして、ワクチンの供給不足が生じました。それで、本年3月7日より接種を差し控える措置がとられたこと、及び議員御承知のように、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種について死亡例の報告が複数あったため、本年3月4日から専門家により安全正常の評価がされるまで接種が見合わされたことにより、多くの不用額が生じたものでございます。

また、新型インフルエンザワクチン接種助成金につきましては、平成21年に発生しました新型インフルエンザに対するワクチン接種費用についての助成でありますけれども、新型インフルエンザの流行が平成21年度末に最初の流行が沈静化し、その後、最初に心配されたような大きな流行がなかったため、当初見込みよりワクチン接種者が少なかったため生じたものでございます。

次に、決算書198ページ、2項3目の塵芥処理費の56,439千円でございます。

これは、クリーンセンターの光熱水費やごみ袋の入札執行残、また金属系不燃物の処理委託料や、プラスチック製容器包装の分別収集が想定より大幅に少なかったことが主な要因でございます。

以上が4款、衛生費における不用額の主な要因でございます。

以上です。

教育部長（高田 厚君）

それでは、10款については、私のほうから御説明させていただきます。

10款、教育費の総額約3,143,000千円のうち、約220,000千円が不用額として残ってきているわけでございます。率に直しまして、7%というところでございます。その220,000千円のうち、学校教育課所管分が192,000千円ほどになっております。その主なものといたしましては、決算書の297ページの小学校費、この学校建設費で不用額が96,000千円ほど出てきているわけでございます。

その理由と申しますのは、この工事費ですけれども、柳河小学校のプール改修工事、それと城内小学校の管理棟及びプール改修工事、それに小学校5校の耐震補強工事を行っておりますが、これの入札残がほとんどでございます。

それに、決算書でいいますと、303ページでございます。

中学校費でございますが、この中学校費でも、学校建設費で約30,000千円の不用額が出ておるわけでございます。ここでは、昭代中学校と三橋中学校の耐震補強工事を行っておりますので、その不用額と、要するに入札残ということでございます。

そういうことで、学校教育課分の不用額の約1億、工事費の合計が130,000千円ほどになりまして、先ほど申し上げました学校教育課関係の不用額の約65%については、こういった工事の入札残による不用額ということでございます。

ほかには、決算書の291ページの小学校の学校管理費で19,000千円、それから、297ページの中学校費の学校管理費で11,700千円の不用額が出てきております。これにつきましては、電気量等の光熱水費の残等が主なものでございます。

ほかに、293ページに教育振興費で11,360千円ほど出てきておりますが、これにつきましては、教育上の特別な支援を必要とします児童・生徒が在籍しております学級の教員を補助するために教員補助員を配置しておりますが、ここに特別支援学級が新たに設置されたために不要になったということで、3,650千円が不用額として出てきておりますが、そういったものが主なものでございます。

最後に、決算書の303ページに幼稚園就園奨励事業費がありますが、ここに10,840千円の不用額が出てきております。これにつきましては、当初見込みをしておりました人数と、実際申請があって支給をいたしました実人数との差があったということで、特に申請をされても

所得制限で引っかかって対象にならなかったという方がかなりの数おられましたので、それが大きな要因となっております。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

収入未済額の407,000千円というのは、今後、税務課から収納対策課へ、これは移るといっか、そういうふうな方向へ行くわけですかね。もう税務課は収納対策課に丸投げして、徴収させられるという、そういうふうなことですかね。

それから、現年度の方が98.14%というのも、この4年間を見てもみますと、19年度が大体98.3%、収納率。それがどんどんどんどん下がってきて98.14%と。

また、過年度分を見てもみますと、今さっき言われましたが16.1%の徴収率ということで、これも19年度から見てもみますと、20%台から16.1%台まで落ちておるといことですね。この過年度分に対して、やはりこれはもうどうしようもないような徴収ですかね、その点をお一つお願いいたします。

それから、歳出のほうの不用額が、先ほど言いました民生費、衛生費、教育費、これが毎年、去年、20年度から見てもみますと2億円前後が毎年上がっておるわけですね。それで今説明を聞きますと、やはり、ああそうかなと納得いくような説明でございますけれども、これは、翌年度の予算をつくるための繰越金として、私は意図的にやっているんじゃないかというような感じを受けたから、ちょっと説明を聞いたわけですけど、そういう意図的なことはないわけですかね。そのところをお聞きいたしたいと思います。それと、この滞納の徴収方法をもっと詳しくお願いしたいと思います。

収税対策課長（乗富祐治君）

まず、藤丸議員の現年度分、過年度分ということでございますが、まず最初、納付書を発行しますと、税務課が対応いたします。それが、ある一定期間たちますと、私ども徴収専門でございますので、（「その一定期間というのはどれぐらいですか」と呼ぶ者あり）

基本的には、現年部分については税務課ですけれども、現年度でも滞納があれば、何とか現年分を少なくしておかないと、また翌年でなかなか取れないという現状がございますので、私ども収税対策課で、現年分についても難しいやつは徴収に行っております。過年度に滞納分になりますと、私ども収税対策課で徴収をさせていただいております。

それと、先ほど税金の滞納がということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、滞納されている方は、商売がうまくいっていないとか、会社をリストラされたとか、ほかに借金があり生活が苦しいなどいろいろ理由が、聞きますと理由がございます。そういう方の中には、家や土地などを担保として、金融機関などから資金を借りて事業を続けられている方や生活をされておる方が結構いらっしゃいます。

私どもの収税対策課といたしましては、滞納されておる方に対して個別訪問を強化する、

それから、幾らかでも税金の納付のお願いをして、また、財産をお持ちかどうかをまず詳細に調査をいたしまして、資金の回復ぐあいを勘案して、差し押さえなど滞納処分をして、徴収率の向上に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。

財政課長（石橋真剛君）

藤丸議員のほうから、かなりの不用額が出ていると、これにつきましては大体毎年なっているから、意図的に翌年度への繰越金に使うためじゃないかという御質問でございましたけど、そういうことは全くございません。

こういうふうな予算を計上する場合は、やはり各部各課見積もりをとります。想定の人数とか、工事の場合は、設計の見込み額等を出して、それを予算に計上すると。やはり予算を計上した後に、実際にその業務に入りますが、そのときはやはり乖離はします、出ます。その乖離がこういうふうな不用額として発生するということでございます。今回特に民生費とか、衛生費は扶助費的なもの、市民の参加とかを募るもの、また教育費につきましては工事ということで入札ということがありますので、そういうふうな面でやはり執行の残が出るというのは、私どもとしましては、やむを得ないものだろうと考えておりますので、確認しますが、あくまでも翌年度への繰越金をつくるためではございません。

以上でございます。

18番（藤丸正勝君）

徴収率の16.1%の分は答弁してもらったですかね。

それで、ちょっともう3回目になるけん、後でよかけんですね。

今、石橋課長言われるように、これはやっぱり意図的ではなかったということで理解しておきますので。

それから、我々市民には、この納税の義務というのがありますので、この納税者に対しては、毅然とした収納収税対策をやってもらいまして、柳川市の税増収に図ってもらいたいということでございます。

それと、今さっき言いました過年度分の1.6%に落ち込んだ説明方お願いを、もう一回お願いいたします。

収税対策課長（乗富祐治君）

もうそれは市長の最初の所信表明の中でもございましたように、今不況で非常に厳しいということで、前からの滞納まで払い切らんということで、なかなか私ども回りまして、納付していただけないというのが現状でございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

まず、議案第40号ですけれども、これにつきましては、成果説明書に基づいて行います。

まずページ数で申し上げますと、39ページの結婚サポート事業です。

これには約2,860千円予算があっておりましたけれども、これに対する参加者数とそれから、何組ぐらいが成立をしたのかどうか、ということと、この委託業者は、この結婚サポート事業等、またほかにもいろんな事業をされているかどうかということをお尋ねいたします。

それと、79ページですけれども、福岡県の介護保険広域連合、この件につきましては、まず当初は、介護保険税、柳川市はCグループだったんですけれども、そのうちにBグループということで保険税が上がっております。これにつきましては、Cグループにですね、もとのように戻るようなこの施策をぜひしてほしいということも私は一般質問でも行っておりました。これにつきまして今後の施策はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

それと、91ページです。

これは同和対策事業が33年間継続しまして、平成14年3月に地対財特法の失効によりまして、すべて終了したということが記述されております。それと、この一般対策へ移行したということですが、その一般対策へ移行された事業というものは、これはどんなものがあるかということです。

それともう1つが、特別対策から一般対策への移行は、これは行政手法の違いであるということが書いてありますけれども、こちら辺について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

それから、101ページですけれども、今はこういう不況の時代でございます。こういう中で生活保護の世帯数、ここ二、三年、増減はどうなっているかということをお尋ねいたします。

それから、議案第44号もよかとですね。

議長（古賀澄雄君）

はい。

23番（梅崎和弘君）

議案第44号の住宅新築資金などの件ですけれども、これについての徴収状況ですね。また、ここは不納欠損があるのかどうか、あれば金額を教えてくださいと思います。

以上です。

企画課長（橋本祐二郎君）

梅崎議員の結婚サポート事業についてお答えいたします。

参加者数とか何組成立したかという御質問ですけど、8月31日現在で男性が104名、女性が62名、合計で166名の方に会員登録をしていただいております。センターを利用していただいております。なお、昨年7月のセンター開所から現在までに、毎月1回から2回程度、出会いのパーティーというのをしております、延べ250人の参加をいただいております。また会員同士の見合いにつきましては32回実施をいたしております。これらの取り組みを通じまして、現在までに2組の方が婚約をされております。また、そのほかに今現在4組の方がお

つき合いをされております。

次に、委託業者についてでございますけど、委託業者は、以前より結婚相談に関する業務を行っております特定非営利活動法人、NPOの筑後良縁会に業務を委託しております。なお、この良縁会は、八女市、筑後市、広川町の2市1町でも取り組まれております結婚サポートセンターの運営の委託を受けまして、他自治体でも実績を上げている団体でございます。

以上でございます。

福祉課長（高田淳治君）

まず、介護保険のBグループからCグループに移行できると、そういった施策はどうしているかということでございます。

これにつきましては、昨年の12月議会でも御答弁をいたしましたけれども、介護給付費を抑制することがやはり最も重要ではないかというふうに考えております。このためには、やはり一人でも多くの高齢者の皆様に健康で生きがいを持ってもらいまして、元気で自立した生活を送っていただくこと、これが何よりの対策であろうというふうに考えているところでございます。

このため、生活機能評価事業によりまして要支援、要介護になる恐れがある方を特定高齢者というふうに呼んでおりますけれども、この方たちを対象にした運動器の機能低下の予防・向上、口腔機能の悪化予防・向上、栄養改善等を目的に、平成21年度から介護予防教室を実施いたしておりますが、これまで9月末から3カ月間の実施としていたものを、さらに効果を上げるため、期間をさらに3カ月延長をいたしまして、6カ月間の実施とすることにいたしております。また、本年度より新たに音楽や楽器などを取り入れた介護予防教室を実施いたしているところでございます。本市では今後もさまざまな検討を加えながら、介護要望事業の拡充を図っていきたいというふうに考えております。

また、地域デイサービス事業の実施や高齢者の社会参加、健康づくり推進のための老人クラブへの支援等も引き続き行ってまいりまして、Cグループを目指して介護給付費の抑制、並びに高齢者の健康保持に努めているところでございます。

それから、生活保護の世帯数の推移という御質問でございます。

平成20年4月1日現在で、被保護者世帯数612世帯、被保護者数が975人、平成21年4月1日現在では、被保護者世帯数が615世帯、被保護者数が947人、平成22年の4月1日現在で、被保護者世帯数は653世帯、被保護者数986人、平成23年4月1日現在でございますが、被保護者世帯数が676世帯、被保護者数が1,006人、今年度、平成23年の9月1日現在の数を申し上げますと、被保護者世帯数690世帯、被保護者数が1,031人というふうになっております。

平成20年の4月1日から平成23年の9月1日現在までの推移でございますが、被保護世帯数が78世帯、被保護者数としては56人の増加というふうになっております。

以上でございます。

人権・同和対策室長（西田親廣君）

それでは、主要施策の91ページに関係します御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

この中で「地対財特法」という言葉が出てきますが、これは「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」という名称でございます。これは、特定の地区を指定いたしまして事業を実施する場合、財政上の措置を行うという法律でございます。これが議員お話しされましたように、13年度末をもって失効したところでございます。

今後、当然事業を行う場合は、ほかの事業と同じように、国、県あるいは市、それぞれで事業を行っていくということになりますので、そういった特別の財政の措置をするということがなくなったということでございます。したがって、特別対策から一般対策へ移った、このことが当然のことながら行政手法が違ふということになるわけでございます。

例えて言いますならば、今までは特定の地区を指定しておりますと、その中で実施します、例えば道路改良事業、そういった環境整備事業は、特別に実施することができたわけでございますが、この法律が失効後は一般の対策ということになりますので、今本市が行っているようなさまざまな事業の中に組み込んでいくということになるわけでございます。

以上でございます。

次に、議案第44号の住宅新築資金についてのお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

住宅新築資金の貸付金の徴収状況でございますが、平成22年度末現在で75.72%の徴収率でございます。

次に、不納欠損であります、この住宅新築資金等特別会計では、今まで不納欠損は行っておりません。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

2点ほどお尋ねいたします。

まず介護保険の件ですけれども、今先ほど介護予防ということで、音楽や楽器を使った介護予防事業とありましたけれども、この中身をですね、新しく聞くような名前ですので、これのちょっと説明をもう少しお願いいたします。

それから、同和対策事業の件ですけれども、行政手法の違いとありますけれども、こちら辺をもっとわかりやすく説明してほしいということをお願いいたしたんですけれども、そこできまいますか。

以上です。

福祉課長（高田淳治君）

介護予防の音楽教室ということでございますが、やはり介護を予防するためには、音楽と

楽器をそういった使ったところがかなり有効だというふうなことでございます。柳川市としては、これをぜひ採用していきたいということでございますが、これは一応水曜コースと金曜コースを今設けております。水曜コースは、8月3日から開催をいたしております。それから、金曜コースにつきましては、8月12日から開始を既にやっております。

最終につきましては、水曜コースは12月14日、それから金曜日コースは12月16日ということで、それぞれコースにつきましては25名の25名というふうなことで実施をいたしております。

これについて、それぞれ12回のコースを設けておりまして、この中でいろんな講師の方から指導をしていただきながら、介護予防につなげていきたいというふうなことで実施をいたしているところでございます。

以上です。

人権・同和対策室長（西田親廣君）

先ほどお話がありましたように、行政手法が違うというのに、もう少し説明ができないかというお尋ねでございます。

この法律が最初にできましたのが昭和44年から特別対策事業というのは始まっておりまして、先ほど来お話をしていますように、これが平成13年度をもって終了したということから記述をさせていただいているところです。この間、さまざまな法の制度が改正なされております。最後になったのが平成9年でございますが、このときには事業のメニューが15の事業に縮小されまして、特別に実施するというのが、先ほど申し上げた財政上の特定の特別の法律でございます。この中では、さまざまな他の国土交通省なり、いろんな事業で行われるところと同じように、特別な法律でございますから、申請業務から含めて、すべて違うわけでございます。

ところが、先ほど言いました裏づけとなる法律がもうなくなったわけでございますから、そういった行政的な手続については特別にする必要はなくなった。したがって、行政的には、今行われているさまざまな、例えば、まちづくりの事業なり、いろんなそういった他の事業とリンクしながら実施するということになっていくわけでございますので、そういった意味合いでこちらのほうに記述をさせていただいております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

いいです。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会に審査を付託したいと思います。御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本案は12名の委員構成による決算審査特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により指名いたします。

佐々木創主議員、荒巻英樹議員、矢ヶ部広巳議員、緒方寿光議員、島添勝議員、伊藤法博議員、近藤末治議員、梅崎和弘議員、荒木憲議員、田中雅美議員、熊井三千代議員、白谷義隆議員の以上12名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました12名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催していただき、正副委員長の選出をお願いしておきます。

お諮りいたします。議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することを決定いたしました。

お諮りいたします。議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は建設委員会に審査を付託することを決定いたしました。

次に、

議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

及び議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての3議案を一括議題といたします。

3議案について質疑を行います。

質疑の通告者の発言を許します。

7番（佐々木創主君）

それでは、議案第48号、一般会計補正予算の第3号について、2点お尋ねをさせていただきます。

まず1つ目が20ページ、総務費のコミュニティ対策費の今古賀コミュニティセンター助成金と、41ページにあります教育費の中央公民館費、公民館建設費助成金とあるんですが、今古賀のほうは、全員協議会の折に説明資料によって事業費が37,159,500円という数字はいただいておりますけれども、公民館建設費補助金、弁天、上塩塚、雁喰、それぞれの改築事業費、それと新築事業費。それで、名前はコミュニティセンターと公民館と、費目も総務費と教育費ということで違うんですけれども、中身としては似たような施設じゃないかなと。どういう施設として違いがあるのか、それと、その助成金の支給基準、違いがあるのか、その

中身を教えてください。

それと2点目、同じく一般会計補正予算の第3号の52ページ、債務負担行為、この中に市民会館及び歴史民俗資料館の指定管理の2つ 3つですけれども、そのうちの2つ、これを上げていただいておりますけれども、これは24年度から3カ年でありまして、現在23年度まで、それぞれの委託先と委託料、負担行為がですね。それと両館の職員構成を教えてください。

以上、お願いします。

生涯学習課長（石橋正次君）

それでは、まず初めに、今古賀地区のコミュニティセンター助成金と公民館建設費助成金の支給基準の違いにつきまして御説明をさせていただきます。

今古賀コミュニティセンターにつきましては、財団法人自治総合センターからの助成事業を活用するもので、一方、公民館建設費助成金につきましては、市の補助金交付要綱に基づいて助成をするものであります。

財団法人自治総合センターのコミュニティセンター助成事業につきましては、15,000千円を上限として、建設事業費等の5分の3に相当する額が助成をされるわけでございます。財団法人自治総合センターが行うコミュニティ助成制度は、県の財団への推薦枠というものがありませんが、これが県下で3件に限られておりまして、申請すれば必ず採用されるというものではないわけでございます。このため、市では申請に当たって、活用指針を定めているところでございます。市の活用指針といたしましては、1点目に、事業費総額が25,000千円以上であること、建設費、備品購入費のみでの額でございます。用地取得費、外構費、既存施設の解体費等につきましては、対象外でございます。それから、2点目といたしましては、自己資金が相当程度準備をされていること、またはその見込みであること。それから、3点目につきましては、申請により必ず採択をされるものではないことから、自治総合センター事業の採択を待てること。それから、4点目といたしましては、事業実施主体が規約等の整備されたコミュニティ組織であること等を定め、この指針に基づいて申請を行っているということでございます。

今回の今古賀地区コミュニティセンターの整備事業につきましては、総額で37,159,500円、積立金を16,000千円準備されております。

一方、地区公民館建設費補助制度は、地区公民館の30平方メートル以上の新築または増改築について、整備面積に応じて市が助成する制度であります。新築の場合は、100平方メートル未満が1平方メートル当たり25千円、それから100平方メートル以上の場合には、上限を3,300千円として助成をしているところです。また、増改築の場合につきましては、1平方メートル当たり15千円の助成となっております。

今回の補正予算で提案をしております各地区の総事業費につきましては、弁天公民館につ

きましては新築で19,300千円の総事業費、それから、上塩塚公民館が増改築で5,556,103円、雁喰公民館が増改築で2,808,120円ということでございます。

なお、このコミュニティ助成事業の中のコミュニティセンター助成事業につきましては、これまでの活用実績といたしまして、昭和61年に昭代の七ツ家公民館、それから旧三橋町時代に蒲船津、吉開地区の公民館、合併後には、平成18年、木元地区の公民館が利用されているという状況でございます。

以上でございます。

それから、続きまして、市民公民館及び歴史民俗資料館の指定管理者、指定管理料、職員構成について御説明を申し上げます。

両施設とも平成17年度までは、管理業務の委託により運営を行っていたわけでございます。

まず、市民会館は、市の嘱託職員として、館長1名と事務職員1名のほか、九州ビルサービス株式会社に管理業務を委託しておりました。同社からは6名が管理運営に当たっておったということでございます。

それから、平成17年度の九州ビルサービス株式会社への管理業務委託料につきましては、23,322,600円でございます。ただし、嘱託職員の人件費や施設の維持管理費などもありまして、市の負担する経費は、全体としては38,146,363円かかっております。

また、歴史民俗資料館につきましては、財団法人北原白秋生家保存会に管理業務を委託しておりまして、4名体制で運営をされておりました。平成17年度の管理業務委託料につきましては、23,000千円でございます。

それから、市民会館も歴史民俗資料館も、平成18年度からは指定管理者制度を導入しているところでございます。両施設の指定管理者及び指定管理料ですけれども、市民会館の指定管理者につきましては九州ビルサービス株式会社で、指定管理料が平成18年度が23,294,650円、それから19年度は22,921,015円、平成20年度は22,894,971円、平成22年度から平成23年度までは22,890千円でございます。

また、歴史民俗資料館につきましては、指定管理者が財団法人北原白秋生家保存会でございまして、指定管理料につきましては、平成18年度から23年度まで、各年度12,000千円でございます。

職員構成につきましては、現在、市民会館が総数10名でございます。内訳といたしましては、館長が1名、事務職員1名、舞台技術者が4名、夜間受付が1名、そして、清掃をされる方が3名でございます。また、歴史民俗資料館につきましては総数4名、内訳は、学芸員1名、事務受付1名、臨時職員2名となっております。

以上でございます。（「コミセンと公民館の性格の違いというか、中身の違いがあるか」と呼ぶ者あり）それぞれ、今古賀地区コミュニティセンターにおきましても、弁天公民館、それから上塩塚公民館、雁喰公民館につきましては、位置づけといたしましては地区公民館

というふうなとらえ方でございます。同じ地区公民館というとらえ方でございます。

以上です。

7番（佐々木創主君）

地区、今古賀も地区公民館ですかね。それで、合併して7年目でございますが、地域の地区公民館によっては、いまだにコミュニティセンターという名前を冠している施設もあるようなんですが、金子市長は、マニフェストで進めておられる校区コミセンと、その辺とのすみ分けといいですかね。特に今古賀の場合が207平米で37,000千円と、先ほど、以前つくられた施設の中で、吉開とか幾つか上げていただきましたけど、もうかなり立派なやつもあるように思うんですが、その辺の整合性といいますか、あくまでも地区公民館なのか、地区公民館であれば受益者といいますか、地元である地域の人口であるとか、広さとか、その辺もあると思いますから、その辺の基準があるのか、それを教えてください。

それと、市民会館ですけれども、先ほどその現在の職員構成、館長、事務職、舞台、夜間、清掃と、これすべて九州ビルサービスの社員さんということなのか、教えてください。

生涯学習課長（石橋正次君）

先ほど申しましたように、今古賀コミュニティセンター、それから、名前が出ましたけれども吉開なり蒲船津なりの公民館につきましては、同じく地区公民館というふうなとらえ方でございます。

それで、なぜその大きさと申しますか、そういった分が違うかということでございますけれども、その公民館をどのような形で大きさを決めてつくるかについては、それは地区の皆様の御協議によるものであると思いますけれども、吉開とか蒲船津といった名前が出ましたので、旧三橋町につきましては、地区公民館をやはり建設する際には、同じ地区の行政区、例えば蒲船津でしたならば、蒲船津1区から4区ございますけれども、一つの公民館をつくろうと。吉開でしたならば、吉開1、2とありますけれども、1、2が合わせて一つの公民館をつくろうといったような流れがございまして、そういった部分では、やはり単独での地区の公民館を建設するよりも、大き目の公民館をつくる傾向にあったということでございます。それで大きい公民館を割とつくっているのかなと思われまして。

それから、市民会館の九州ビルサービスの職員につきましては、すべて九ビルの職員ということでございます。

以上でございます。

議長（古賀澄雄君）

以上で佐々木議員の質疑を終了いたします。

18番（藤丸正勝君）

議案第48号の補正予算（第3号）、41ページ、10款の2項1目、公有財産購入費19,118千円。これは1坪に対し、妥当な金額であるか。また、この坪数、これはどれだけであるか。

その坪数に対する単価、これは幾らで購入される予定でございますか。

それから、佐賀線跡地道路整備ができるからこの購入をということでありますので、この佐賀線跡地道路整備はいつから計画がされておるか。

また、財源でございますけれども、繰入金ということは、三橋町地域振興基金を全額使われることであるかということと、それから旧三橋町には、この5つの小学校がありますけれども、5つの小学校専用の駐車場という、職員駐車場というのは現在何校ありますか。それからですね、今後も子供たちや地域住民の安全・安心のためにも、各校区にこういう専用駐車場を購入される計画もあるわけでしょう。その点、6項目ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうからお答えしたいと思います。

まず、今回購入します土地の単価になりますが、一応、宅地と田と2つございます。宅地につきましては平米単価28,500円、坪単価に直しますと、94千円程度になります。それから田のほうになりますが、平米単価15,300円、坪単価に直しますと、おおよそ50,500円程度になるものかと思えます。

大きさが適当かというのが2番目の御質問だったかと思いますが、大体、駐車場1台に係りますのが、大体27平米ほど係るといふふうに聞いております。通路とかを含めての面積になりますが、それからいたしますと、今回購入をお願いしております940平米ぐらいになりますと、大体それだけで割りますと、34台程度は入るかと思っております。

今回、矢ヶ部小学校の駐車場につきましては、全く駐車場がなくなるという状態になっております。例えば、運動場あたりでそこら辺が賄えないかっていうようなこともあるかと思いますが、矢ヶ部小学校につきましては面積が非常に狭くございます。それから、平成20年に学童保育所を建設する際に、樹木とか、遊具につきましては東側のほうに移設をしております。現状といたしまして、運動場なり学校の敷地内では駐車場がとれないというふうに判断をいたしましたところでございます。

それから、三橋の5つの小学校に専用の駐車場があるかというお尋ねだったかと思えます。

私ども学校教育課のほうでは、施設をつくる際に施設台帳というものをつくらせていただきます。その施設台帳には、建物敷地、それから運動場、実験実習地その他っていう3項目で上げるようになっております。現状といたしまして、学校敷地の一部もしくは運動場の一部を駐車場で使用してあるというふうに考えております。

それから、今後、そういう駐車場を建設する予定があるかという御質問であったかと思えます。これにつきましては、私どもで今考えておりますのは、平成22年度までで終わりました耐震化、それから、いわゆる昭和46年以前に建設されました校舎改築をまず優先したいというふうに考えております。

それから、そういう校舎改築なり大規模改修なり、そういうものがある際には予算の許す範囲で、そういう駐車場なりの整備も行いたいというふうに考えております。

もう1点、佐賀線跡地 でしたら、学校教育課は以上で終わらせていただきます。

建設部長（野田 彰君）

佐賀線跡地の道路建設は、いつごろからという質問でございました。

あの佐賀線跡地の道路建設につきましては、福岡県の県土整備事務所が実施いたします。現在、調査設計に入っておると聞いております。それに伴いまして用地買収等もありますので、いつからというのはまだ聞いておりませんが、もう調査設計に入っているというふうに聞いております。

以上でございます。（「地域振興基金は全額」と呼ぶ者あり）

財政課長（石橋真剛君）

今回、矢ヶ部小学校の駐車場の用地購入費に19,133千円、補正予算を計上しております。この全額を三橋町振興基金で活用するということになっています。

18番（藤丸正勝君）

学校教育課長の話でありますと、小学校が狭いと、駐車場がない、これはどこの小学校も一緒なんですよ。三橋に限って言いますと、二ツ河小学校も、駐車場としてはないと。ただ、二ツ河小学校のほうも御存じのように、遊戯場と運動場の合い中を通して車が入り出している、非常に危険なわけですよ。そういうことで、今後こういう駐車場計画があるかということをお聞きしたら、今のところないと。そういう附帯設備ができる、小学校建設ができる、その予算があったらつく。それじゃ、ちょっとおかしかじやなかですか。これは三橋町地域振興基金で取得するわけでしょう。やはりこれはあなたたちが予算をつけてするんじゃなくて、これは三橋町市民の基金なんですよ。やはり地元、区長会、PTAあたりからそういうふうな要望が上がってきたら、執行部としては、これは考えてもらわなければならない事業と思っているんですよ。これは、一般財源で事業をやると言ったら、私はこれ言いませんけど、三橋町地域振興基金を充てるならば、やはり市民全体に対する事業をやるのが本当じゃないかと私は思っておりますので、あなたが今後、各校区に専用駐車場の購入計画がないと言われてまして、ないと言われたのですよね、これはやっぱり矢ヶ部だけ地域振興基金で買うということは、ちょっと差別していないかということに私は思うわけですよ。

やはりこれは職員の駐車場としてだったら使うわけですか。そのところをもう1点、職員の駐車場として使うわけですか。市民の駐車場として使うときは、その辺のすみ分けをちょっとはっきりお願いしたいと思います。

それからですね、それで、三橋町地域振興基金を創設した最初の目的、これは何だったかですね。目的、用途とか、そういうのを審議会で話し合いもされたんじゃないかと当時

思うんですけど、話されなかったら、なかったでいいんです。私は、これは三橋町市民の皆さんが特例的に10年間で使うということだからですね、やはりこういう事業は、私はどんどんやってくれと、大いに賛成いたします。こういう地域振興基金でやる事業は、三橋市民のためならですね、どんどんやってくださいと私は思っております。

それから、市長にお聞きいたしますけど、市長はこういう駐車場整備をしたらですよ、職員から駐車場料金を取ると言われた、これは、これとまた事業は違うんですかね。そういうふうなことで私が3月に一般質問したとき、職員から駐車場料金を取ったらどうかという提案をしておりましたけど、今度こういう駐車場整備がされたということで職員からの駐車料金を取られるか、そのところをちょっとひとつお願いいたします。

学校教育課長（高崎祐二君）

私のほうからは、今回の駐車場が職員の駐車場かというお尋ねにお答えしたいと思います。

まず、今現在、矢ヶ部小学校には学校職員 校長、教頭、司書から用務員の方まで含めますと15名の方がいらっしゃいます。それから、学童保育所がありまして、学童の指導員の方が3名、それ以外は来賓、それから父母用にというふうに考えて整備を行っておるところでございます。

以上です。

財政課長（石橋真剛君）

済みません、申しわけございません。

今、藤丸議員から地域振興基金の用途、目的ということでございますが、合併いたしました17年3月21日に、この地域振興基金の条例を制定しております。

その条例によりますと、活用目的は、特定の事業を指定して設置したものではなくて、当該地域の振興を図るということで、広く事業に活用できるようにという用途、目的で設置されております。また期間も、今議員おっしゃいましたように、合併後10年間に限ってと要するに27年3月31日までに限って、特例的に設定されたものでございますので、条例上は事業を限定して設定されたものではないということは、御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

職員の駐車場の料金についての質問でございます。

これについて、藤丸正勝議員から幾度も御質問をいただいておりますけれども、特に庁舎統合等で駐車場が別に必要になった場合等については、検討をしなければならないだろうということで、これは市長からも以前そういう発言がっておりますけれども、今回、矢ヶ部小学校の駐車場の問題ですけれども、これについては、以前あったところが道路がつくられるということでなくなるということで、別のところを求めるといふような形になるわけでございます。

こういったことで、ちょっと今駐車料金をどうするという結論は、まだ出ていないところですが、市の職員の駐車場料金についても、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

18番（藤丸正勝君）

学校教育課長に確認いたしますけれども、今、この職員駐車場と言われたですかね、今度の購入は。この職員駐車場と、市民の皆さんが使う駐車場、これはすみ分けることいかなでしようもん。やはりこれは職員駐車場でもありながら、市民の皆さんの駐車場として使用しなければいけないんじゃないですか。

先ほど石橋課長が言われたように、地元の地域振興に対する使用は、それいいわけですよ。これは、職員駐車場という限定したら、こういう事業は、ちょっとおかしいんじゃないかと私は思うんですよ。そしたら一般財源でしなければならぬんじゃないかということに私は感じておりますので、今課長が、これは職員駐車場と言われたの、これはちょっとあなたの真意をもう一回ちょっと伺います。それで終わります。

学校教育課長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

職員駐車場とはいえ、学校の財産ということで、今回、補正予算をお願いしているということでございます。それで、御理解をお願いしたい……（「市民のためち言われんとですか、市民のためち言われんとね。あくまでも学校のために。それはおかしかばい。それはおかしか」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

矢ヶ部小学校の駐車場の職員駐車場というすみ分けの問題ですが、最優先的には朝からあそこに職員が駐車をいたします。教職員の駐車場になると思います。

ただ、夕方の分で、矢加部のコミセンを利用される方で、そこを施錠するつもりはございません。フェンスをかけて施錠するつもりはございません。そこは、そういう方たちの利用は可能というふうに思っているところです。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することを決定いたしました。

次に、議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑通告がありません。これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時20分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成23年9月12日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三小田 一 美 | 2番 | 荒 卷 英 樹 |
| 3番 | 熊 井 三千代 | 4番 | 白 谷 義 隆 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 近 藤 末 治 |
| 8番 | 河 村 好 浩 | 9番 | 荒 木 憲 |
| 10番 | 高 田 千壽輝 | 11番 | 諸 藤 哲 男 |
| 12番 | 太 田 武 文 | 13番 | 吉 田 勝 也 |
| 14番 | 山 田 奉 文 | 15番 | 矢ヶ部 広 巳 |
| 16番 | 緒 方 寿 光 | 17番 | 浦 博 宣 |
| 18番 | 藤 丸 正 勝 | 19番 | 田 中 雅 美 |
| 20番 | 島 添 勝 | 21番 | 樽 見 哲 也 |
| 22番 | 伊 藤 法 博 | 23番 | 梅 崎 和 弘 |
| 24番 | 古 賀 澄 雄 | | |

2. 欠席議員

7番 佐々木 創 主

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 滿 |
| 總 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 山 | 田 | 明 | 寬 |
| 建 | 設 | 野 | 田 | | 彰 |
| 産 | 業 | 横 | 山 | 英 | 真 |
| 經 | 済 | 高 | 田 | | 厚 |
| 部 | 長 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 兼 | 大 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 和 | 庁 | 稻 | 又 | 義 | 輝 |
| 庁 | 舎 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 舎 | 長 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 長 | | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 消 | 防 | 高 | 巢 | 雄 | 三 |
| 人 | 事 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 秘 | 書 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 課 | 長 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 總 | 務 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 企 | 画 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 課 | 長 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 財 | 政 | 古 | 賀 | 廣 | 介 |
| 課 | 長 | 白 | 谷 | 博 | 昭 |
| 税 | 務 | 安 | 河 | 一 | 章 |
| 課 | 長 | 江 | 崎 | 尚 | 美 |
| 健 | 康 | 大 | 淵 | 洋 | 祐 |
| づ | く | 選 | 挙 | 敦 | 生 |
| り | 課 | 水 | 産 | 昭 | 義 |
| 課 | 長 | | 振 | | |
| 長 | | | 興 | | |
| 課 | 長 | | 課 | | |
| 長 | | | 長 | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

議会事務局次長兼議事係長 亀 崎 公 徳
 議会事務局庶務係長 池 末 勇 人

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|-------------|---|-------------------|
| 1 | 16番 緒方寿光 | 1. 「定住化対策」はいかに (1) 人口が7万人を割らない施策とは (2) NEC跡地への企業誘致は 2. 観光客の誘致はいかに (1) 九州新幹線全線開通以降の本市への観光客の動向は (2) 路線バス(船小屋柳川線)の現況と対策は (3) 今後の方針は 3. 西鉄柳川駅東口計画の進捗状況はいかに(6月議会以降) 4. 既存のスポーツ施策のスポーツ施設および公園の施設改修計画はいかに | 市長 " " " |
| 2 | 23番 梅崎和弘 | 1. 小学校給食と生ゴミの堆肥化 (1) 地元産の食材の利用はどうなっているか (2) 地元産をもっと多く利用する為の検討委員会の結成 (3) 小学校の生ゴミ回収の応援体制 2. 図書館のビデオテープ (1) 邦画と洋画のビデオテープの割合は (2) ビデオテープの「クリーニング」のサインが出て画面がちらつき見づらいが対策は 3. クリーンセンターにおける紙資源活用 (1) 子供会・PTAの協力体制 | 市長 " " |
| 3 | 3番 熊井三千代 | 1. 公園遊具の安全確保対策について 2. 特定健康診査・保健指導実施率増加への取り組みについて 3. 国民年金事後納付期間延長への対応について | 市長 " " |
| 4 | 4番 白谷義隆 | 1. 合併特例債の活用について 2. 集落内水路の管理について | 市長 " |

| | | | |
|---|-----------------|---|-------------------------------|
| 5 | 15 番 矢ヶ部 広 巳 | 1. 船小屋柳川線バスの見直しは 2. 川下り乗船者の救命用具の着用義務は 3. 中山小学校と有明小学校は、近隣校との合併ありきか 4. 一般選挙における施設等での投票は 5. 漁業団地の入居促進は | 市長 " 教育長 市長 " |
|---|-----------------|---|-------------------------------|

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

一般質問に入る前に報告いたします。

9月8日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、御報告いたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長に荒巻英樹議員が決定しております。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（古賀澄雄君）

日程1 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いをしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言はすべて簡潔明瞭にされるようお願いをしておきます。

また、執行部の答弁も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第1順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

皆さんおはようございます。緒方寿光です。

初めに一般質問をする前に、今回の台風12号による紀伊半島豪雨での災害で亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈りいたします。

早速質問をいたしますが、執行部におかれましては簡潔明瞭な答弁をぜひお願いいたします。

最初に、本市の定住化対策について市長に質問をいたします。

9月2日に平成22年度の一般会計の決算の報告がありました。御存じのように、歳入では自主財源の市民税がおよそ2,560,000千円で前年度と比較して167,000千円の減収、率としてマイナス6.1%です。そしてまた、固定資産税はおよそ2,970,000千円で前年度と比較して180,000千円の減収で率にしてマイナス5.8%。私は、このまま景気が低迷し、人口が減少し、高齢化が進むことになれば、柳川市の貴重な自主財源の市民税、そして固定資産税は、これから先、年々減り続けると考えております。もっとわかりやすく数字を入れて話をしますと、本市の人口は平成23年3月31日現在で7万1,816人、高齢化率は26.8%です。そして、これから先の将来に向かっての人口はどんどん減り続け、高齢化率は間違いなく上がります。厚生労働省所管の国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2015年は人口がおよそ6万7,900人、高齢化率が30.6%の推計です。2020年には人口がおよそ6万4,200人、高齢化率は33.5%、そして14年後の2025年には人口およそ6万300人で高齢化率は35.3%になります。このことにより、現在の柳川市の年間55億円の貴重な自主財源の市民税、そして固定資産税は年々減少していきます。この人口減少と高齢化については、柳川市だけではなく、これは日本全国の自治体で起こっていることですが、ほとんどの自治体では早くからあらゆる対策をとり続けております。既に自治体間での生き残りをかけた競争が実は早くから始まっております。柳川市はこれまでは交付税で何とかしのいできたわけなんです、私は現在の国の財政の悪化、不況、デフレ、円高、震災の影響、そして人口減少等々を考えますと、現行の交付税制度が長く続くとは到底思えません。既に国に甘えられる時代は終わって、そして自立が求められる時代になったのではないのでしょうか。特に本市では、平成26年度以降は合併特例債の活用もできなくなります。国の普通交付税加算措置も、現行の交付税制度が続くと仮定したとして、平成27年度以降は年々1億円、そして2億円と減少し、平成32年度には単年度で約11億円あったものはゼロになります。これが10年後の本市の現実です。

そこで、歳出経費のさらなる縮減はもちろんですが、同時に自主財源を今こそ確保しておくことは私は最優先で取り組むべき政策ではないかと考えます。このことについて、市長はいつ、何を、どのようにされるのか、お尋ねをいたします。

そして私は、本市として早急に定住化の対策を、そして交流人口をふやす対策を柳川市独自で今取り組んでいくことが求められていると強く考えておりました、特に今回の市政懇談会でも市民から意見が出ておりました。市長は定住化対策を検討しているという答えを市民に話をされていましたが、具体的に私はその具体策を質問いたします。

これから先の質問は自席において行いますので、まずは市長に定住化の具体的な対策について簡潔明瞭な答弁を求めます。

市長（金子健次君）

おはようございます。それでは、緒方議員の質問にお答えしたいと思います、質問通告では、内容的には2015年、2020年、2025年等の柳川市の人口の推計、また高齢者等の率につ

きましては、後ほど担当の課長からお答えしたいと思います。

そこで、今、緒方議員のほうから将来人口等についても非常に懸念をしているということでございますし、私自身も今後の少子・高齢化の中では本市におきましても全国的にも同じような形の傾向をたどることは間違いないと思います。そういう意味では、全体的に50年後の日本の人口が9,000万人近くなると、2005年を起点としてした場合ですね、そういうことも承知しておりますので、今後の高齢化率も本市において高くなっていくのは間違いございません。そういう意味では、市長の今後の人口推計についての見解ということからちょっとお答えをしたいというふうに思います。

この1年間で575人、合併後6年で平均718人の人口の減少となっているところでもございます。この人口減少をとめて、定住人口をふやして、平成28年の目標人口を7万1,000人、一応目標達成を定めているわけですがけれども、達成するためにはどういうことをしたらいいだろうかということでもございます。

1つは、若者世代には通学の利便性の向上、それと雇用の場の確保、教育環境の整備、また子育て世代には子供を安心して産み育てられる定住環境の整備、高齢者世代には、先ほど30%近くなるということでもございますし、またそれも超えるというふうに思います、福祉の充実した環境を整備していかなければならないというふうに考えております。それぞれの世代に応じて、柳川に1回住んでみたいなというような気持ち、これからも住み続けたいというような思いの施策を実施しなければならないというふうに思っているところでもございます。

あと一問一答という形でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

企画課長（橋本祐二郎君）

それでは、緒方議員の将来人口推計と高齢化についてお答えします。

先ほど緒方議員が国立社会保障・人口問題研究所の数字を言われましたけど、市のほうでマスタープランとか、都市計画マスタープランとか、独自に推計をしておりますので、その数字を含めて申し上げます。

住民基本台帳に基づきます2010年と2011年の3月末人口を比較してみますと、2010年が7万2,391人、高齢化率は26.7%、これは65歳以上の人口の占める割合が高齢化率になります。2011年、ことは7万1,816人で高齢化率は26.8%となっております。先ほど市長からも申し上げましたように、1年間で575人の減少で高齢化率にしまして0.1%のアップとなっております。また、2011年3月末人口と柳川市総合計画の目標値を比較してみますと、人口では目標値より1,184人少なくなっておりまして、高齢化率では0.6%目標値よりも上回っております。2007年、平成19年に策定しました柳川市総合計画では、10年後の目標人口も、これも先ほど市長が申し上げましたように7万1,000人と定めております。2020年以降の推計値についてはマスタープランでは定めておりませんが、2009年に策定しました都市計画マスタープランが20年後の2029年、平成41年になりますけど、その推計した数値を引用して申し上げま

す。こちらの数値も、総合計画と同じように各種施策の取り組みを効果としまして3,500人をプラスした数字でございます。2015年、平成27年が7万1,751人で高齢化率が30.6%、2020年につきましては6万4,200人で高齢化率が33.5%、2025年、平成37年ですけど、6万3,300人で高齢化率が35.3%となっております。先ほど緒方議員が申された数字と若干数値が違っておりますので、それは人口をプラスしたものとかがありますので、そういうことで御了解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

16番（緒方寿光君）

数字を上げていただきまして、私も聞かせていただきましたが、当然人口は減るわけですし、高齢化率は上がると、これはもう結論になると思います。

そこで、私は市長に改めて質問しますが、前回の私の6月議会で、定住化促進を、特に柳川は住んで住みやすいという形で、久留米、福岡、大牟田、そこに働けるという構想を考えなければいけないと市長がおっしゃったんですね。そして、さらに人口が7万人を割らないように、いろんな施策を講じて、今後、対策を打っていかねばいけないと、そういうふうなことを6月議会で述べられたんですが、そこで質問しますが、いつ、何を、どのように市長としては政策として打ち出そうとされてあるのかをお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えしたいと思います。

たしか6月議会で、企業誘致の問題等で、なかなか企業誘致は厳しいという中において、柳川に人口をふやすためには、やっぱり久留米とか、大牟田とか、福岡都市圏に、そこに仕事を求めてそこに通うと、通勤をするという形でふやしていったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。過去10年間の各校区の、学校区の検証をいたしますと、ほとんどの校区が減少いたしておりますが、矢ヶ部校区、二ツ河校区、これは三橋町のほうですけども、人口がふえているわけですね。それとあわせて、蒲池校区については若干の微減ということですが、そういうことを検証いたしますと、そこに住宅を建てる、また蒲池の場合は団地ができましたので、そういうところに住んでいるという増加の要因はあろうかと思えます。そういうことで、今後、柳川市の場合にも、いろんな施策の中で施してきました合併浄化槽の上乗せの問題等も、住宅政策の定住政策の中には今後も続けていきたい、検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

それで、具体策としてはどうかという問いでございますので、少しだけ述べてみたいというふうに思います。

実際は、おおむね20代後半から40代までの施策については、主に柳川暮らしアクションプランに上げた事業を着実に推進してまいりたいというふうに思います。

具体策としては、今現在、柳川市におきましては、平成22年度から年2回についての助成

措置でございますけど、不妊治療をやっております。これは、筑後県南では久留米市と我がまち柳川市だけでございまして、今年度から3回を実施しておるということでございます。そういう形での不妊治療等の問題、また乳幼児の医療助成でございます。本年度から入院については小学校3年生まで拡充をいたしました。これは、県下の市町村の中では19市町村ということでございますので、財政厳しい中でも乳幼児の医療助成に踏み切ったところでもございます。

そのほかに予防ワクチン接種助成、これは子宮頸がんワクチン、またヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等につきましては、いち早く今年度4月から実施をし、福岡県南の筑後地区はそういう形で広がりを見せたというふうに思っているところでございます。

また、ファミリーサポートセンター事業と、子育てのサポートをしたい人が一時的な子育てサポートを行う相互援助の会員組織による事業を立ち上げをいたしました。これも今後充実をさせてまいりたいと思っております。

それと、なかなか結婚ができないということで、結婚サポートセンターを昨年7月1日に開設いたしまして、平成23年、今年4月からはみやま市と一緒に取り組んでいるところでございます。なかなか成婚ができなかったんですけども、2組婚約することができました。これからも、今現在交際中の方、5組ぐらいいらっしゃいますので、ふえ続けることを期待いたしているところでございます。

それから、市営住宅の整備でございます。中山団地の建設を平成22年度いたしまして、小学入学前の子供を持つ世帯を別枠で2戸募集をいたしました。恐らく全国では数少ない住宅の入所申し込みのことだったというふうに思っているところでございます。

また、生活環境の面では、先ほど申し上げましたように、合併浄化槽設置補助金の上乗せ補助を、今年度までの3年間となっておりますが、上乗せ開始から毎年度設置基数が伸びておりまして、特に既存家屋改築における設置数がふえておりますので、来年度以降についても前向きに検討をしてみたいと、生活環境の充実に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、ちょっと長くなるといけませんので、このぐらいで一応終わります。

16番（緒方寿光君）

私は、市長が今行われている施策は、当然のことながらどんどん進めていっていただきたいと思っておりますが、私はまず隗から始めよじゃないかなと思うんですよ。要は、どういうことかと申しますと、市役所の職員も市外に住んで市役所に通っていると、そういう方が多くいらっしゃると思うんですね。やっぱりできる限り職員も市内に住んでもらうとか。なぜかといいますと、釈迦に説法かもしれませんが、当然住んでもらうと市民税、これは当然何ぼか上がりますし、固定資産税も影響はかなり出てくると思いますけど、まず僕はそこから、市役所の職員さんたちにぜひ柳川市内に住んでいただきたい、そういうことをまず隗か

ら始めなければならないんじゃないかと、この件について市長はどんなふうに考えていらっしゃいますか。

市長（金子健次君）

緒方議員の御意見のとおりだというふうに思っております。私も努めて、結婚されて、逆に長男の方が市の職員に多いんですけれども、そういう方以外の方についても、何か大木町に住むとか、筑後市に住むとか、確かにいらっしゃいます。私もやっぱり緒方議員と同じ意見でございます。努めて柳川市に住んで、そして5時から以降についてはいろんな、土曜日や日曜日にはボランティア活動を積極的にやってもらおうと、そういうような職員であってほしいというふうに私は思っております。今、そういうことについては御意見としてきょうは伺っておきます。

以上、考え方については同じ考え方でございます。

16番（緒方寿光君）

ぜひ徹底して僕はやっていただきたいと思っています。

そして、私が考えますのは、特に柳川に住んで久留米、福岡、大牟田と通勤されるサラリーマンの方、この方々にどんなふうな御施策を今後考えられるのか。特に空き家バンク等々は今市役所で何か検討されてあるということですけど、それだけでは私は弱いと思っています。やはり今、総工費およそ100億円を投じて柳川駅東口開発を、平成27年、工事完了とされておられますので、ぜひここに集中して定住化の対策を私は市を主として打っていくときではないかと、そんなふうに考えていますけれども、この件について市長の具体的な考え方をお尋ねいたします。

市長（金子健次君）

定住化構想の中で、確かに平成27年3月には西鉄柳川駅の東口の開設を、今、西鉄本社の幹部の方と一応合意を見ているわけでございます。そういう意味では、100億円の財政投資をいたしました東口の都市計画事業、また今こちらのほうに出ておりますスーパーの大手の分の誘致の問題等についても私は活性化の起爆剤になるというふうに思っておりますし、そういう意味では、今現在、西口の渋滞の緩和、そして東口を開設することについて、これから先は三橋町の東部のほう、また大和町、みやま市、そして蒲池、また昭代の一部を含めて、通勤しやすい状況になるんじゃないかというふうに思っております。

それとあわせて、バンク制度のことを言われましたけれども、それだけじゃなくて、いろんな住みよい、住んでみたいなというまちにするためには、やっぱり若い人がこのまちに来てもらわなければなりませんし、そういう面では子育てしやすい環境を、今先ほど申し上げました施策の中にまたプラスして、子育てしやすい、子育てのまち柳川という形を進めていきたいというふうに思っているところでもございます。

16番（緒方寿光君）

私は、8月23日に総務委員会の中で住み続けたいまちづくりアンケート調査、この集計結果の報告を、橋本課長だったと思いますけれども、報告を受けました。そして、この内容を見てみますと、平成22年度、福岡県内の転出で柳川市から出ていく人ですね、最も多い市は久留米市、これで268人、そして福岡市192人、そして3位大川市136人、4位みやま市128人、5位大牟田市114人、こうなっているんですね。そして、この転出者へ柳川市に住み続けるにはどんなまちにしたほうがいいのかと考えますかというアンケートの回答が多かった上位3位、これは1位が就職、アルバイトなどの雇用の場が充実したまち、2位が鉄道やバス路線などの公共交通機関が充実したまち、そして3位が自然環境が豊かなまち、これが上位3位なんですね。逆に考えますと、私はこの転出者の声を聞くところでは、仕事があれば当然柳川に住む可能性が高いということでしょうし、そして通勤通学などに便利なところであれば住む可能性が高いということではないかと思うんですけど、だからこそ、やはり私が思いますのは、駅の東口、そして九州新幹線も、今回、筑後船小屋駅、柳川から一番近いところにそういう定住化の策を打つだとか、そういう施策が私は今求められているんじゃないかなと、そういうことをお尋ねしておるので、この件についてぜひ市長にもう一度答弁をいただきたいと思います。

市長（金子健次君）

東口のほうになりますけれども、現在、九州電力が大牟田営業所と統合いたしましたして、あそこのビル自体はだれもいなかったんですけども、最近、あそこのビルにインターネットを通じた申し込みと申しますか、九州電力のいろんな新規の分の申し込みをあそこで処理しているということで、40人の雇用がありまして、所長にはお願いして20人が市内から勤めているというような状況でございます。今後、駅の開発とあわせて、東口の開設と同時に、私は今、二ツ河や矢ヶ部や蒲池の沿線沿いに住宅が非常に建ってくるというようなことを期待すると同時に、そういう施策の分についても、やっぱり今後、合併浄化槽の問題がありますけれども、そういうものを含めて、いろんな優遇措置を検討して行って、柳川に家を建ててみようかと、そういう施策も必要かなというふうに思っているところでございます。東口に駅ができることによって、少し柳川の様子が変わってくるのではないかというふうに思って、また期待もいたしているところでもございます。

16番（緒方寿光君）

前向きな答弁をいただきましてありがとうございました。

ただ、市長の任期は今2年5カ月経過しようとしておるんですかね。あと1年と7カ月、いつどの時点でその施策を打とうと考えられてありますか、そこをぜひ聞かせてください。

市長（金子健次君）

いつの時点でそういう施策をとということでございますけれども、私もあと1年と7カ月ぐらいですかね、そういう中においてどういう施策が打ち出せるのかについては、もう1つあ

わせて、平成26年度までの合併特例債の活用、また算定がえの交付税の関係、それは先ほど緒方議員のほうから毎年12億円ぐらいのですね、それが平成27年度以降は5年間ずっと減額をされていくわけですが、そういう分も十分活用しながらやっていかなければならないというふうに思っております。確かに自主財源が、柳川市、財政上は非常に大変厳しい状況でもありますけれども、そういうことも逆に補助金のそういう合併したことによるメリットを最大限生かしていく必要も責務としてあるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。

これは定住化の最後の意見、質問になりますけれども、私は、特に宅地化も必要なんですけど、定住の特区を決めて、その補助制度を設けている自治体は全国に結構多いと思うんですよ。その制度はどういう制度かと申しますと、市外からの定住を目的に市内に定住特区を決めて、そこに転入される場合は金が支給されるという制度なんです。例えば、佐賀県の武雄、新築の場合は定住奨励金1人100千円、中学生以下の子供1人50千円、新築補助金も350千円これは支給されています。そして、空き家購入の場合は活用奨励金として50千円の支給、空き家を10年以上借り入れる場合は定住奨励金として1人50千円、そういう支給をされてあるところもあります。具体的には、年間予算として12,000千円、このうちに45%が国土交通省の、これは国の財源だということなんですね。これまでに34件、約100名弱ぐらいの方々が生市外から市内に定住しているというようなことを私は聞きました。そして、全国あらゆる定住化の施策を打ってあるところもあります。そして、これまでの議会の中でも、藤丸正勝議員が質問された答弁で、要は駐車場の補助というんですかね、これをやったらどうかと。私も全額は無理だと思いますけど、やっぱり一部補助をしたり、そして通勤されるその通勤手当の一部補助をしたり、やはり今からはそういう施策を打っていかなければ、日本全国どこでも人が減っているわけですので、柳川に住んでよかったと、住んで、こういう制度があって、こういうお金をもらって、市外に仕事に行ける、そういうことは私は今後大事なことになるんじゃないかなと、そう思っておりますが、市長、この辺の見解はいかがですか。

市長（金子健次君）

冒頭、緒方議員のほうから、自主財源が厳しいと、あと平成27年度は財政的に厳しいんですよという御指摘をいただきました。まさにそのとおりでありまして、その財源をいかに有効活用していくか、どういう事業を選択していくかという形に私はなってくると思います。私が就任をいたしましてから、合併浄化槽に対する助成は毎年61,000千円、3年間で180,000千円という形になっております。このことについては、同額で継続していこうという考えはございませんけれども、もう廃止ということにならないというふうに思っております、今後も継続したいというふうに思っているところでもございます。また、全国的にも、そういう

武雄市の事例を今お聞きいたしましたし、担当課のほうには努めて全国で、そして補助金をもらってそういうことができるとするならば、そういうことも検討してみたいというふうに思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。

もう少し話もしたいんですけど、次の質問に移ります。

NEC跡地の企業誘致についてお尋ねをします。

これも私、前回の6月議会において質問に市長答えていただいておりますが、いい方向に行くのではないかという話をいただきました。そして、多分インターネットを見られた市民の方だと思いますけれども、あれから3カ月が経過しようとしている今、どうなっておるのかという意見を多くもらっておりますが、企業誘致の現在の状況をお尋ねしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

産業経済部長（横山英眞君）

私のほうからNEC跡地への企業誘致はどのようになっているのか、また現時点での進捗状況の御質問にお答えいたします。

まず、NEC工場は、現在、ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社福岡工場ということで商号が変更されております。このルネサス工場は、6月末に工場が閉鎖されまして、現在は職員3名を配置されまして残務整理がなされております。今後の日程といたしましては、9月中旬には完全撤退との通知がっております。その後は、総合警備会社による工場管理が行われることになっております。

さて、NEC跡地への企業誘致でございますけれども、このルネサス工場の敷地面積は約2万1,000平米と工場用地としては優良地であります。市といたしましても、何とか企業誘致ができないものかということで検討をいたしておりました。このほど1つの企業からルネサス社の撤退後の跡地を検討しているという相談がございまして、市が仲介をし、ルネサス社との橋渡しを行った次第でございます。その後は、この企業とルネサス社での当事者間で交渉が継続して行われているところでございますので、今後、交渉が成立することを願いまして、推移を今見守っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

結論はいつぐらいに出る予定ですか、見込みとして結構なんですけれども。

市長（金子健次君）

柳川工場のルネサスセミコンダクタということには、会社のほうも訪問いたしまして、最

後には社長も柳川市役所にお礼のあいさつもおいでになりました。そこで申し上げたのは、あと異動しなかった社員の方々の就職の問題、責任を持ってやっていただきたい、また本市も動きたいというふうなことはつけ加えて、あともう1つが今後のあの跡地の問題ですね。跡地については、ぜひNECさんとしても努力していただきたいということと、そういう中において、今、部長が答弁した内容になっております。水面下で今日まで柳川市も入りまして、私は成就できるというふうに期待もするし、願っているところでございます。その後、その会社の将来性についても私は十分あると。また、市内からの、市民からの従業員の確保もぜひ、もしそこにおいでいただくならば、そこに進出していただくならばお願いしたいというふうに思っているところでございます。まだ正式にはNECさんのほうが発表してもらいたくないというようなことでございますので、最終的な時期についてはあとしばらくお待ちいただきたいと思います。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。まずは、多くの市民が期待をしておりますので、何とか成功にこぎつけていただければと思っています。よろしくお願いします。

次に、観光客の誘致について質問をいたします。

初めに、九州新幹線全通、これは3月12日以降の本市への観光客の動向についてお尋ねをします。

特に九州新幹線の全通で、博多 - 鹿児島中央間、最短で1時間19分で結ばれたと、大変便利になったんですが、課題も実は見えてきています。特に新大牟田駅、筑後船小屋駅、この両駅は、4月から6月、1日平均乗客数が想定の6割から7割にとどまっているということで、これは情報ももらっています。乗降客の中でどれほどの客が実は柳川に観光に来ているのか、新幹線効果が実際どれだけあっているのか、そこがもう私全く見えないんですけれども、そこで質問しますけれども、柳川市の平成23年の3月から8月の入り込み客の総数と前年と比較をして数字を教えてくださいたいと思います。お願いいたします。

観光課長（古賀廣介君）

緒方議員の御質問についてお答えをいたします。

観光入り込み客数の推移をお尋ねだというふうに思っております。本市では前年分を年間単位で調査しておりまして、また月別の数字が示されます県の調査も平成22年分が平成23年度に公表されます。このために御質問いただいた23年分の3月から8月という御質問なんですけれども、これはあくまでも主要施設等への聞き取り結果での答弁をさせていただきたいというふうに思います。

3月11日の東日本大震災の影響により、5月時点での聞き取りでは、川下りでは前年比3割から4割ぐらいの減少といったところが主なことでございました。主要施設におきまして

も3割程度の減少という状況でございました。新聞報道などによりますと、ゴールデンウィークや夏休みにかけてお客様が増加した地域もあるようでございますが、本市におきましてもある程度は戻ってきているというふうな御返事をいただいておりますが、前年と比較してある程度は、先ほど申し上げましたように持ち直しつつありますけれども、まだ昨年と比べると完全には戻り切っていないという状況であります。これは、九州新幹線の全線開業によります南九州への人が多く流れたことや、6月19日にETCの割引上限1千円が廃止されたりしたことマイカー利用のお客様が若干減ったことも原因ではないかというふうに思っております。一方、海外からのお客様につきましては、震災の影響に加えて、最近では御承知のとおり円高の影響によって、ほとんど現在ではまだ戻っていないというふうな現状でございます。

なお、日本政府観光局、JNTOの最新の情報の資料でございますけれども、震災のあった3月の訪日外国人総数は前年比の50.3%の減、4月62.5%の減、5月が50.4%、6月が36.0%、7月が36.1%の減少というような状況でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

その聞き取り調査でも結構ですので、入り込み客の大体の総数とか前年と比較してどれぐらの数字なのか、そこを課長、ぜひ教えていただきたいと思っているんですけどね。

観光課長（古賀廣介君）

それでは、先ほど議員おっしゃられました23年3月から8月までにおける観光の動態でございます。これは、先ほど申し上げましたように、動態調査の結果は22年ということでございますので、聞き取りの分になりますけれども、22年の動態調査の結果等も答弁させていただきたいと思います。

まず、交通手段でございます。マイカー利用者が全体の約半数を占めておりまして、次に西鉄、そして大型バスとなっております。近年の傾向といたしましては、マイカー利用が横ばい、西鉄は微減、大型バス利用が若干伸びているという状況でございます。要因としては、まずお客様が小グループ化、個人化がふえていることだというふうに考えています。大型バスにつきましても、団体旅行というよりも小グループや家族、個人でツアーに申し込みされる傾向が高まっております。また、ハード面におきましても、みやま柳川インターの国道443号バイパス、東脊振インターから国道385号のバイパス、有明沿岸道路の整備が進んで交通アクセスが改善することからも、マイカーやバスでお越しいただくお客様の割合が高まるのではないかというふうに考えております。

次に、観光施設の利用でございます。北原白秋生家や御花資料館は減少幅が大きく、北原白秋生家の入場者数は約6万5,000人、前年比1万人の減、御花資料館は約13万4,000人、前年比2万8,000人の減と、川下り利用者が最も多く31万6,000人と前年ほぼ横ばいという状況

であります。

なお、前年より利用者がふえている施設は今のところございません。しかしながら、ひまわり園や市民まつり、また藤祭りなどにつきましては割と好調でございます。

次に、宿泊者数でございますけれども、4万2,200人、前年比約9,000人の減、率で宿泊全体の約3.6%でございます。市内には9つの宿泊施設がございまして、多くが中小規模の旅館タイプの施設でございます。議員御承知のとおり、旅の形態やお客様のニーズが変化しております。大人数での宿泊や宴会よりも個人化、小グループ化しております。今後は、それぞれの施設の魅力、料理の特徴など、細かく分析をしながら、修学旅行やコンベンション、または一般のお客様向けにプロモーションをやっていきたいというふうに考えております。

簡単ですが、以上でよろしいでしょうか。

16番（緒方寿光君）

簡単じゃないんですけど、要は、もう一度質問しますけれども、平成23年の3月から8月までは前年から比べて入り込み客数は落ちているということでしょう。新幹線効果はなかったということなんですか。そこを聞かなければ、次の対策は私は打てないと思うんですけど、どうなんですか。

観光課長（古賀廣介君）

3月から8月は前年と比べてどうなのかということですが、先ほども申し上げましたように、完全に戻っているという状況ではございません。それから、新幹線の効果があるのかということですが、細かいアンケートまではやっておりませんが、全くなかったというふうには認識しておりません。新幹線がなかったならば、もっと落ち込みが大きかったのではないかとこのふうにも考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

何だかわかったようなわからないような答えですけど、そしたら市長に質問します。

市長は2年前のマニフェストで、観光客倍増、観光収入倍増を目指し、観光まちづくりを推進しますと。そして、すぐ取り組みますと今から2年前にうたわれましたが、そして外国人を含めた観光客の誘致も行いますとされているんですけど、市長が就任されて大体2年と5カ月が経過しようとしておりますが、市民から観光客は全然ふえていないんじゃないのと、消費あんまりないよという、そんな声も多く僕は聞くんですね。実際に3年前、平成20年の入り込み客の総数約117万1,000人、2年前、平成21年の入り込み客総数115万6,000人、平成22年入り込み客数115万9,000人、この程度にやっぱりとどまっているというのが私は現実の数字じゃないかなと思っているんですよ。

そこで私は質問しますけれども、市長が目標とされている観光客の入り込み客数、どれぐらいを想定して、それに対してどういう政策を打っていかうとされているのか、そこをぜひ

聞かせていただけませんか。

市長（金子健次君）

目標数値を申し上げますと、平成25年度までには130万人ということで、目標が高いのか、低いのか、別にいたしましても、今の115万人を割らない形で伸びを期待するものでございます。

その実現に向けて、先般、鹿児島県のほうに行ってまいりました。商工会の会頭、観光協会の会長とかですね、いろんな形でそのときに感じたことを少し述べたいと思います。

いろんな物が入ったナイロン袋を持ち、鹿児島中央駅の街頭に立ちました。私は「水郷柳川 柳川市長」というはっぴを着ました。目立つはっぴです。その横には、東日本大震災のいろんな向こうを援助するための売店等もございました。そういうところの話をしたいと思います。

1つは、柳川から参りましたと。柳川市長、わざわざおいででございますかということで、柳川は行ったことがありますと、水郷のまちですというようなことで、かなり鹿児島の人たちは知っておられましたし、1回バスで行きましたとか、そういう団体ツアーで行ったということを申し述べられました。そして、いろんな商工会の会頭や森鹿児島市長にもお会いいたしましたし、今、ひとり勝ちで、言い方は悪いんですけども、鹿児島がひとり勝ちです、実際言ってますね。そして、鹿児島市だけではなくて、指宿が昨年対比で60%ふえています。指宿はなぜふえたんですかと私は問うたんですけども、そのとき言われたのが、浦島太郎でありますけれども、ストーリーをつくって「指宿のたまて箱」という列車を走らせる。その中身はほとんど予約でいっぱい、なかなかその列車に乗れないというようなことでございます。それとあわせて南国交通の社長にもお会いいたしまして、20,000千円かけてボンネットバスを新しく、ボンネットというのは前に突き出た昔の旧型のレトロ調のバスですけども、そういうバスを今購入いたしましたというようなことで、今のままで何もしなかったら柳川は衰退していくこと間違いございません。そういう意味で、特区の話が出ましたけれども、公約の中で農業関係の民宿とか、そういうことも考えていかなければならないと思っております。鹿児島市のコンベンションのほうでお話があったのは、今、鹿児島の農家に民宿をすると。料金としては6,500円とか7千円ぐらいですね。その農家の人たちと非常に人間関係ができ上がって、もう一回行ってみようとか、口コミで広がりつつあると。そういうことを市長、やられたらどうでしょうかということで、そういう御提言もいただきましたので、今後、こういうことを検討してみたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

南九州のプロモーションは御苦労さまでした。確かにプロモーションをやらないより絶対やったほうがいいと僕は思うんですけども、ただ、市民の方から意見がこれは結構多かつ

たんですけど、3つあったんですね。それだけではやっぱり弱くて、柳川としてはやはり宿泊施設の誘致なんかも、同時に誘致活動なんかもやらないといけないんじゃないか、そういう声もいただいております、そしてもう1人の市民の方は、単発で柳川市だけで何ぼPRに行っても余り効果はないよと、近隣の市町村とやっぱりがっちり組んで、いろんなルートを企画した上でつくって持っていくと、それぐらいのことをしなければなかなか戻らないんじゃないかと、観光客もふえないんじゃないかと、そんな話を聞いております。

そこで、ちょっと質問になりますけれども、市長御自身は九州新幹線の効果として、今後、柳川の観光にかなり新幹線の全通が効果があるんだと、そこに力を入れなくちゃいけないんだと、そういうお気持ちをお持ちなんですか。そうでもないんでしょうか。どっちなんですかね。

市長（金子健次君）

筑後船小屋駅には上り下り合わせ59本あります。その中に大阪発の鹿児島行き、鹿児島市に行く分が3本ございます。下りの分が夕方の5時9分に着きます。そのことでいったら、大阪から来て5時9分に着いても柳川に行ってみようかということにならないと思います。今度、筑後市長、また近隣の市長、またいろんな観光協会とかあわせて、JR九州のほうに要望行動を起こしたいというふうに、今月起こしたいと思っております。それは、1つは「さくら」の増便を図ってもらいたいということと、来春のダイヤ改正でぜひ午前中に筑後船小屋駅に着くような形をお願いしたいというふうに思っております。

それともう1つ、今、西鉄柳川駅から福岡天神まで830円、この料金が非常に福岡市まで通勤通学する場合は、行く場合は830円、低料金。比較いたしますと、今2,400円、それは指定料金を入れると、そこの新幹線の筑後船小屋駅から博多までが往復の切符を買って2千円と非常に高いんですね。電車に乗って行くの3倍近くの額になりますので、この分を料金を下げてもらいたいということ強く、これは大牟田市長、筑後市長、久留米市長も同じですけども、そういう運動を展開し、またダイヤについても増便をしてもらいたいということ、「さくら」についてももっとふやしてもらいたいというふうに思っていることで、新幹線ができたけれども、効果があって利用したいというふうに思っておりますので、せっかくバスをして今からの状態ではいけませんので、そういうことで少し見守っていただければというふうに思っているところでもございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。

まだたくさん私質問したいんですけど、もう6分になりましたので、バスの件で、先ほどバスの話が出ましたので、この質問をします。

路線バス、これは船小屋柳川線の現況、そして対策の質問になりますが、先ほど市長もお

話もされましたけれども、このバスの乗客は極端に実はがらだという声が多くありまして、マニフェスト検証会でもこの意見が出ておりました。私自身も5回ほど、実は半日調べましたけど、バスの乗客というのはなかなか少ないというのが現状なんですね。

そこで質問をしますけれども、3月から8月、この半年間に乗客数はどれほどあったのか、総数、そして1日の平均乗客数は何人になっているのか、そこをお尋ねさせていただきます。

総務部長（大坪正明君）

船小屋柳川線のバスの乗客数でございますけれども、事業者からの報告によりますと、3月は、これは12日からでございますけれども、964人、4月が1,626人、5月が1,304人、6月が818人、7月が1,004人、8月が1,002人ということでございます。乗客の総数は、およそ半年で6,718人となっております。1日当たりの乗客数に直しますと、1日当たり38.8人でございます。

以上です。

16番（緒方寿光君）

そしたら、率直に質問をしますけれども、今の状況が続けば、バス会社への負担金はいつごろ幾ら払うことになるんですか。柳川市の負担金を教えてください。今の状況のまま続けば。

総務部長（大坪正明君）

このまま今の状況でいきますと、これはバス会社との契約は、バスの事業については10月から9月というのが事業年度になっております。そういうことで、23年度については3月から9月までの約半年分ということになりますけれども、これを今年度末に支払うということになりますけれども、金額については、このまま今の状況で試算をしてみますと約3,500千円程度になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

これは、市民から厳しい意見が出てきましたので、紹介しておきますが、抜本的に見直すときではないのかと率直に言われました。いろんな対策を今市長から話をいただきましたけど、なかなかそれだけでは僕は上がってこないんじゃないかなという気がしていますけど、抜本的な見直しについてはどう考えてありますか。市長、お願いします。

市長（金子健次君）

バスの見直しというのは、もう路線を廃止したほうがいいんじゃないかということだというふうに緒方議員、市民の意見、私自身は、やっぱり運行開始から半年でもありますし、今申し上げましたように、新幹線の今後のいろんな方のJR九州に対する要望活動、また筑後市、みやま市、本市と、そういう形の連携もありますし、しばらく努力をしてみたいというふうに思っています。まだ結論、時期尚早というふうに思っております。

16番（緒方寿光君）

御答弁ありがとうございました。

私は、九州新幹線に当然のことながら何ぼか期待はしていますが、そこだけに絞って期待をするとちょっとどうかかなと思っているんです。要は、佐賀県知事の話ですけど、佐賀県は実は佐賀空港に国際線専用ターミナル、これを建設すると。佐賀空港は、中国の格安の航空会社、LCCですか、そしてこれは春秋航空というんですか、上海と週3往復する定期チャーター便を年内に就航するというので、県と基本の合意をしていると。そして、就航後3年間の利用客、年間約1万5,000人から2万人という見込みで、経済効果、海外からの観光客の宿泊などで年間6億円、この経済効果を試算しているというような展開をしているわけで、ぜひそういった意味では佐賀空港にもですね、そういった意味ではチャーターでいろんな方が来られる可能性は今からかなり多いんじゃないかなと私は思っておりますので、そこら辺とやっぱり連携をするというのも私は大事なことではないかと、特に外国人の観光客を誘致するというのであればですね。そこを市長、ぜひその辺の見解を教えてくださいか。

市長（金子健次君）

あと1分しかありませんので、短く答えていきます。

佐賀空港の開設当時、いろんな騒音問題が発生いたしまして、夜間便については、今、貨物便のみだけの、それで佐賀県側のほうからありました、深夜便を飛ばしたいと、安い低料金ですね。そのことについて地元等にも話をいたしましたけど、もう絶対まかりならんというような、それは確かに、私も深夜便の貨物便を聞きに行ったんですね、確かにやかましくて眠れないというような状況もございます。そういう昼間の時間帯だったらどんなに構わないというところがございますので、そういう面については、今後、外国からも、中国や韓国や台湾からのいろんな便については、ぜひこちらのほうに、ハウステンボスだけじゃなくて、佐賀だけじゃなくて、柳川市にもおいでいただくような形の誘致をしてみたいというふうに思っております。

以上です。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時14分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、23番梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

どうも皆さんおはようございます。23番、日本共産党、梅崎和弘でございます。発言通告に従って行います。

まず、第1点目ですけれども、小学校給食と生ごみの堆肥化についてであります。

平成16年の学校教育法の改正により、栄養教諭は学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行う、また当該地域の産物を学校給食に活用するなどの創意工夫を行うことが明記されております。これは地場産物の活用が学校給食を生きた教材として活用しつつ、食に関する指導を行うに当たって非常に重要であると、このようにあります。私は平成20年の12月議会でもこのことについて質問を行っておりますけれども、その後の取り組みなどについてお尋ねをいたします。

まず、第1点目ですけれども、学校給食に柳川産の食材の活用、どれだけ利用されているか。その後、利用はふえているかどうかお尋ねいたします。

2点目が、地元産をもっと多く活用してほしいというこのような意見がありますけれども、この活用するための検討はどうされていますか。

3点目が、小学校5校分の生ごみの運搬はどのようにされておりますかということです。

2点目が、図書館のビデオテープの件でございます。

私はよく図書館のビデオテープやDVDを見ておりますけれども、この総本数はどのくらいあるのかと。また邦画と洋画がありますけれども、どのような割合になっておりますでしょうか。それと、このようなビデオやDVDを購入するとき、どのようにして決めてあるのかお尋ねいたします。

また、ビデオテープを見ておられますと、クリーニング時、お知らせが、サインが出てきますけれども、その画面がちらつきまして見えなくなると、このようなテープがあるわけです。このことにつきましてどのような原因が考えられるのか、またその対策はどのように考えておられますか。以上お尋ねいたします。

3点目が、クリーンセンターにおける紙資源の利用についてであります。

前回の私の質問に対しましての答弁では、可燃ごみとして出る紙資源は5割以上であり、紙類、これが資源化になるということを知らない人がおられると、このような答弁がありまして、この啓発に努めたいということでございました。その後どのような取り組みがなされたのかお尋ねいたします。

また、2点目としまして、私たちがPTAにいましたところは子供会とかPTAの廃品回収に対して補助金があったけれども、この補助金の問題、どのようになっているのか。また補助されていますならば、その補助された金額は幾らぐらいになっているのかお尋ねいたします。

3点目が、子供会、PTAの組織はどれくらいあるのか。それぞれの協力体制ですね、廃

品回収に対する協力体制などどうなっているのか。以上、第1回目の質問を終わります。

学校教育課長（高崎祐二君）

学校教育課のほうから、小学校給食と生ごみの堆肥化のうちに地元産の食材の利用、それから生ごみ回収の応援体制につきまして御回答いたします。

柳川市の学校給食における地元産食材の利用状況ですが、米の柳川産ヒノヒカリを100%使用しております。さらに昨年から米粉パンを提供しておりますが、これにつきましても柳川産米を使用しております。また、大豆の柳川産フクユタカを使用した納豆、水産物の練り製品、ノリのつくだ煮は地元産を100%使用しております。豆腐、卵もほとんど地元産をしております。重量ベースで申し上げますと、柳川産食材の使用につきましては34%となっております。野菜につきましては、共同調理場が地元の市場から、自校方式の学校は地元の八百屋から購入をしておりますが、柳川産野菜の占める割合はジャガイモ、ニンジン、タマネギなどが少ないこともありまして全体の2%程度となっております。ふえておるかという御質問があったかと思いますが、大体横ばいから微増という形になっております。

2点目の生ごみ回収の応援体制ということで、小学校5校ということで議員のほうからあったかと思いますが、旧柳川市の自校調理小学校8校の給食の生ごみ回収についてですが、昭代第一小学校、それから昭代第二小学校、それから蒲池小学校につきましては、週2回、「ふっすつと？」さんのほうが回収され、堆肥化をされております。ほかの5小学校につきましては、それぞれの地区の一般ごみ収集日に一般ごみとして収集場所に出し、回収してもらってクリーンセンターで処理をいただいている状況になっております。

以上でございます。

農政課長（成清博茂君）

地元産の農産物をもっと利用するための検討はということに農政課のほうからお答えさせていただきます。

本市におきまして20年度からということで議員言われますけど、一応17年度から説明させていただきます。本市におきまして、平成17年度から3年間、学校給食への地元農産物の提供をすることによりまして、児童・生徒や保護者に対し、食と農の大切さを啓発する目的といたしまして、県の補助事業を活用いたしました学校給食対策事業を行っております。その後、補助事業はなくなりましたが、平成20年度からも引き続き学校教育課、栄養士、調理師、調理人、水産振興課、またJA等と学校給食への地元農産物等の活用について協議をまいりました。

これまで給食に提供し、使用されてきた地元農産物につきましては、アスパラガス、ナス、ニラ、ブロッコリー、トマト、菜花、イチゴなどを提供してまいっております。しかしながら、このどれも一年を通じて給食によく使われる主要な副産物でもないということから給食での使用頻度が少なく、流通体制、価格の問題、安定供給の問題から地元農産物の利用が進

まないという要因になっております。しかしながら、三橋の給食センターにおきましては、女性グループの「まかせな菜」により、秋に収穫されましたサツマイモ等を一部取り入れたりもしているところでございます。

以上です。

図書館長（白谷博昭君）

初めに、1点目の映画などの映像資料の総数と、邦画と洋画などの割合についてお答えをいたします。

まず、映像資料の総数でございますが、平成20年度末でビデオテープが6,794点、DVDが3,606点、合計1万400点でございます。

次に、邦画や洋画などの割合でございますが、映像資料は邦画、洋画、児童、趣味教養などのその他の4種類に分類しておりますが、邦画が1,322点で12.7%、洋画が3,327点で32.0%、児童が2,816点で27.1%、その他が2,935点で28.2%でございます。

続きまして、映像資料の選定につきましては、図書館サービス系の係長を中心に図書司書が協議し、全体のバランスを考えながら各分野満遍なく選定を行っているところでございます。

次に、2点目の図書館から借りたビデオテープを鑑賞するときに画面がちらつき見づらいつきがあるとのことでございますが、その原因と対策についてお答えをいたします。

図書館所蔵のビデオテープは、購入後かなりの年数が経ているものや、人気のある作品は図書館で視聴され、あるいは個人に貸し出しされて何十回も視聴されているものもでございます。ビデオテープはいわゆる消耗品でございますので、古くなってきましたと劣化いたしますし、何十回も再生を繰り返しますと伸びたり傷がついたりして傷んでまいります。その結果、画面がちらつく場合がございます。

その対策についてでございますが、ビデオデッキの再生ヘッドが汚れたり傷んだ状態で再生しますとテープに傷がつきやすくなりますので、図書館に設置しているビデオデッキは月1回程度ヘッドクリーニングをしてできるだけテープを傷めないように努めているところでございます。

また、利用者から返却時にちらつきがあるなどの指摘があった場合は、職員が確認をし、コメントを記録表示して、次に貸し出す際に、ちらつきがありますがよろしいですかと利用者に周知をいたしているところでございます。なお、ちらつきなどの指摘があったテープを確認して、傷みぐあいがひどく、使用に耐えられないと判断したものは廃棄処分をいたしております。ビデオテープにふぐあいがございましたら返却時にその旨ぜひ職員に申し出てくださいますようお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

6月議会以降の紙類の資源化の取り組みについてお答えいたします。

平成22年度にクリーンセンターに搬入されました可燃ごみは1万6,961トンでございます。ごみの減量化を図るには、組成分析で53%を占める紙、布類、特に紙類、中でも雑紙の資源化率を高める必要があると考えております。8月に各戸配布いたしました家庭ごみの出し方・分け方では、プラスチック製容器包装と雑紙の項目を新たに設けまして、雑紙が資源物であることの周知と出し方を簡潔にわかりやすく説明しております。

また、市報の今月15日号では、プラスチック製容器包装と雑紙が再生可能な資源ごみであることと分別方法を詳しく説明するとともに、ごみ分別の出前講座を開催していただくようお願いすることにしております。

また、昨年9月から行っております3R推進事業では、7月と8月で事業所等を43カ所訪問いたしまして、現在行ってまいりますごみの分別方法や出し方の状況を聞き取りまして、効果的な分別方法のアドバイスやごみの出し方の指導を行うとともに、焼却炉への負担が大きいプラスチック製容器包装と紙類の資源化の必要性について説明を行いまして、ごみ削減への協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

生活環境課長（江崎尚美君）

生活環境課では、2点御質問があつておるところでございます。

まず1点目、子供会、PTAが行う廃品回収に対して補助金があつていたがどのようになっているか、補助された金額はどれくらいかという点についてお答えをいたしたいと思ます。

本市では、ごみの減量化及び再資源化を図り、資源保護意識を高めるため、柳川市子ども会育成連合会に登録する団体で市長が認めた団体が行う資源ごみ回収事業に対し、柳川市資源回収奨励金交付要綱に基づき補助金を交付しております。22年度の交付金額は24団体に229,856円交付しております。

2点目でございます。子供会、PTAの組織はどれくらいあるか。それぞれの協力体制はどうなっているか。また、資源ごみ回収における子供会の協力体制はどうなっているかという点でございます。

子供会の組織は、生涯学習課によりますと、柳川市子ども会育成連合会に登録の子供会の数は175団体となっております。柳川市資源回収奨励金交付要綱に基づき組織されている団体数は22年度末で24団体となっております。しかし、その中には校区単位で組織されている団体もありますので、子供会の数としてはまだ多くなります。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

どうも御答弁ありがとうございました。じゃ、第1点目の学校給食の生ごみの点から2回

目以降の質問をさせていただきます。

まず、給食の生ごみは調理のときに出る生ごみと子供たちが食べ残すといいますが、2通りあるんじゃないかと思えますけれども、この調理のとき出る生ごみと子供たちが食べ残す割合ですね、どれくらいあるのか、わかったら教えていただきたいと思えます。

学校教育課長（高崎祐二君）

給食の生ごみの調理時に出るものと食べ残すことによるものとの比率ということになるかと思えますが、調理時に出る量につきましては、使う食材によりまして非常にまちまちになっております。それで比率となるとかなり難しい面がございますが、ほぼ調理時に出る量を1とした場合、食べ残しの量はその3分の1から2分の1といった状況になっているかと思えます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

子供たちが食べ残す原因はどこにあると考えておられるのか。給食自体に好き嫌いがあるから食べないのか、または量が多過ぎるから食べ残しているのか、どちらでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

食べ残す原因についてであります。給食の提供量につきましては、年齢に応じましたカロリーの摂取量によって提供する量が決まっております。現在の児童・生徒たちは昔から比べると食が細いという点があると思えます。また、好き嫌いという面も少しはあると思えますが、特に中学校の女子生徒等は太ることを過剰に気にしまして食べ残すというような面もあるかと思っております。食べ残さないよう食育の面からも指導はしておりますが、さらに継続して食べ残しがないよう指導してまいりたいというふうに考えております。

23番（梅崎和弘君）

柳川のゴミ問題を考える会、いわゆる「ふっすつと？」について余り知られていないと思えますので、その活動について少し御報告をさせていただきます。

まず、どういう活動をしているかと申しますと、プラスチック容器から重油になる過程の見学会の開催や、柳川市民まつり会場での生ごみ堆肥化の実演、それから市民協働のまちづくり事業報告会などがありますけれども、ことしの7月に柳川市の市政功労賞の表彰を受けておられます。現在、市の補助を受けながら小学校3校分の生ごみを堆肥化する作業を行っておりますけれども、将来の計画で小学校8校の全部を自分たちで処理を目指しておると。しかし、なかなか作業に携わる人が少ないのです。作業に参加するボランティアを募集しておられます。

そこで当面、現在週2回行っております小学校からの生ごみですね、この回収ですけども、3校で1回に約100キログラム近くあります。これを市として応援してほしいと、こういう要望がっておりますけれども、この件につきましてどうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

「ふっすっと？」さんのほうから実施してもらっております小学校給食の生ごみの堆肥化につきましては、その事業の目的や行動力につきまして、本当に頭が下がる思いだと思っております。このような事業目的が評価され、平成22年度から市民協働のまちづくり事業として事業採択を受けてあるものと思っております。御要望の回収、運搬につきましては、ごみ減量化や循環型社会の構築、環境教育を目的といたしました有意義な事業と考えておりますので、関係課と一緒に今後「ふっすっと？」さんと協議をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

じゃ、ぜひ「ふっすっと？」の皆さんと協議をしていただきたいと思います。

前回、教育長より御答弁がございました。この小学校5校分の給食の生ごみを焼却処分しなくてもいいような、このような対策についても御答弁がございましたけれども、これ再度どのような対策を考えておられるのか、ひとつ教育長の御見解をお願いいたします。

教育長（北川 満君）

「ふっすっと？」さんの給食の生ごみの堆肥化ということで、この取り組みにつきましては大変な労力を要する作業でございます、長年にわたりましてボランティア精神でお取り組みいただいていると。このことについては私ども敬意と感謝をいたすところでございます。

また、「ふっすっと？」さんの事業は前回述べましたように、ごみの減量化、それから循環型社会への移行ということにつきましても、食育の推進、あるいは環境教育の推進ということにつきましても大変意義深いことございまして、ぜひ実施いただいている給食のごみの堆肥化というのは継続をお願いできればなど。ただ、小・中学校でそうした成果を持ち寄っていただきまして、授業等でも御紹介、あるいは発表等をお願いする機会をつくれたらどうかということも考えております。このことが食育の推進なり、ごみの堆肥化による循環型社会の構築なりにつながるものと思います。

また、私どもとしましては、最後になりますけれども、地域への啓発ということも考えなきゃいけないかなということで、ちょうど今現在、スポーツで全国大会へ行っている少年少女がたくさんおられます。大活躍しておるところでございます。そういったことで市民の方にそういった御理解と周知をいただくという意味におきましても、各庁舎内ではそういった展示パネルや紹介のグラフやら、あるいはこんなふうになりますよということで紹介するようなコーナー等をつくれればいいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

教育長の御見解、どうもありがとうございました。この地元産の食材をふやすのはいろいろ

ると難しい点があるということもずっと前の答弁を聞いておりますけれども、こういう難しいけれども、生産者とか調理担当者、それから農協の皆さん、PTA、教育委員会などの皆さんでどこに問題があるのかという解決のための話し合いをできるような組織といいますか、会といいますか、そういうことをぜひつくって、もっと地元産をふやしてほしいということを思いますけれども、この辺どうでしょうか。

産業経済部長（横山英眞君）

梅崎議員の生産者、調理担当者、それから農協、PTA、教育委員会等の関係団体で問題解決のための話し合いができる組織の立ち上げということでございます。先ほども課長のほうから申し上げましたように、これまで学校教育課や栄養士さん、調理員さん、水産振興課やJA等で検討してきましたけれども、まだJAや地元農家からの直接的な導入は至っておりません。このようなことから給食によく使われます主要な副食物である、先ほど学校教育課のほうから報告がありましたが、全体の2%と非常に少ない野菜ですけれども、ジャガイモ、ニンジン、タマネギ等にどうにかできないかということで検討をいたしておるところでございます。

学校給食への地元農産物の活用につきましては、大川市を例に挙げてみますと、生産者のグループがジャガイモ、ニンジン、タマネギを中心的に生産しながら、みずから学校に直接搬入してあるようでございます。このような生産者の協力が必要でありますので、私たちとしても協力していただける生産者をお願いする等、今後、幅広く生産者の考え等も入れ込んでできる会議をぜひやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

ぜひ地元産の食材をもっとふやすことができるような、そのような組織をつくっていきたいということでございますので、ぜひよろしく願いをしておきます。

それから、2点目の図書館のビデオテープの件ですけれども、先ほどビデオテープ、邦画が12.7%、洋画が32%という答弁がっておりますけれども、この邦画の割合をもっとふやしてほしいというふうな要望も大分ありますけれども、これにつきましての今後の方針といえますか、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

図書館長（白谷博昭君）

今後、邦画をふやすことについての考え方についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、邦画と洋画を比較しますと、邦画の割合が低くなっております。これは以前は邦画の配給数が少なかったことや邦画ビデオの価格が高かったこともあり洋画を多く購入した経緯がございます。しかし、先ほども申し上げましたように、現在はいろいろなジャンルからバランスを考慮して購入いたしております。今後も同様にバランスよく購入していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

例えばといいますか、昨年のビデオテープとDVDの購入本数ですね、何本ぐらい購入されたのか、その金額、先ほど言われました4つのジャンルに分かれておるといことですが、けれども、どのような割合だったのか、お尋ねいたします。

図書館長（白谷博昭君）

昨年度購入しました映像資料についてお答えをいたします。

昨年度はDVDとビデオテープを合わせまして227点購入しております。購入金額は約2,389千円でございます。内訳でございますけれども、邦画が75点で33.0%、洋画が35点で15.4%、児童関係が61点で26.9%、その他が56点で24.7%でございます。

なお、図書館所蔵の邦画の割合が少ないこともございまして、昨年度は邦画を最も多く購入をいたしております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

先日、松本清張作家活動40年記念のビデオテープがありますけれども、このテープを見ておって、犯人がだれかなという一番いいときに画面がちらついて、あら、これはもうちらちらして見えんやっかということが何回もあったわけですね。これが特に日本名作ドラマなどのように白黒に古いテープが多く見られるわけです。やはりこのような名作ドラマというとはぜひとってほしいと思うわけでありませう。

例えば、つい先日もですね、つい先週、9月5日に木下恵介脚本、監督の「父よ母よ！」というビデオテープを見ておりました。画面がちらついてきましたけれども、そのビデオテープのケースの解説には、「どこで道はわかれたのか……！木下恵介が荒れてすさんだ青春の心に愛をそそぐ！少年少女の非行、登校拒否、家庭内暴力など、現代社会の中で傷つき、さまよう彼等の姿をジッと見つめながら、親と子の関係を問い直そうとする社会的テーマの意欲作。」などと、こう書いてありました。最後まで私は一生懸命見よったばってん、これもちょっと最後んにきがちらついてきて、ありや、最後んにきどげんになったっちゃろうかということで余り見えなくなって残念に思ったわけでありませう。

ということで、このようにビデオテープやDVDを子供たちが見ることは教育的立場で大事じゃないかなと思うわけですね。そこで教育長としてこのビデオテープとかDVDについてどのような御見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

教育長（北川 満君）

まず、議員が大変こういった名画がお好きということで、ちらつきがあって最後楽しみな場面がちょっと見にくかったということでありませう。おわび申し上げたいと思ひませう。

まず、教育的な立場からということでの回答になると思ひませうけれども、私ども普通教育

の目標ということで、学校教育法の第21条には1項から10項までこんな子供を普通教育では育てますよということがございます。その中の第9項の中に、明るい生活を自分たちで実現するために、いわゆる音楽や美術や文芸、その他の芸術について基礎的な理解を図るということ育てなさいというふうに明記されております。

ただ、今は求められている子供像というのが生きる力をどうつけるかということでございまして、3点唱えられております。1つは学力の向上で、皆様方御承知のとおりでございますが、2つ目には豊かな心、いわゆる思いやり、あるいは豊かな情操を磨こうと。3つ目には健康、体力でございます。そういったことを考えますと、2番目の、いわゆる豊かな情操をいかに培っていくかということが回答の骨子になるかと思いますが、そういった意味におきまして、児童・生徒にとりましては心身の発達段階に応じまして名画を鑑賞する、あるいはさせるということはまさに豊かな情操を培うと、あるいは養うと。また教養を高めるという意味においては極めて有効であると、このように認識をいたしているところでございます。

今後、教育委員会といたしましては、議員御指摘の名画と いろいろな方から支持を受けている、そういったものが名画だと思いますけれども、そういった名画を含めまして、映像資料のさらなる充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

どうもありがとうございました。3点目のクリーンセンターにおける紙資源活用ですけれども、私たち廃品回収のときは、親と子一緒になってリヤカーを引いて、ともに汗を流しながら物を大事にする大切さについて話し合ってきたことが思い出されます。いわゆる子供時代にこのように廃品回収の経験があれば、大人になっても紙類が資源化されることがわからんということはないはずだと思うんですけれども、この廃品回収について、今、大人の方たちがトラックでわーっと来てぼんぼんぼんと載せて持っていかれるわけですけれども、このような廃品回収についてどのような教育というとちょっと失礼かもしれませんが、子供たちに廃品回収についてどのように教えてあるのか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

梅崎議員、だれに。

23番（梅崎和弘君）

どなたでもいいです。（「これは答弁書に書いてあろうが」と呼ぶ者あり）

市長（金子健次君）

クリーンセンターのごみの投棄については、減量化を柳川市としても3R運動という形でやっております。そういう中において、小学校もまた一緒になって取り組んでいくと。リヤカーが今あるかどうかは別にいたしましても、その中に親と一緒にやって取り組むというこ

とは非常に教育の一環としても大変なことだというふうに思っております。また、資源を再利用するというのも大切な教育の一環であるというふうに考えるところでございます。

以上です。

23番（梅崎和弘君）

廃品回収については、もう少し子供たちに廃品回収の大切さというものを教えていただきたいと思っております。

9月6日の有明新報によりますと、みやま市は廃プラスチックの分別収集について専用袋を導入し、燃やすごみ用と袋を区別して、さらにごみの減量と資源化を図ると、このような記事がありました。この専用袋については私も以前質問でお尋ねをいたしましたけれども、市としてはどのような取り組みをされているのか、お尋ねいたします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

資源物の専用袋の導入についてお答えいたします。

ことしの3月議会の一般質問で梅崎和弘議員から、プラスチック製容器包装はかさばるので指定袋の改造は考えていないかという御質問がございまして、他の自治体を調査いたしまして検討したいというふうに答えておりました。現在、他の自治体の調査が終了いたしましたところございまして、やはりごみの減量化と資源化を進めるために燃やすごみ用と資源物用とを区別いたしまして、本市のごみの排出状況に適した指定袋を来年度導入する方向で現在検討をしているというところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

それと、もう1つの記事が、収集されたプラスチックは油化されまして、し尿処理場、飯江川衛生センターで燃料として使われているという記事でございますけれども、この油化事業の取り組みについての状況はどうなっておりますか。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

油化事業の状況についてお答えいたします。

油化事業につきましては、ことしの7月17日から収集いたしましたプラスチック製容器包装の50%程度を油化事業で処理することにいたしまして、残りの50%につきましては、従来から行っておりますセメント工場での補助燃料として処理しております。

再生油の製造状況でございますが、7月が2.7トン、8月が2.2トン、合計4.9トンのプラスチック製容器包装を油化しておりまして、プラスチック製容器包装1トンから約600リットルの再生油が製造できますので、約2.9キロリットルの再生油を製造いたしております。再生油の使用施設につきましては、サンブリッジ、大和総合保健福祉センターとクリーンセンターを計画しておりますが、サンブリッジにつきましては間もなく使用開始と聞いております。あと残りの大和総合保健福祉センターとクリーンセンターにつきましては現在受け入れを準

備中というところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

最後の質問です。

この可燃ごみ減量のため、分別などの推進や指導員の方2名を臨時雇用されております。成果説明書の中には、可燃ごみが600トン近く減ったということがありますがけれども、今後この2名の方といいますか、臨時雇用の件、また今後の活動、指導はどのようにされるのかお尋ねいたします。

廃棄物対策課長（安河内一章君）

3R推進事業についてお答えいたします。

循環型社会形成のかなめとなりますごみの発生抑制、再使用、再生利用の3R活動を推進することによりまして、廃棄物の減量化を図ることで焼却による二酸化炭素等の温室効果ガスを削減いたしまして、地球温暖化防止につなげるとともに、クリーンセンターの焼却炉への負荷を軽減することを目的といたしまして、平成22年9月から緊急雇用創出基金を活用いたしまして推進指導員2名を臨時雇用し事業を開始しております。

平成22年9月から23年8月まで1年間で学校、地区公民館等の公共施設を75カ所、延べ訪問回数169回、事業所を240カ所、延べ訪問回数247回訪問いたしまして、ごみの分別方法や出し方の状況を聞き取りまして効果的な分別方法のアドバイスやごみの出し方の指導を行うとともに、焼却炉への負担が大きいプラスチック製容器包装と紙類の資源化の必要性について説明を行い、ごみ削減への協力をお願いしております。

また、19回の出前講座で464名の市民にごみの分け方等の説明と指導を行っておるところでございます。クリーンセンターへの可燃ごみの搬入量は、事業開始前1年間と比較いたしますとマイナス596トン、率ではマイナス3.4%と近年にない削減量でありまして、二酸化炭素排出量は平成22年度が1万2,544トン・パー・CO₂となっておりまして、対21年度比で564トン・パー・CO₂、率では4.3%削減するとともに焼却炉の延命化にもなっております。これには3R推進事業の訪問指導が大きく貢献しておると考えております。

3R推進事業は、多くの事業所等を訪問いたしまして3R活動の重要性を説明しておりますので、数字ではあらわせない環境への意識向上などの付加価値的なものも成果としてあると考えております。今後も事業所等を訪問いたしまして指導し、3R活動に対する意識向上と定着を図るとともに、出前講座等を活用いたしました市民への直接的な啓発活動が必要と考えておりまして、今議会で補正予算をお願いしておるところでございます。

以上でございます。

23番（梅崎和弘君）

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、梅崎和弘議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後1時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、3番熊井三千代議員の発言を許します。

3番（熊井三千代君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番、公明党、熊井三千代でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして3項目を順次質問させていただきます。

初めに、公園遊具の安全確保対策についてでございます。

本来公園は子供や高齢者を初め、だれもが安全で安心して利用できるよう整備が推進されておらなければいけません。しかし、国交省に報告されている全国各地の公園遊具で起きた重傷、死亡事故は、2002年から2010年度の間に92件発生しております。原因として、全国の公園遊具の4割以上が、設置して20年以上が経過しているなど老朽化が挙げられております。安全確保のための初歩的な定期点検さえ自治体で対応が分かれております。

2009年1月、国交省の発表によると、年に12回以上実施している自治体が56ある一方、1年間で一度も点検を行っていない自治体が214に上っております。本市においても、住民の特に利用頻度が多い子供たちの安全を守るためにも公園遊具の維持管理が重要だと思います。

そこでお尋ねいたします。本市の公園遊具の設置状況、何基で、使用期間はどれくらいなのか。また、点検状況、回数などをお聞かせください。

2回目以降の質問は自席より行いますので、よろしく願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

熊井議員の質問にお答えいたします。

まちづくり課で管理を行っている公園は、一般公園、農村公園、漁村公園、開発公園と99カ所でございます。そのうち公園に遊具施設を設置している公園は24カ所でございます。遊具の数としましては、滑り台11基、ブランコ19基、ジャングルジム4基、シーソー8基、総合遊具9基など、全部で98基でございます。

次に、遊具の使用期間についてお尋ねでございますが、遊具個々の台帳が未整備でございますので、はっきりいたしません。建設されたときから部品等の交換で対応してきていると思われるので、判明している公園の建設年度を参考にいたしますと、最も古い公園で昭和54年度に整備を行っており、32年経過していることとなります。これらを30年以上といたしますと23基、20年以上30年未満は20基、10年以上20年未満は41基、10年未満は14基でござ

ざいます。

また、遊具の点検につきましては、専門業者に公園遊具保守点検業務を委託し、年間2回実施をしております。また、毎月1回、職員による点検も行っているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

生涯学習課におきましては、平成23年4月1日現在で、むつごろうランドの遊具及び神社や地区公民館など市内119カ所に設置されました306基の児童遊具を管理しているところでございます。

これらの経過年数につきましては、むつごろうランドの遊具が25年になります。また、児童遊具につきましては、各行政区や地区公民館などが設置及び管理を行っておりますので、把握をしていない状況でございます。

これらの遊具の安全点検につきましては、むつごろうランドが毎月1回、神社や地区公民館に設置された児童遊具につきましては機能、塗装、部材劣化の3点から、年1回調査を行っているところです。むつごろうランドの遊具は平成22年度に大規模な修繕を行ったところでございます。

また、一月に一度の定期的な点検により安全性の更新を行っているところです。

また、神社等の児童遊具につきましては、今年度は7月から8月にかけて調査を行いまして、機能及び部材劣化により使用不能と判定されたものが81基あるということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。うちは四百数基遊具が設置しているわけですがけれども、本市においては一応定期的な安全点検ができているというところでは安心いたしました。しかしながら、やはり標準使用期間がどの遊具も大きく上回っているので、継続的な安全点検は必要だと思えます。ちょっと1カ所気になったところで、生涯学習課のほうから答弁いただきましたけれども、地区公民館の分は設置した期間も不要で管理も地域に任せているということですが、そこら辺のちょっと詳しいところを説明をお願いしたい。

生涯学習課長（石橋正次君）

地区公民館の遊具の設置につきましては、いろいろな設置された経過はあると思えますけれども、基本的には各行政区で設置をされているところでございます。

また、管理につきましては各行政区で管理を行われているということで、安全面の管理ということでは生涯学習課のほうで年1回調査をいたしまして、その安全面の管理をしているということでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。ほんなら、各行政区公民館の予算で設置はされて、点検までは行き届かないだろうということで、安全点検の面で年1回市のほうで調査を行っているということによろしいんですかね。

生涯学習課長（石橋正次君）

安全面の点検のみを生涯学習課のほうでやっているということでございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。では、点検の結果、修復とか部品交換とか、あと撤去などと判断されている割合はどれくらいあるのか、またそういう遊具に対しての対応を教えてくださいたいと思います。

それとあと、使用禁止されて撤去が必要だけれども、まだそのまま残っている遊具の数とかがわかりましたら教えてくださいたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

遊具の点検結果、補修が必要であると判断された場合は、修理の度合いによりますけれども、基本的にはその都度行っております。近年の修理実績を申し上げますと、21年度は11基、22年度は14基、そして今年度はこれまで2基行っております。

また、検査の結果、これまでに使用禁止や撤去の判断が出た遊具は今までにはございませんでした。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

生涯学習課のほうで管理しております遊具でございますけれども、今年度の点検の結果につきましては、使用不能となった児童遊具は先ほど申し上げましたように81基あります。これは全遊具の27%を占めているところでございます。これらの施設につきましては、地元に対しまして、この遊具の調査結果を報告いたしますとともに、張り紙や立入禁止措置などにより使用の制限をお願いいたしまして、また行政区等の要望に応じて予算の範囲内で修理及び撤去を現在行っているということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

まちづくり課のほうでは一応その都度対応されて、残りの分はないということで、使用禁止撤去の分もないということですけど、生涯学習課のほうでの管理されている分では、先ほどおっしゃってましたように地域公民館で管理している分もあるので、非常に難しいとは思いますが、それにしても使用不能が81基もあって対応されているのが1割強しかないということなんですけど、ちょっと対応が少ないのかなと思います。この状況で安全面のほうをどういうふう考えてあるのか。

生涯学習課長（石橋正次君）

安全面をどう考えているかということでございます。確かに8月末までに修理した遊具につきましては4基、そして撤去したのは6基ということで、なかなか全部を修理するというふうなことにはなっておりません。それで修繕撤去につきましては行政区の要望に応じて現在予算の範囲内で実施をしておるところでございます。予算につきましては、修繕のための予算につきましては現在400千円を予算をいただいているということで、また撤去の予算につきましては200千円をいただいているところでございます。このため、不足した場合につきましては遊具の使用制限をお願いいたしまして、翌年度まで待っていただくというふうな方法で現在対応しているということでございます。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

地域の要望が上がってきたところから今年度は4基の修理と6基の撤去を行って、予算は修理に400千円、撤去に200千円組んでいるということなんですけど、1割強しか修理ができていないということは予算が少ないということだけの理由なんですか。

生涯学習課長（石橋正次君）

こちらのほうで把握をしておるということで地元にはお返しをしているところなんですけど、積極的にこちらで修理等につきまして、していない部分もあるかもしれませんが、現在行政区のほうから上がってくる部分も全部が上がってきているというふうな状況ではございませんので、予算の範囲内でやっているということで、今後そういった部分につきまして積極的に行政区のほうに返して、こちらのほうに上がっていただくように周知をしたいと考えているところでございます。

3番（熊井三千代君）

では、行政区のほうから積極的に修理をお願いしたいとか撤去をお願いしたいという要望があれば、頻度的には高い頻度で対応していただけるということですかね。

生涯学習課長（石橋正次君）

行政区のほうからまたそういった御要望がございましたならば、こちらのほうで対応いたします。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。こういう要望を上げていいと、要望を上げていたらこういうふうに対応してくれるというところを御存じない行政区もあると思いますので、積極的に働きかけをお願いしておきたいと思います。

先ほどからも予算の関係上という言葉が聞かれておりますけれども、このように公園遊具の老朽化によって公園遊具の劣化が進む一方で、どこの自治体もなんですけど、やっぱり財政難があって遊具の更新がなかなか進まない状況です。国はその状況に対応するために費用負担を軽くするために2009年4月から都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業というのを

創設して、遊具の取りかえ費用の半分を補助するという事業を始めておりますけれども、本市においては、そういう補助金に対応するような公園があるのでしょうか。遊具があるのでしょうか。回答をお願いいたします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

この都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業は都市公園が対象でございます。本市には都市公園として整備を行っている公園は現時点ではございませんので、この事業で取り組むことはできないということでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

生涯学習課で所管をしている遊具の設置箇所につきましても都市公園はございませんので、対象となる遊具はないということでございます。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、うちの遊具修理に当たっては補助金を活用することはできないので、全面的に本市の予算でしか整備ができないということになります。本当に今後こういうふうに限られた予算の中で今後の安全、遊具の安全確保、維持をどういうふうに進められていくのか、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほども申し述べましたけれども、職員による毎月1回の定期点検並びに業者による年2回の定期点検、こういうものを着実に守っていくということで市民の皆様に対して公園遊具での安全を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

市長（金子健次君）

都市公園につきましても本市にはないということで補助の対象にならないということでございます。確かに安全・安心の遊具でなければならぬと。特に子供たちというのは危険な遊具を非常に好むわけで、回転をしたりとかそういうのを好んで、ちょうど合併前に大阪府の高槻市で指の切断事故がありまして、そのときに合併前の三橋町においては全遊具をですね、公民館の、また地区の行政の所有の神社の公園とか、そういうところのやつについては点検をいたしました。すべてを点検し、また業者も一緒に入って点検をして緊急的なものがありましたので、その分の回転遊具については撤去した経緯があります。

今まちづくり課長の答弁は、予算の範囲内の400千円、200千円という、大変こう、そういう額ではできないような感じが私はしております。子供たちが遊んで指を切ったとか事故を起こした、ブランコをしてちょっと首が折れたとか、そういうことになったら管理問題、また区長さん、公民館長さん等の問題については非常に大変な問題に発展いたしますので、十

分に予算の問題についても、今回、総合運動公園等について一応見直して、既設のスポーツ施設については改修をしていくという方針を出しましたので、この遊具等については危険遊具の撤去とあわせて、今後、保守等については十分予算措置をしなければならないというふうに今思っているところでもございます。

以上、今後検討させていただきたいと思います。

3番（熊井三千代君）

まちづくり課からの答弁をいただきましたけど、生涯学習課のほうからの今後の管理についての答弁はありませんけど。

生涯学習課長（石橋正次君）

先ほど市長のほうからも答弁をいただきましたけれども、調査した部分につきましては行政区のほうに十分お返しをいたしまして、協議をいたしまして、修繕並び撤去につきまして随時やっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。市長の答弁もありがとうございました。最後に先ほどから予算のこととかがよく出ておりましたので、こういう予算は絶対に減らさないようにというふうな要望をしたかったんですけど、市長のほうから早目に積極的に答弁いただきましてありがとうございました。ぜひそのようにお願ひしたいと思います。

先ほどから言っておりますように、今の社会状況でありますので、防災性を兼ね備えた都市公園が今度これからまた柳川市にもつくられることがあると思います。またそういうときとか、今、既存の遊具の更新時期などはぜひ地域のニーズにこたえていただきたいと思います。例えば、遊具の変更とか、あと若いお母さんから今、3歳児以下が使用できるような、ちっちゃい遊具が少ないという意見がよく聞こえます。それとあと、地域によっては介護遊具に変更しなければいけないような地域状況にある場所もあるんじゃないかという声も聞かれています。この点につきまして、両課に今後のこういうふうな対策についてお聞きしたいんですけど。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

遊具の更新時及び都市公園等、新たな公園を整備するときは地域のニーズにこたえていただきたいとのことでございますが、遊具の更新については、さきに述べましたように、部分的な部品の修理を毎年行っておりますので、遊具自体の更新は今のところ行っていないということでございます。議員が申されますように、遊具全体の更新時及び新たな公園を整備する際はできるだけ多くの利用者の声を参考にし、幅広い年齢の方に親しまれ利用していただけるような整備を可能な限りしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

生涯学習課長（石橋正次君）

生涯学習課におきましては、現在、地区公民館等の遊具につきましては、既存の遊具の修繕と撤去のみを現在行っておるところでございますので、遊具の取りかえにつきましては、また新設については行っていないような状況でございます。しかしながら、生涯学習課で管理をしております、むつごろうランドの遊具を更新する際につきましては議員の御意見等も十分に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。本当に財政厳しいときではありますけれども、本当に公園を利用される方が安全で、そして喜んで利用していただけるように、そして子育て支援の一環としても計画的に遊具の維持管理を進めていただきたいと思います。

それと、最初にまちづくり課のほうの返答から、遊具の点検歴とかをつけていないという、台帳がないというふうにおっしゃっていましたが、今、遊具歴、遊具の履歴をつけるような取り組みがなされておりますので、こういうふうな記録をしっかりと残していかれて、次への安全を継承していただきたいと思います。

以上で公園遊具についての質問を終わりたいと思っております。

次に、特定健診と保健指導の実施率増加への取り組みについてお伺いいたします。

本市においては国民健康保険税が年々高くなって、赤字対策として基金を毎年取り崩して運営に当たっております。しかしながら、基金残高ももう底をつく状況になっております。国民健康保険特別会計の歳出の70%を占めるのが医療費です。本市の1人当たりの医療費は国とか県の平均を大きく上回っておりますので、医療費抑制のためにも生活習慣病の予防と改善が必要だと、不可欠であると思っております。その一翼を担うのが特定健診と特定保健指導だと思っております。本市においても特定健診、特定保健指導の実施率アップの施策を最も優先すべき課題として取り組まなければいけない時期に来ているのではないかなと思っております。それがひいては健診率アップとか実施率アップとかというだけじゃなく、それが直接市民の命と健康を守り、社会保障を支えることにつながります。他市の取り組みを調べてみましたら、やはり特定健診、特定保健指導の実施率がアップすることによって健康保険税が少なくなっている傾向が強いので、ぜひうちも特定健診と保健指導の実施率アップに取り組んでいきたいと思っております。

そこで、今現在の本市の国民保険加入者数と特定健診者数、特定健診の対象者、それと受診率、保健指導の対象者と実施率、それから一応の国の目標であります平成24年までの本市の目標率をお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

まず、柳川市国民健康保険の加入者についてでございますが、平成23年8月末現在で2万1、

876名でございます。

次に、特定健診対象者数でございますが、特定健診の対象者は40歳以上の方が対象で、平成22年度におきましては、22年4月1日現在、対象者数1万5,235人で、受診率は28.47%となっております。

また、保健指導対象者数は707人で、終了者数はまだ出ておりませんので、利用者数で申し上げますと、利用者177名、利用率25%となっております。

なお、特定健診等の受診状況につきましては、各年度の11月に前年度分の法定報告による受診状況が公表されます。この法定報告の対象となりますのは4月から3月までの年度を通じて国保に加入されている方でございます。現在21年度まで公表されておりますが、平成21年度の対象者数は1万4,577名で、受診人数は3,863名、受診率は26.5%となっております。

また、特定保健指導対象者数でございますが、平成21年度の法定報告による対象者数は656名で、特定保健指導の終了者数173名、終了率は26.4%でございます。

3点目の2012年度までの本市の目標率についてでございますが、特定健診の受診率は65%、特定保健指導の実施率は45%で、内臓脂肪症候群の該当者、予備軍を平成20年度から24年度までで10%減少させることを目標といたしております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。一応平成24年度で特定健診の健診率、目標65%、あと保健指導が45%ということなんですけど、本市ではまだ30%弱しか受診率がなっていないので、目標を達成するためにはかなり大がかりな対策を立てていかなければいけないと思います。今までもかなりいろんなことをやってくださっておりますけれども、これまでに受診率アップのために行われた対策、そして、その結果を一応お聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

詳細について御説明申し上げたいと思います。答弁が長くなるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

受診率アップのための対策と効果についてでございますが、対象者への周知が最も重要であると考えております。周知の方法としましては、対象者への受診券の郵送、11月に未受診者全員に。2月に、過去に受診履歴があり、22年度は受診されていない方を対象としてダイレクトメールによる受診勧奨を実施いたしました。また、リピーターの確保のため、23年2月のダイレクトメール送付時と今年度の受診券送付時には、前年度までの受診券結果通知を同封いたしました。

広報活動といたしましては、市報を初め、がん検診事業と特定健診の日程等をお知らせするパンフレットや、総合がん検診事業により作成いたしましたチラシを各戸に配布し、特定健診についての周知を図っております。

また、昨年度は未受診者への電話による勧奨を実施いたしました。さらに本年7月から看護師を中心として未受診者の戸別訪問を行い、特定健診の受診勧奨を実施しているところです。特定健診の受診を促進するためには、なぜ特定健診を受ける必要があるのかを市民の方へお知らせすることが重要であると考えますので、地域や各種団体に対しまして、県事業の国保健康な街づくり事業による講座や、保健指導による国民健康保険の現状と生活習慣病についてをテーマといたしまして、出前講座を実施いたしております。昨年度は13カ所、970名、本年度9月1日現在、11カ所、425名参加をいただきました。出前講座によります生活習慣病など、健康についての周知を図っていくことは市民の将来の健康づくりには大切なことと考えますので、拡充を図っていきたいと考えています。

次に、受診しやすい環境整備といたしまして、平成21年度から集団検診によるがん検診と特定健診を同時に実施する日を設けておりますが、本年度は6日実施し、平日に受診することが難しい方に受診していただけるよう、うち3日は日曜日に実施いたしました。

また、今年度から特定検診と脳ドックの同時受診に対する助成などを実施いたしております。その効果についてでございますが、11月は特定検診実施の最終月ということもありますが、未受診者へのダイレクトメールも行うことにより、前月より1,000名程度受診者がふえております。また、結果通知を同封した昨年度3月の追加検診については、前年度比188名の増加となっております。出前講座の効果や戸別訪問の結果については、今年度または来年度の受診状況を見る必要があるかと思っております。

議員御承知のとおり、本市国民健康保険におきましても、生活習慣病が金額ベースで全体の46%を占めており、市民の健康づくりや医療費削減の面から生活習慣病を予防する特定健診、特定保健事業を保健事業の柱といたしまして取り組んでおります。受診券や受診勧奨用のチラシの作成も毎回工夫しながら何とか受診率の向上を図って取り組んでおりますが、目標値と乖離している状況であります。しかし、今後も未受診者の方への戸別訪問を中心として出前講座やチラシの配布などにより特定健診の受診の必要性についてお話をしながら受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

ちょっと長くなりました。終わります。

3番（熊井三千代君）

詳しい説明をありがとうございました。先ほどからお答えいただきましたように、非常にいるんな面で努力をさせていただいていると思います。ことしは1,000名ぐらい今までの時点で多くなっているということで、少しずつ効果もあらわれてきているのではないかなと思います。しかしながら、目標を達成するにはまだまだこの分ではいけないと思います。

先ほど答弁の中に少しあったんですけども、やはり戸別訪問というか、一人一人に本当にこの特定健診を受けていただく必要性というのをわかっただけないと、なかなか足は医療機関に向かないと思います。

ここで1つ取り組みの例を御紹介いたしたいと思うんですけれども、今、国では特定健診の平均が38.3%、あと保健指導の実施率が7.8%、今から御紹介する北海道の上富良野町はもう既に特定健診受診率が70.4%、保健指導実施率は78.5%というところがございます。この上富良野町というのは、かつて医療費市町村安定化制度の指定を受けるなど、本当に当時は医療費を下げるのが喫緊の課題であったところだそうです。平成11年度より本格的に生活習慣病の予防に取り組みました。まず何を行われたかということ、講師を招いて医療費の分析、健診データの分析に取り組み、早い時期の予防、障害予防、医療費適正化に向けて予防活動を、とにかく予防をやろうということを開始されたそうです。徹底的に市民の実態調査を繰り返し、主なものは疾病ごとに計画を立てて取り組み、住民みずから健康診断の結果を読み取り、生活習慣病を予防できる力の育成を目指して保健指導に取り組みましたそうです。

その結果ですね それと、健診についても集団検診を集中的に行って検診率を上げられています。医療機関にお願いをされて、検診時間にも配慮して、朝6時から開始したり、あと地域ごとに健診日を指定したりいろんな工夫をして健診率アップにも取り組まれています。結果として、特定健診、保健指導を生かして町民の健康づくりと医療費削減、そして、それによって介護保険認定率を低下させるところまで成功されているようです。

上富良野町の健康診断の対象者というのは二千数百名なので、うちよりかなり少ないので、取り組みやすかった部分もあるかもしれませんが、やはりそこで頑張っているのが職員さんたちなんですけど、この健診にかかわった職員さんは保健師さんが6人、あと栄養士さんが2人、事務が2名で、職員みずからも能力形成に努めて町民とともに予防の可能性を信じて活動されてきたという報告があります。このようにやはり今からは住民の中に入って住民とともに取り組んでいくやり方しか残っていないんじゃないかなというふうに強く感じております。

そこで、本市においても保健師さんと栄養士さんの数は整っておりますでしょうか、スタッフの数は整っておりますでしょうか。もし少ないというふうなことがありましたならば、今は予算を使ってでもこういうスタッフの数を多くして徹底的に市民の中に入って健診率、保健指導アップに取り組んでいかなければいけないと思うんですけど、現状をお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

本市の体制についてでございますが、現在、保健師は健康づくり課に9名配置しております。また、包括支援センターと介護保険広域連合支部に3名出向しており、合計で12名となります。うち正規職員は9名、嘱託職員が3名です。

次に、看護師でございますが、健康づくり課に3名、福祉課に1名、合計4名配置いたしております。職員1名、嘱託職員2名、臨時職員1名という配置です。

管理栄養士につきましては、健康づくり課に2名配置しており、嘱託職員1名、臨時職員1名でございます。

また、健康づくり課には、今年度より臨時の事務職員を1名配置しております。さらに特定保健指導にかかわる者の数でございますが、このうち保健師4名、管理栄養士1名でございます。

健康づくり課健康系の業務内容を若干御紹介いたしますと、母子保健法に基づく4カ月健診などの健診事業、新生児訪問、妊産婦訪問、母子手帳の交付、妊婦健診事業や予防接種法に基づく麻疹、風疹やインフルエンザなどの予防接種事業、また健康増進法に基づくがん検診事業、各健康教室、健康相談業務、健康手帳の交付、さらに高確法に基づく特定健診後の特定保健指導事業及び感染症対策、救急医療対策などの広範囲な業務を行っております。

さらに、昨今は新型インフルエンザ対策、女性特有がんや大腸がんなどのクーポン事業、子宮頸がんやヒブワクチン接種事業、第1子目の乳児を対象とした全戸訪問など新たな事業も実施しておるところです。このような中、緊急雇用創出事業補助金を活用し、現在、看護師1名増員配置し、特定健診受診率向上に向け戸別訪問等を実施しております。今後その効果等を踏まえ、体制整備については検討してまいらねばならないと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。今答弁を聞いておりますと、特定保健指導だけにかかわるスタッフというのは本当にいらっしゃらなくて、いろんな事業を共有しておられるようでございます。やはり職員さんだけでこの事業を、地域に根差した事業をやっていくのは今の体制では非常に難しいなというふうに感じました。そういうことで以前、健康増進活動を推進することを目的とした健康推進員さんの育成をしますよという報告を受けたように思いますが、現在その健康推進員さん、名前はちょっと間違っているかもしれませんが、その推進の取り組みは今どういうふうになっているのかお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

健康推進員さんについてでございますが、市民の健康づくりを進めるためのリーダーづくりとして平成22年度から健康づくりをすすめる人づくり講座を開催いたしております。年7回の講座を受講していただいております。講座の内容といたしましては、医師による生活習慣病についての講話を初め、管理栄養士による食生活と健康づくりについて、健康運動士による運動の必要性と効果などで、平成22年度は38名の方に御参加いただき、21名の方に修了証をお渡ししております。この講座で学んでいただいたことを各団体から参加いただいている場合はその出身団体で伝えてもらう、また家族や知人にも伝えてもらうということで健康づくりの輪を広げていっていただきたいと考えております。

また、本年度2年度目となりますが、30名の方に参加いただいております。また、昨年度

から引き続き11名の方にも参加していただいております。毎年度事業を実施することによりこの講座を受講される方をふやし、受講された方と市が一緒になって市民の健康づくりのための活動をしていきたいと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございます。では、積極的な特定健診とかの受診率アップのためにかかわっていただくわけじゃなくて、もう草の根のところでも健康の増進に努めていただく、地域の健康増進に努めていただくという解釈でよろしいのでしょうかね。

健康づくり課長（高巢雄三君）

あらゆる保健事業に取り組んでいただきたいというふうには考えております。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。せっかくこういう講座をやっていただいておりますので、この講座を修了した方々が民生委員さんとか区長さんとか、また行政の保健師さんたちと通じ合いながら、地域の健康増進に役立っていただけるようなチーム活動というふうになっていけばいいなというふうに感じておりますので、今後もこういうふうな活動を進めていただきたいと思います。とにかく非常に難しい部分ではありますけれども、早い時期に柳川市も特定健康診断の受診率が目標率に到達してから市民の健康が保持できるように、そして医療費が削減できるように、しっかり取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、国民年金の事後納付期間延長についてお伺いいたします。

数年前から検討されておりましたこの法案は、法案提出から1年かけてやっと8月4日に年金確保支援法が成立しました。これは国民年金の未払い分をさかのぼって納める追加期間を現行の過去2年から10年に延長するというものです。この制度によって年金納付期間が25年に満たない老後の無年金者の方とか、あと40年間納付しなければ満額の66千円が受給できない低年金問題の解決への一歩前進と評価したいと思っております。

しかし、この法案は3年間の時限立法でありますので、市民への周知徹底と未納者が3年間できちっと保険料を納められるような施策をしていかなければいけないのが政府のこれからの大きな役目だと思っております。この法案は8月4日に成立しましたが、システムの整備とかで実施されるのは来年の10月までになる予定になっておりますけれども、本市といたしましても、政府の指示を待つだけでなく、こういう法律ができましたので、とにかく市民の方に周知徹底して納税率アップに取り組んでいただきたいと思っております。

そこで、国民年金の現在の納付状況、未納付状況、あと年金受給者の状況をお聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

議員御質問の本市の国民年金の納付状況についてでございますが、月数で申し上げます。

平成22年度は対象月数が9万8,251月で、納付月数6万9,652月、納付率は70.9%でございます。

また、未納者の状況につきましては、平成22年度の未納者数は2万8,611月となっています。さらに年金受給者の状況としましては、国民年金及び基礎年金にかかる分としましては、平成21年度の状況でございますが、老齢基礎年金等の受給者数1万7,936人、障害基礎年金等の受給者数1,595人、遺族基礎年金等の受給者数171人、寡婦年金の受給者数61名で、国民年金及び基礎年金部分の年金受給総額は13,001,283,400円となっています。

ところで、国民年金保険料の収納業務は従来機関委任事務として国より市へ委託されておりましたが、平成14年度からは直接国が行うことになりました。現在市におきましては、法定受託事務であります国民年金の資格取得届等の受け付け業務、保険料免除申請の受け付け業務、国民年金1号資格者が年金を受給する際の最低請求書の受け付け業務、また国民年金制度に関する相談業務等を行っております。このため先ほど御報告した数字は大牟田年金事務所の資料に基づくものであります。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。国の事業なので、なかなか市で把握するのは難しいと思うんですけども、ありがとうございました。厚生労働省の発表によりますと、この制度ができるということで最大40万人の方が無年金にならずに済んだり、また最大1万6,000人の方が年金受給額をふやす効果があるというふうに言われております。今、本当に国でも生活保護費の受給者が200万人を突破しておりますので、これがやはり地方財政の悪化をもたらしているということになりますから、とにかく老後の無年金者を何とか本市でもなくすような取り組みをできるだけしていかなければいけないんですけど、現在2年間追加納付できるわけですけども、現在、年間どれくらいの方が追加納付をされているのか、またそういうふうな納付をしていただくために市のできる分としてどういうふうな啓発をされているのか、お聞かせください。

健康づくり課長（高巢雄三君）

国におきまして、今回の納付可能期間の延長をできる方と効果ということでサンプル調査に基づきまして推計がされております。そういった国が推計した比率に合わせて本市の人口による推計をいたしますと、今回の時限措置により最大で8,571人が年金の額をふやし、最大214人が将来無年金にならずに済むと考えられます。この人数につきましては、あくまでも推計ということで御理解願いたいと思います。

今般、高齢者世帯の収入の7割を公的年金が占めるなど、年金は老後生活の柱としての役割を担っており、また障害を負ったときや配偶者や親を亡くした児童等の所得保障でもあり、市民の生活に欠かすことのできないものと考えております。市民の年金権確保のためには未

加入や未納防止をすることは重要であると考えております。国民年金への加入勧奨など適用促進事務についてでございますが、11年に交付されました地方分権一括法により、法定受託事務等はされないで、国が行う適用促進事務に市町村は協力、連携をすることとなりました。現在、大牟田年金事務所において、20歳到達時や3号から1号被保険者への種別変更時、厚生年金等の被用者年金の資格喪失時に国民年金の届け出についての勧奨を通知されています。その後、20歳到達者で届け出のない人には職権による加入処理がなされ、3号から1号被保険者への種別変更が必要な人や、厚生年金等被用者年金の資格喪失者へは戸別訪問による加入勧奨の後、それでも届け出がない場合、職権による加入処理がなされております。

市におきましては、国民健康保険加入の手續の際に、国民年金加入対象者である場合は、柳川庁舎におきましては国民健康保険加入手續後に国民年金の窓口にて御案内するなど、大和、三橋庁舎におきましては総合窓口となっておりますので、国民健康保険と国民年金の加入を同時に受け付けるなど未加入の防止に努めております。

さらに、今回の納付可能期間延長の取り組みにつきましては、国のシステム開発後の実施となるようでありますので、まだ受け付け方法やその後の納付方法など具体的な取り扱いが示されておられません。わかりましたら速やかに市報等で周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

3番（熊井三千代君）

ありがとうございました。とにかく10年間延長がなされますので、10年分3年間で払えない方もおられると思うんですけども、こういう制度ができたということは意義深いことなので、きちり早目に国からの要請がありましたら市民の方へ徹底していただきたいと思えます。とにかく厳しい社会状況なので、年金を納める方も大変だと思うんですけども、やっぱり将来無年金にならないように、低年金の方が少しでも増額した年金をいただけるように市としてもしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、熊井三千代議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時4分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、4番白谷義隆議員の発言を許します。

4番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番白谷でございます。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、合併特例債の活用についてお尋ねをいたします。

この合併特例債については、前回の6月議会でもお尋ねをしましたが、時間の都合で全部をお聞きすることができませんでしたので、お聞きできなかった分についてお尋ねをしたいと思います。

市長は、合併時に決められていた合併特例債の借入限度額137億円を増額しようとしています。その理由として、現在、40%から60%としている合併特例債の充当率を95%に上げ、それにより浮いた一般財源を基金として積み立てるとしています。もう1点は、庁舎統合や市民会館改修の新規事業に充てるためとしています。95%への引き上げについての私の考えは、6月議会で申し上げましたので、ここでは差し控えますが、浮いた一般財源の基金積み立てについて、具体的にはどのように考えてあるのかをお尋ねいたします。

また、新規事業への合併特例債の活用について、市長は昨年12月議会において、緊急性、必要性の観点から優先順位をつけながら既存事業を含めた事業の見直しを行っていくと答弁されております。どのような見直しがなされているのかをお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問は終わります。再質問及びほかの質問事項については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいくださるようお願いをいたします。

副市長（刈茅初支君）

1点目の浮いた一般財源の基金積み立ては具体的にはどのように考えているのかという質問に答弁をいたします。

これにつきましては、議員も御承知のとおり、この合併特例債は、その元利償還金70%が普通交付税に算入される非常に財政的にメリットのある地方債でございます。しかし、現在の中期財政計画における合併特例債の充当率が40%から60%、これを充当可能な95%に引き上げることは、70%の交付税措置があるといえども、残る30%は市の純然たる負担となるわけであり、このため、1つの方法といたしまして、137億円を超えて借り入れる場合には、その超えて借り入れる額に係る元利償還金の30%相当額を充当率の引き上げにより使わなくて済む一般財源を活用して借入年度に減債基金へ積み立てることにより、後年度の公債費増大に対応する財源の確保を図りたいというふうに考えております。

それから、現在、中期財政計画に掲げていない新たな事業に合併特例債を活用することにより、現在の借入限度額であります137億円を超える場合でも、経費節減等をしっかりやって生み出される一般財源を活用いたしまして、できる限り減債基金へ積み立てるなどの対応を図っていきたくと考えております。

言うまでもなく、合併特例債の活用につきましては、特例債ありきの事業発想ではなくて、市民生活及び本市の地域振興にとって必要な事業は何かをしっかりと考えた上で、当該事業

を実施する場合における財政的に有利な財源の活用としてとらえる必要があるというふうに考えております。また、合併特例債の将来の償還負担やランニングコスト試算などについて、これらについても可能な限り議会に説明を行い、将来、過重負担とはなりはしないか、慎重に検討した上で事業費の予算化、合併特例債の活用を行う必要があると考えております。

次に、2点目の問いでございます。新規事業への合併特例債の活用の際の緊急性、必要性の観点からの優先順位づけ、既存事業の見直しに関する質問でございます。

平成22年度に策定いたしました中期財政計画におきまして、平成26年度までに合併特例債を活用して実施すべき事業を掲げております。これをベースに、現在見直しの検討を行っております。現在の中期財政計画に掲げていない主な課題事業といたしましては、現在、御検討いただいている庁舎統合の事業、あるいは市民会館の改修事業、そのほかにも漁港の改修事業でありますとか、既存のスポーツの施設改修事業などがございます。また、地域からの要望も非常に高い水路、道路の改修整備事業につきましても、現在の中期財政計画に掲げている事業費で十分これが賄えるかという課題も持っておるところでございます。

既に見直した代表的な事業といたしましては、事業費が13億円、合併特例債の活用額といたしましては710,000千円で計画をしておりました総合運動公園整備事業がございます。このような状況を踏まえ、現在、中期財政計画の見直し作業を行っているところでありますが、今後とも国の地方財政対策の動向、あるいは事業の必要性、緊急性、地域や住民ニーズなど総合的に判断をいたしまして、事業の適切な展開を図る考えでございます。そのための必要な事業の見直しについては、健全財政を基本としながら行っていく考えでございます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございました。

今の答弁の中で、新規事業の分についての事業名が幾らか説明をなされましたが、具体的に中期財政計画に上がっていきなくて新たに予定されている事業、それについて教えてください。

副市長（刈茅初支君）

先ほど答弁いたしましたけれども、繰り返しになりますが、まだこれははっきりとした決定事項ではございませんが、今、議論をいただいている庁舎の関係でございます。それから、市民会館の改修も、これは非常に喫緊の課題だというふうに考えております。それから、先般の両開の棧橋における等の問題がございましたけれども、こういった漁港の全般的な調査、それから改修といったようなものも、近々のうちにそういった事業をやっていかなければならないというふうに考えております。それと、既存のスポーツ施設の改修事業、これらを考えております。それ以外にも、水路、それから道路に関する行政区の要望が非常に多く出てまいります。これらの実際の進捗というのが非常になかなかこれまでの予算では達成でき

ていないという状況がございます。こういったことも、この合併特例債という有効な財源が使えるうちにやるべきではないかと、そういった検討をしております。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

合併特例債は、今23年ですから、24年、25年、26年、あと3年ですよ。そうした中で、今、副市長からは余り明確な答弁がありませんでしたね。漁港の改修など全般的な見直しとか、今の時点でまだ何に使うかわからないということでしょう。私は少しおかしいと思うんですよ。本来、合併特例債は137億円のはずなんです。ただ、現実には計画から年数もたっている、社会の状況も変わってきた、ですから、新しくどうしても今やっておかなければならない事業があると。そのために合併特例債を充てたいというのが市長の趣旨であるし、答弁であったですよ。もちろんそれには事業の見直しをやっていきますという前提はついてはいますけどね。そうした中で、何か市長の答弁を聞いていますと、あたかもこの合併特例債は、ただ単なる財源手当てのように聞こえてくるんですよ。ですから、あと3年しかない中で、具体的にこれとこれに使いたいというのは明確に出していただかないと、そうした本当にその事業が必要かどうなのかを議会は判断していかなきゃいかんわけでしょう。そのために私は質問をしているわけですからね。ですから、今になっても、いや、あれにも使うかもしれんとか、これにも使うかもしれんとか、そして1つ気になったのは、市長は光ファイバーにも合併特例債を使いますと言われたんですよ。よしあしは別にしても、使いますと言われたでしょう。ところが、今の答弁の中で光ファイバーの話は出ませんでしたよね。そこら辺がもう少し慎重に検討していただかないと、後から合併特例債でどうにでも使いますよというスタンスでは私はできないと思うんですよ。やはりこの財政、副市長が自分自身で言われたように、30%といえども借金に残るわけですからね。ですから、そこら辺のもう少し慎重に検討をしていかないと、何でもかんでも合併特例債でいいですよというような印象は、それはやっぱりまずいと思うんですよ。そこら辺について、ちょっと再度。

市長（金子健次君）

副市長のほうから答弁いたしましたけど、私の意を酌んで答弁いたしました。137億円の概要については、今現在、議会と協議しております庁舎の統合問題ですね。これとあわせて、一番私がやらなければならないのは、やっぱり137億円外では市民会館の改修、これをやりたいというふうに思っております。市民のいろんな要望というのは、確かに冷暖房の関係の施設、あそこの中身の内容、トイレの改修、いすが狭いと、そういうのももろもろありますので、137億円外でその分の合併特例債が活用できる期間に市民会館の改修をやりたいというふうに思っております。

それから、漁港の改修、両開漁港の棧橋の問題ですね、これも活用できればその分をのせていきたいというふうに思っております。

それと、総合運動公園を将来の課題として残しながら、既設のスポーツ施設等を改修したい。これについては、4億円ぐらいの今検討している分がございますので、その分はいろんな助成を受けながら、合併特例債を活用できる分、できない分がありますので、そのすみ分けをしていきたいというふうに思って、幾らかは合併特例債を活用していきたいというふうに思っております。

それから、白谷議員の一般質問の中で出ました光ファイバーですね。特に大和地区においては、私はこの合併特例債を活用できるとするならば、今、未整備地区の光ファイバーの網をかぶせていきたい。と申しますのも、前回、福岡県の合併した市町村だけが集まりまして、集まったときにこの話題が出まして、光ファイバーの話が出まして、今どき光ファイバーで、企業は写真がポンと、ADSLじゃ難しいと。すぐ出ないと、そういうところには企業は来ませんよという話等があっていました。それで、私も質問いたしまして、どういう形の優遇措置があります、助成がありますよということで聞いたんですけども、それは山間部のまちでございました。その後、財政当局に聞いたところ、本市においては難しいというようなことでもございましたので、この分については考えはまだ私が、今、副市長は申し上げませんでしたけれども、私の中では活用できればというふうに思っているところでございます。

それとあわせて、今、非常に区長、行政区から要望が強い道路整備、水路整備等についても議会と相談をしてみたいというふうに思って、減債基金の積み立て等も今提言等もありませんが、提言といいますが、考えを持っておりますので、その分も一緒にあわせて137億円の枠外で検討していきたいというふうに今考えているところです。

以上です。

4番（白谷義隆君）

今、議会と合併特例債の活用について協議をしていきたいということですから、私はそのためにお聞きをしているわけですから、予定されている事業については明らかにやっぱりしていただく、それは当然であると思うんですよ。そして、市長が137億円の枠を超えてというのをいつも強調されますけど、もちろんやっぱり見直しをしたと、どうしてもやむを得ず137億円を超えざるを得ないと、そういうことはあるかもしれません。私はそれは全く否定はしてきていないんですね。場合によって、どうしても見直して削減するやつがないと。ただ、この際、どうしてもこれだけはやっておきたいと、そういう事業はあるかもしれませんよ。それは、またそのとき検討していくべきだろうとも思っております。そして、それが今答弁をいただいた基金の積み立てという話につながってくるわけだと私は考えているわけですね。ですから、新しい事業については、やはりちゃんと今後も出していくと。今後というか、本当はもうあと3年しかないんですから、今の時点でどれとどれをしたいというのは出していただかないと、私たち議会も審議されないじゃないですか。そこら辺がちゃんと出していただく、そのことは要望しておきます。余り時間ないわけですからね。それでいいですか、そ

の件については、何かあったらどうぞ。

副市長（刈茅初支君）

現時点において明確な事業の実施というのがお答えできなかったというのは申しわけなく思っておりますが、これにつきましては、まさに慎重に今検討しておりまして、ちょっとこの議会にまだ明確に答える段階に至っておりません。10月までには、今申し上げました中期財政計画の見直しにつきまして、また御協議させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

4番（白谷義隆君）

それでは、さっきの話にもつながりますけど、基金の積み立てについて再度お尋ねをしたいと思います。

今、答弁によれば、95%に引き上げたとき、40%、60%で計画しておって95%にしたときの一般財源の浮いた部分について、元利の分の30%を減債基金に積み立てたいというような話でしたよね。元利30%はわかりますが、それ以外の分、それ以上に一般財源として浮く分があるわけですね、計算上どうしても、30%以上に浮く分があるわけでしょう。それについては、前の答弁のときには、その分も含めて交付税が削減されたときのために蓄えておくというような答弁がたしかありましたよね。ですから、30%を超えた分についてはどうされるのか、お尋ねをいたします。

財政課長（石橋真剛君）

白谷議員おっしゃるように、当然30%を超える分もあろうかと思えます、その年度によって。それにつきましては、当然今言われたように、将来の負担増加に対応するためには、財政調整基金か減債基金、この2つのいずれかに積み立てていくということになるかと思えます。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

減債基金については、後ほど私の考えを述べたいと思えますので、ここは答弁だけを受けておきます。

また、先ほどの答弁で、新規事業について137億円を超えた分について、一般財源から基金へ30%分でしたかね、それを減債基金に積み立てるという答弁でしたよね。ただ、私は、先ほどの95%に上げる分も含めてですけど、新規事業で137億円を超えた分については、借入年度の返済額の137億円を超えた分の30%と利息分を、さっきできるだけという表現でしたから、ですから、その137億円を超えた30%と利息の分、それをぜひ基金に積み立てて後年の返済に充てるべきだと私は考えております。なぜなら、交付税の一本化が始まる27年度以降に、この新規事業分の借金返済の財源を27年度以降に確保するというのはなかなか難しいですね。それは中期財政計画なり、ことし2月の行政改革大綱の中でも書いてありますよね、そ

うことは。ですから、そういう中では、新規事業について超えた分については、やはり将来の返済額30%と利息分については基金に積み立てるべきだと私は思います。そして、その基金積み立ても、私は減債基金じゃなくて、やはり合併特例債償還のための新たな基金を設置すべきじゃないかと思っております。その2点についてお答えをお願いします。

副市長（刈茅初支君）

白谷議員が言われますように、そういった必要な事業であっても借金することには間違いないと。将来、そういった負担増に対して何らかの対策を講じておくべきではないかと。その1つとして、私ども基金というような方法があるのではないかというお考えを言いました。それをより具体的に、そういった新規、新たな事業ですね、そういったものについて、そういう考えがどうかということだろうと思いますが、現在、第2次の行革においていろいろと経費節減の努力をしております。今後も、行政評価システム等を活用しながら事務事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドというようなことを徹底的にやっていきたいと思っておりますが、これもまだ実効性を確保する上でなかなか難しい面もございます。そういうことで、これからの手法といたしましては、いわゆる積み上げ方式の予算編成というようなことから、ある程度歳入を見たところでの予算枠配分方式といたしますか、そういった、できるだけそういうふうな実効性の上がる方式で経費節減の努力を行っていきたいと思っております。こういった努力によって生じる剰余金を、そういう基金積み立てにできるだけ回していくということで考えておるところでございます。

それから、2点目の減債基金ではなく合併特例債に限った減債基金という方法でございますけれども、これについては、ちょっと技術的にですね、要は合併特例債を借り入れると。借り入れた年に、その合併特例債の基金に積み立てるということが技術的に可能なのかなというちょっと疑問もございますので、それについてはちょっと今後の研究課題ということで研究をさせていただきたいというふうに思います。

4番（白谷義隆君）

基金は検討ということはわかったんですが、先ほど私は新規事業分についても元利償還分の30%をやはり蓄えておくべきじゃないかという話をしたんですけど、そのことについての回答はいただけなかったのか、それともいろんな積み上げ方式で何とかかんとかで財政を確保しますという答弁だったのか、私は理解できませんでして、率直に答弁をお願いしたいと思います。

財政課長（石橋真剛君）

厳しい御質問だと思うんですが、今、副市長が申しましたように、新規事業について、今現在、中期財政計画の中で見直しをやっているということで、その幾らぐらいの合併特例債の総額になるのか、そこもまだよくつかめておりません。しかし、当然白谷議員おっしゃるように、特例債137億円超えれば、やはり公債費負担の懸念がされるというところで基金化

すべきだ、これは私も賛成のところでございますが、明確に30%という数字を出せと言われてますと、なかなかちゅうちょするところでございますので、やはりできる限り後年度の公債費負担に影響しないように基金へ積み立てていきたいということで御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

4番（白谷義隆君）

ちょっとしつこいようですが、課長、財政が長いから詳しいと思うんですけど、今から26年度までに積み立てができなくて、27年度以降にその償還の原資が出てくると思いますか。毎月、その15年間、原資がですよ。さっきも午前中出ましたね。平成32年からは一本算定で12億円削られてくるんですよ。そして、行政改革大綱によれば、22年度の公債費が33億円、これは予定ですね。現実には、20年度決算では30億円ちょっとぐらいだったと思いますけどね。ただ、その大綱では、見込みでは、32年度には公債費は40億円になると見込んであるんですよ。そして、先ほどの12億円が削減されるんですよ。そうした中で、26年度までに、今御存じのいろんな手当の金が出ていますね、自民党の末期からいろんな金が出ていますよ。恐らく27年度ぐらいになれば、もう国の金も底をつくわけですから、そういった余分な金は出てこないと思うんですよ。当然、財政課長、そういうふうを考えてあると思うけどね。ですから、今積み立てなくて、後でその財源を見出そうとすれば、財政的にかなり厳しくなる。現に先ほどから言う行革大綱ではこう書いてありますよ。「自主財源に乏しい本市が大きく依存している地方交付税は、今後、合併特例措置の期限が切れれば、大幅に削減されます。現状のままの財政運営では、近い将来財源不足に陥り、財政が破たんすることは明らかです。」と書いてあるんですよ。この行革大綱は、もちろん合併特例債の活用の方も含んでいるでしょう。ただ、それでもですよ、今の中期財政計画に基づいてこれは書いてあるはずですよ。そうした中に、新たにまた借金を抱えるんですよ。それを26年度までに積み立てなくて、後になったら、ここに書いてあるように、財政破綻することは明らかと書いてあるんですよ。そのことについては、もう少し真剣に検討していただかないと、やはり今のうちに財源手当てをしていくということは私は大事なことだろうと。行革大綱にも書いてあるように、財政破綻につながることは明らかと書いてあるわけですから、でしたら、そうならないために今どういう手を打っていくのか、それが一番肝心なことでしょう。もう一度答弁をお願いします。

副市長（刈茅初支君）

議員御指摘のとおり、非常にやはり、今、余力があるといたしますか、こういう合併のあめをいただいている時期に、交付税のことですが、このときにしっかり後の備えをしておくということは非常に重要なことだろうというふうに思っております。そういう中で、先ほど財政課長答弁いたしましたけれども、できる限り、はっきりしたお約束が、30%分を積み立て

るといふ約束がなかなか、ちょっとまだ試算をしていませんで、そこまでの答弁は、きょうは私もそこまではいたしかねます。それで、できるだけ白谷議員が言われるような考えのもとに経費節減努力を行い、できる限りの積み立てというようなものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、10月末までにはそういった中期財政計画の見直しというようなことをお示しさせていただきたいお話をいたしましたけれども、あわせてそれが綿密な 綿密なといいますが、合併特例債はこの3カ年しかもう使えないわけですから、そういった場合に、こういう事業計画のもとにこういう合併特例債を活用していくと。そうなっていくと、当然後年度の償還というのはシミュレーションできるわけですから、そういったところもしっかり示して、財政のそういった収入面、これはなかなか、今、非常に国も動いていますので、読めない分はございますが、前提を置きつつ、こういう収入が確保できるのであればどうなのかと、そういう特例債を借りることがですね、そういったシミュレーションもあわせてお示ししながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

4番（白谷義隆君）

そのシミュレーションですね。ただ、新規事業が幾らになるのかですね。例えば、50億円になったとしても、元金の分だけで15億円は要るわけですから、それに金利の分があるわけですから、それを15年としても1億円は超えるわけですよ。これはもう明らかですから、別にそうシミュレーションをつくらなくてもわかる話じゃないですか。そして、あえて言わせていただきますけど、また行革大綱の中に書いてあることなんですけど、私が言っているわけじゃない、行革大綱に、市がつくってあるやつに書いてあるわけですからね。それによれば、現在、普通建設事業費が50億円を超えていますよね。ところが、平成32年度からでしたか、15億円しか充てられないと書いてあるんですよ。そういう中で、1億何千万円といえども貴重な財源ですよ。50億円の普通建設事業が15億円しか充てることができないと書いてあるんですから、そうしたとき、どうしてその行政運営ができるのかと。3分の1以下に減るわけですよ。そここのところも十分考えていただかないと、単純に15で割れば少なくとも済むだろうという話ではないわけですから。これ以上ここで言っても、検討をしたいということですからね。ここは、やはり26年度までに少なくとも新規事業分、137億円を超えた分についての財源だけは確保しておく。それでも137億円の分が借金で残っていくわけですから。ですから、十分そこら辺は検討というか、そういうふうなぜひ要望ですけど、そういうふうをお願いしておきたいと思います。

これはここで終わりたいと思います。

次に、集落内水路の管理についてお尋ねをいたします。

私は以前、平成19年でしたかね、この集落排水の水路の改善についてもお尋ねをしておりましたが、いまだに改善されていないところが多々見受けられ、市民の皆さんからまさに悲

鳴にも似た要望が実は聞かれています。以前にも申し上げましたが、大和町地域では農地の基盤整備等により集落内の水路が分断、あるいは幹線水路との不接合等によって水の流がとまって、汚泥の堆積とともに水質の悪化による悪臭など、生活環境が著しく損なわれております。

そこでお尋ねしますが、こうした生活環境の悪化を招いている集落内水路の改善についてどのように考えてあるのか、お聞かせください。

水路課長（安藤和彦君）

白谷議員御質問の集落内の水路の環境改善についてお答えしたいというふうに思います。

議員言われますように、確かに集落内の水路につきましては、泥土の堆積等によりまして水の流が停滞していて、環境が悪化しているところが見受けられるということにつきましては、市としても認識しているところであります。この集落内の水路の環境改善対策でございますけれども、まずは水の流を回復することが重要だと考えておるところでございます。そのためには、先ほども議員言われましたように、土地改良区域内と集落内の水路との不接合箇所の改善、それと水路のり面の整備、堆積している泥土のしゅんせつ、水路内の雑草の除去及び、これは水の流を回復させるためには非常に重要なことだと考えているところでございますけれども、樋門、樋管の管理に努めていきたいというふうに考えています。

まず最初に、不接合箇所の改善についてでございますけれども、水の流を回復するためには、やはり物理的に不接合になっているところをつなぐという必要もあろうかと思っております。ただ、この場合、長年にわたって構築されております水慣行というものがあるというふうに考えております。そういうものについての解決をしていかなければならないという部分もあると思っておりますので、この不接合箇所の改善につきましては、関係行政区や関係者の皆様と協議をしながら、慎重に対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、水路のり面の整備でございますけれども、護岸等の整備につきましては、できる限り、国、県の補助事業を活用して整備を実施していきたいというふうに思っております。なお、どうしても補助事業の対象にならない水路については、市の単独事業で計画的に整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、集落内水路に堆積しております泥土のしゅんせつや水路内の雑草の除去についてでございますけれども、これにつきましては、できる限り農地・水・環境保全向上対策事業を活用して行っていただければと思っております。ただ、どうしても地元のほうで対応できない規模等の水路しゅんせつや雑草の除去等については、市の事業として対応していきたいというふうに考えています。

最後に、樋門、樋管の管理でございますけれども、これにつきましては、市ほか、樋門、樋管を管理しております柳川みやま土木組合、それに大和町全部の水利について調整をして

あります大和町水利組合、それや管理人の皆様方と連携して適切な管理に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

ありがとうございます。

確かに水については、水路慣行がありますので、なかなか厳しいということは私もわかります。そして、いろんな事業を組み合わせながらやってあること、また計画もされていることもわかりましたが、ただ、現実には、やはりそうした改善がなされていないところも、先ほども言いましたけど、あることも事実なんですね。先ほども言いましたけど、10年も20年もそのまま放置されているところもあるわけですよ。ですから、いろんな方策を使ってと言われましたけど、私はやはり今、ここを1回、基本的に市内全部でそうした水路の悪臭があるところ、水の流れがとまってですね、そういった非常に生活環境に著しい弊害をしているようなところ、それを1回全市的に調査をしてみたらどうかと思うんですよ。ほかの事業は、よく何とか調査、何とか計画書とか、いっぱいつくられるじゃないですか。ここは、先ほども市長の答弁、副市長の答弁ありましたけど、水路についての要望が多いという話あったじゃないですか。ですから、やっぱり1回はそうした現状を把握する、私はそれは必要だろうと思うんですよ。そして、その上でどう改善していくのか、やはり1回計画書をつくって、そして一定期間、期間を設けて、そのうちにいろんな補助事業、いろんな水路慣行の協議も必要でしょう、そういったやつをしながら、一定期間のうちに、やはりそうした著しく生活環境の悪化を招いているところについては改善をしていくと、そういうことが必要だろうと私は思います。でなければ、この問題はいつまでもあっちから出てきて、こっちから出てきて。結局は区長さんの要望であそこをしたり、ここをしたりとなるじゃないですか、現実には。ですから、やはり区長さんの要望だけに頼るじゃなくて、やはり職員みずからが現場に出向いて、そして調査をする、そして改善に向けて計画書をつくって取り組んでいく、私はそのことが必要だと思うんですけどね、一応市長の考えをお聞かせください。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

柳川市にとりまして、柳川の水の問題というのは、一番事業としては、それぞれの各行政区の区長さん方の一番多い事業でございます。また、その分の整備についても莫大な費用がかかるということも十分白谷議員もわかっておられるようでございます。御提言いただいたような形で、合併をいたしまして7年目に入りました。水は上流から下流に流れますので、スケールメリットもあると思います。そういう面で、長年、市境、町境で話ができなかった分についても一番いいチャンスかもしれない。ただ、水路慣行、水利慣行というのがありますので、非常に難しい問題がありますので、現状についての調査というのは私はすべきじゃ

ないかというふうに思っております。それから、あとどういう形で改善していくかということとはまた次の問題、あと費用の問題等については次の問題ではないかというふうに思っております。

以上です。

4番（白谷義隆君）

私は、調査とともに計画書をつくるべきじゃないかと申し上げているんですよ。計画書をつくって、そしてあとは、費用の問題はなかなか厳しいところあるでしょう。それでもいつかは取り組まなければならない問題ですからね。難しい、難しいと、さっきも言いましたけど、10年も20年も前から要望しているけど、一向に改善しない。私も現場を見に行きましたけど、もちろん水路課長にも現場を見てもらいましたけど、結局そういう悪臭のある中でずっと住んであるんですよ。ですから、やはりそういうところもあるわけですかね、ほかにも。ですから、水路慣行の難しいところはわかりますよ、さっき課長も言われましたからね。ただ、難しいじゃできないと思うんですよ。やはり解決に向けてしていかないと。ですから、計画書をつくって、改善策をつくっていく。そして、その中で水利慣行で話をしなければならぬところは話をしていく。あるいは汚泥のしゅんせつだけでいいところもあるかもしれませんが、あるいはさっき不接合のところについては土木工事も必要かもしれない、そういったところの計画書をつくらないと、難しい、難しいと、調査だけでも、計画書を立てなければ何もならないじゃないですか。ですから、私はそうした調査をして、計画書をつくって、そして事業完了を目指して取り組むべきじゃないかと言っているんですよ。調査だけじゃ私は意味はないと思う。

市長（金子健次君）

私の答弁した内容は、計画をしてその次にということ言っているわけじゃなくて、緊急的にそこはぜひ必要であるというふうに しゅんせつしなければならぬということになれば緊急性もあるだろうし、悪臭と、そういう問題があれば、その都度逐次やっていかなければならぬというようなことで、それは計画というものは調査が終わった後スタートだという気持ちで私がお話をしているわけではございません。それはもう白谷議員と考え方は一緒でございますので、逐次、緊急性のあるものについてはやっていかなければならぬというふうに思っているところでございます。ただ、予算がありますので、そういうことも十分検討しながらやっていかなければならぬかというふうに思っております。

4番（白谷義隆君）

しつこいようですが、私は計画を立ててくださいと言いよる。計画を立てるまでに、さほど予算はかからないでしょう。実施する段階では確かにかかるでしょう。ただ、全体を把握して、どうそこを改善していくかという、まず計画書をつくるべきじゃないかと言っているんですよ。それを実施するときに、やっぱりそのときに金の問題は出てくるでしょう。

ただ、緊急性のあるところからと言われますけど、現実にはそういった、さっき言ったように、何十年もほったらかしのところもあるわけですからね。ですから、そうしたところも含めて全体を、やっぱり改善計画をつくって、私はそれが一番だろうと。その後いろんな方策もそして考えて、実施するときに、やはり金の問題はあるかもしれませんが、それでもやはりできるだけ、そういった生活環境に密着した問題ですからね。さっきの合併特例債じゃありませんけど、特例債も書いてありましたよね。水路とかは住民の安心・安全に直結するからというような話もありましたね。ですから、そういうところを言っているわけですから、そういうところについてはやはり計画書をつくって、そして進んでいくということで、ぜひ市長にはお願いをしたいと思います。何かありますか。

市長（金子健次君）

時間がありますので、答弁というよりも考え方を述べてみたいと思います。

合併をいたしまして7年になりました。それぞれの柳川市、また大和町、三橋町においても、それなりの努力をしてまた区長の要望については改善をしてきたと。ほったらかしたという言葉は私は思っていないんですね。そこを行政がほったらかしてきたということは私は感じていません。ただ、この調査に当たっては、いろんな行政区長、水利委員さんの意見も聞かなければならないということで、そういう期待感がですね、調査に行けば、いつしてもらうかも、市長さんというふうになると思いますので、そこは十分計画を出す段階には、少し着工する段階には時間をかけてみたい。ただ、緊急性とか、そういうものについてはやぶさかでないというふうに答弁いたします。（「お願いしておきます」と呼ぶ者あり）

4番（白谷義隆君）

期待を抱かせるからという話ですけど、やはり一定のめどをつけてやりますよと言うのも必要だろうと思うんですよ。そうしためどをつけながら、いや、ここについては改善をしたいと思っておりますと言うだけで市民の方は安心されるわけですからね。ただ、時間、いつかは、今の時期、なかなか財政が厳しいから、でも、必ずこの問題については取り組んでいきますよというスタンスは私は必要だろうと思います。ぜひそのところをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時7分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番矢ヶ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ヶ部広巳君）（登壇）

こんにちは。15番、柳川市民クラブ、矢ヶ部広巳でございます。古賀澄雄議長のお許しを得ました。一般質問をさせていただきます。

親が子を思う気持ち、じいちゃん、ばあちゃんが孫を思う気持ち、山より高く、海より深いものがあります。池田小学校での悲惨な事件、記憶に新しい方もあると思います。二度と起きてはならない事件であります。

さて、1週間前の9月5日月曜日13時35分、三橋町二ツ河小学校での出来事であります。子供たちは昼休み中で、運動場で夢中になって遊んでおります。その中を、事もあろうに2台のバイクが暴走しました。一步間違えば大変な事件になるところでした。バイクはまさに暴走族が乗り回す、特有の改造車であったそうであります。バイクには、1台は2人乗りで、もう1台は1人、御存じのように、二ツ河小学校は南の門は土手から坂になっております。その坂を下って南門に入り、運動場を抜け、プール、体育館の横を通り、東門から出ていったそうであります。3人の名前もわかっておると連絡を受けております。3人の名前が判明していることでもあり、警察当局の適切な対応を望むものであります。

こういう事件は、なあなあで済ませていたら、取り返しのつかない事件に発展することは日の目を見るより明らかであります。ましてや、二ツ河小学校は金子健次市長の母校であると思います。手ぬるい対応では絶対だめです。重ねて強く、強く要望しておきます。

さて、一般質問に入らせていただきます。私は、5項目にわたり事前に通告させてもらっております。

まず、船小屋柳川線バスの見直しは。本日の1番目の質問者であります緒方寿光議員より質問がっております。できる限り重複を避けたいと思いますが、よろしく願いをいたします。

2番目は、川下り乗船者の救命用具の着用義務はについてであります。あえて私は、救命胴衣とせずに、救命用具と言葉を使っております。

3番目は、中山小学校と有明小学校は、近隣校との合併ありきか。

4番目は、一般選挙における施設等での投票は。

最後に、漁業団地の入居促進についてであります。

きょうの質問は、私で最後になるのではと思っております。お疲れでしょうが、最後まで議長の取り計らいをお願いしまして、あとは自席にて質問をさせていただきます。ありがとうございました。

15番（矢ヶ部広巳君）続

本年3月17日に開通した船小屋柳川線の見直しということで質問をいたしますが、緒方議員の質問にありましたように、残念なことについて見てもがらがらで、この先どうなるのかという不安が先に来ております。

そこで、先ほど1日平均の乗客数は38.8人という答弁がなされておりますが、これは1つの便に直しますと、大体何人乗ってあるという平均になりましょうか。

総務部長（大坪正明君）

1日当たり38.8人ということで、1便当たり直しますと2.1人になります。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

緒方議員の答弁で、このままの状況でいけば負担額が3,500千円かかるということでした。これがオープンするときに当初執行部の答弁では、1つの便に5人のお客さんが乗っておけば採算が合うんだということでありました。つまり、単純に計算をいたしますと、5人で採算が合うんだが、2人しか乗っておらん、3人分の穴埋めをせやんと。したがって、負担額3,500千円ということになりますかね。どうでしょうか。

総務部長（大坪正明君）

現在2.1人ということですがけれども、当初私どもが想定しておったのは、1便当たり五、六人ぐらいは乗っていただかろうと、1日当たり90人ぐらいですね。それでも、国、県の補助も入れまして、1年間に2,400千円ぐらいの補助を出さんといかんだらうということがございます。

それと、全く市の補助が要らない、黒字経営になるというレベルは、大体1便に9人から10人ぐらいと。160人ぐらい1日に乗っていただくと、大体市の補助は要らないということがございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

もう今の数字でいけば、到底望みは無理やろうという状況のようでございます。

さて、8月29日に、先ほどの行政報告で市長のほうから南九州プロモーションに行きましたという答弁でありました。古賀議長も本当大変であったと思います。商工会議所の立花会頭も一緒に行かれておるようでありますが、行かれまして率直な手ごたえがありましたでしょうか、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

簡潔に申し上げて、手ごたえはあったというふうに思っております。あったというよりも、今後どしどし鹿児島から柳川市においでになるということではなくて、行ってよかったなと思っているのは、1つは、鹿児島市の市長に会えたということです。

それとあわせて、森市長にお会いいたしまして、非常に歓待を受けました。報道関係者も市長室に十数社おいでございまして、そして、テレビも同時に入りまして、読売系のテレビでございますけれども、夕方のローカル放送、また、翌日の朝のローカル放送で放映をしていただきまして、かなり柳川のイメージとしては、こういう一団が来るということについ

ては、市長みずから好感を持たれたというふうに思っております。

そのような状況から、九州とは同じ船の中ですよと。船首 北が沈んでも、船尾 南が沈んでも前に進むことができないと、お互い連携をとって頑張りましょうというような言葉もいただきましたし、九州全体を見据えたセールスを今後やっていきたいという気持ちで帰ってきたところでございます。

森市長におかれましては、来年の5月10日に九州市長会を本市で誘致をしておりますので、その表敬的な訪問中にも兼ねておったわけでございます。森市長からいただいた言葉の中に、森市長自身も中国や上海や韓国のかいわい含めて、各方面でトップセールスを行う中で、九州に位置する鹿児島をセールスする場合、九州というと福岡などの北部九州のイメージがあると、向こうの外国の場合はですね。そういうことで、逆に北部九州の戦略を学びたいということでもございました。

朝の議員の質問の中で申し上げましたように、柳川のイメージというのは、川下りだというイメージがありましたし、そういうイメージは、いい意味で鹿児島市の市民の方がとっていただいておりますというふうなことで、これからはそういう戦略をどうやって活かしていくのかということを考えてみたいと思います。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

市長や議長等の地道な運動が、いずれ実を結ぶということを非常に期待するものであります。そこで、年明けにはまた広島とか、ああいう中国地方等へ行かれるということですが、これからもよろしく努力をされることをお願いいたします。

次に、路線バスの開設に当たって、やっぱり見通しの甘さが私はあったのではなかろうかというような気がしますが、朝の答弁では、しばらく努力をしてみるということですから、その辺の何か所感がありましたら述べていただきたいと思います。

総務部長（大坪正明君）

3月12日に九州の大動脈ということで新幹線が開通したわけですが、これによりまして確実に人の流れというのがふえていると。

先日の新聞報道でもありましたけれども、平均乗車率は山陽新幹線の平均を2割ほど上回っているということで、大阪から鹿児島への直通便を現在の15往復から20往復にふやすというような、そういう報道もあっております。しかし、今の時点では、終点であります鹿児島のひとり勝ちということでございまして、この開業によるプラスの面、マイナス面、どのような影響も一過性のものなのか、今度もそういう傾向が続くのか、その辺も見きわめなければならないというふうに思っております。

しかしながら、この新幹線を利用した観光客が柳川まで来ていただくのに、バスというのは非常に有効な手段の一つであるというふうに考えております。引き続き、筑後市とみやま

市と連携するなどして、こういった水郷のまち柳川の魅力を全国に発信すべく、先ほど市長が言われましたようなプロモーション活動、こういうことを推進していくとともに、筑後の広域公園周辺の整備も進められておりますので、生活路線としての利用も含めてPRをして、乗車の拡大を図っていきたいと考えております。

新幹線の筑後船小屋駅の乗降客数については、新聞報道でもありますように、当初の見込みよりも32%も少なかったということでございます。JRが開業前よりも使いづらくなったというような声も聞かれるところでございます。新幹線の利用料が非常に高いということもございまして、こういった利用料金の引き下げ、それと先ほど言いました大阪と鹿児島の間直通便ですね、これの停車本数も現在3便しか停車をしないというような状況でございますので、今月下旬に関係市町、5市2町の副議長さんたちと、また、商工会議所とか商工会等の民間の皆さんと一緒にJRに要求をしていくということにしております。こういった形で今後、新幹線船小屋駅の乗降客をふやして、バスの乗降客もふやしたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

先ほどの答弁で、路線バスが健全にいくためには、ほぼ10人乗ってもらわんと困ると。ところが、現実には2人だと。そういうところで、将来の縮小や廃線の見直しはどうかと私も聞きたいわけでしたけれども、緒方議員の答弁で努力しますということでもありますから、それを信じます。

そこで、もし縮小や廃線、そのような見直しをする場合は、柳川市の単独でできるものかどうか、みやま市の協力が要るとか、両方とも賛成がないとだめだとか、そういうのがありましたらお願いいたします。

総務部長（大坪正明君）

縮小とか廃線する場合には、柳川市でできるかということでございます。

これは現在、柳川市と筑後市、みやま市の3市で協議をいたしまして、3月12日からこの路線バスを開設いたしております。協定を結んでおるわけでございます。この路線については、地域住民の生活路線という意味もありますし、新幹線船小屋駅利用者の利便性の向上、それと広域観光の振興と、こういった目的でつくっております。

特に多くの観光客が訪れる柳川市にとっては、とても有効な交通手段でございます。赤字だからといって、そういった公共交通機関を廃止する、あるいは縮小するというような論議も今後必要だろうと思います。こういったことで、この路線バスについては本市と筑後市、みやま市と協議して始めたものでありますので、3市で今後十分協議しながらこういった形でやっていくのか、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

確かに、今じっと見てみますと、本来の観光客よりも通勤に使ってある方がやっぱり多いようであります。特に雨の場合、通っていきますと、百町のにきで、ああ、勤め人ばいなどという方が待っておられますから、即座に廃止されるのはそれなりの打撃がありますから、ひとつ、一人でもお客がふえるように私たちも努力はしますが、執行部のほうもよろしく願います。それで、1番目の項は終わります。

2番目の、川下り乗船者の救命用具の着用義務はに入らせていただきます。

平成18年度から22年度までの年度別の乗客ですね、利用者数。それとあわせまして、関連がありますから、北原白秋生家の来館者数もよかったらお願いをいたします。

観光課長（古賀廣介君）

矢ヶ部議員のただいまの御質問にお答えいたします。

まず年度別、18年から22年までの川下りの利用者数と、あわせて白秋生家の入館数をお答え申し上げます。

まず、川下りの利用者数でございますけれども、18年36万人、19年35万6,000人、20年32万1,000人、21年31万6,000人、22年31万6,000人でございます。同様に、北原白秋生家、記念館のほうでございますが、18年8万3,000人、19年8万9,000人、20年7万8,000人、21年7万5,000人、22年6万5,000人でございます。

本市が毎年出しております動態調査の数は、細やかな数字を出しておりますけれども、ただいまの答弁につきましては1,000人単位で御答弁をさせていただきました。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございます。天竜川の死亡者の事故が起きまして、国交省は川下り業者へ救命胴衣の着用義務化の通達を出しました。市は把握しておられるでしょうか。

観光課長（古賀廣介君）

先般の天竜川の事故に伴いまして、国交省運輸局のほうからの通達のことを市は知っているかという御質問でございます。

これは運輸局のほうに問い合わせをいたしまして、中身を一応把握させていただきましたので、一応知っておりますというふうに答えさせていただきます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よかったらひとつ内容がどうなっておるのか、そして、もしそれに従わなかった場合は罰則があるのかどうか、願います。

観光課長（古賀廣介君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

運輸局から通達が出されております。本市の川下り業者についても一応通達が出されております。しかしながら、本市の川下りについては海上運送法の非適用事業者ということでございますので、法的拘束力という点ではないというふうに理解をしております。しかしながら、お客様の安全をさらに高めていくというような観点から、そういった業者のほうにも同じようなくくりで、運輸局としてはお願いの意味も含めて通達を出されたんであるというふうに理解をしております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり、国は画一的に川下りということやからそういう通達を出したが、柳川は非適切なところ、つまり川下りにエンジンがついとらんやっかと、だから適用除外だということですね。つまり、とりようによっては、その文書は関係ないととっていいですかね。どうでしょうか。

観光課長（古賀廣介君）

矢ヶ部議員から問い詰められているようですので、非常に答えにくい部分もありますけれども、法的拘束力は今のところは、現行法の中では非該当事業者ということでございますので、もしもそうでなくても、処罰を受けるというようななくくりのものではないというふうに理解をしております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、そうは言うものの、やはりお客様を乗せて川下りをしていることには間違いございませんので、100%安全ということはないわけでありますので、そういった意味で、さらなる安全な輸送ということで、運輸局のほうも出されたんだろうというふうに理解しております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

余りにも国は、柳川の川下りを知らな過ぎると私は思います。柳川のですね、つまりお堀めぐりですよ。波もない、波から飲まれるようなこともないですよ。それに救命胴衣をつけるとか、そういうことであれば、それは……。私がなぜこう言うかというたら、お客さんがずっと減っていきよるとに、さらに拍車をかけんたろうかと、そういう疑問がわくから、やっぱりきちとした市との対応を、やっぱり言うべきことは国にきちと言うべきじゃなからうかと、私はあえてそう思うから言っておるわけですよ。この問題で業者と市が話し合いをしたとか、そういうことはありますか。

観光課長（古賀廣介君）

お答えいたします。

市のほうといわゆる業者側といいますが、観光協会側と、この件に関して話し合いをしたのかという御質問でございますけれども、8月22日に観光協会におきまして正副会長さん、

それと各川下り会社の代表者の方々、それに私どもと一緒に参加をして、今回の天竜川の事故を踏まえて、運輸局のほうが、国交省のほうが通達を出された件について、意思統一を図るといいますが、そういった観点から協議をしたところでございます。

その中で、先ほど矢ヶ部議員が言われたような御意見も当然出ております。それから、本市の川下りが業として、観光地として始めてから、もうおおむね50年を経過しておるわけでございます。その中でも、そういった死亡事故であったり、大きなそういった遭難に値するような事故は一度も起こっていないという現状がございますので、そういったことを踏まえてですね。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、運輸局は運輸局の立場で通達を出されたんだらうから、一応真摯に受けとめて、さらなる安全運航を各社、今まで以上に気を配りながらやっていこうじゃないかということで合意をされたといいますが、そこに私どもが参加をしております、私どものほうからも同じような考え方で安全運航に努めていただきたいということで終わったところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

命の大切さ、重さは当然でありますけれども、何としてもやっぱり、これの通達はどうしても私は納得できないわけでありまして。先ほども言いましたが、国にも言うべきことは言うという体制でやっていってもらいたいと、そしてお客さんが離れないように、そういう対応をよろしく願います。

次に入らせていただきます。3番目です。中山小学校と有明小学校は、近隣校との合併ありきかということで質問しております。

まず、両校の中山小学校と有明小学校、それぞれの学年別と男女別の生徒数を教えてください。

学校教育課長（高崎祐二君）

中山小学校と有明小学校の学年別、男女別の人数について、学校教育課のほうからお答えいたします。

まず、中山小学校。1年生、男が2、女が3の5名、2年生、男1、女4の5名、3年生、男2、女3の5名、4年生、男2、女2の4名、5年生、男8、女4の12名、6年生、男5、女3の8名、合計で男が20、女が19の39名になっております。

次に、有明小学校。1年生、男7、女2の9名、2年生、男6、女5の11名、3年生、男4、女4の8名、4年生、男5、女6の11名、それから5年生、男4、女4の8名、6年生、男10、女10の20名、合計で男が36、女31の67名となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

柳川市内で19の小学校がありますが、一番少ないのが中山で、2番目に少ないのが有明小学校ですかね。そうでしょう、違いますか。

学校教育課長（高崎祐二君）

はい、今議員おっしゃられたとおりでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、現時点での来年度の新1年生の数は中山小学校、有明小学校、それぞれ何名でしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

現時点での来年度の新1年生につきましては、中山小学校は男2、女3の5名になっております。また、有明小学校につきましては、男6、女3の9名が予定になっているところで

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

今、適正委員会といますかね、正式な名前は違っておるかもしれませんが、この適正委員会というのは有明小学校と中山小学校、2校だけができているのでしょうか、それとも19校全部できておるのか、どうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

私どもで去年の8月に立ち上げさせていただきました柳川市立小・中学校適正規模・適正配置化検討委員会、これにつきましては一応全校を対象といたしております。

ちなみに、私どものほうから諮問をいたしました内容について御報告をしたいというふうに思います。

教育委員会といたしましては、児童・生徒の良好な教育環境を確保し、充実した学校教育の実現を推進する必要がありますので、次の2点について審議をお願いしたい。

まず1点目、児童・生徒が基礎、基本を習得し、それを活用し、みずから考え、みずから判断し、課題を解決できる確かな学力、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる豊かな心、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力の育成にとって、本市として最適な学校規模及びその実現に向けた学校の適正配置に関する基本的な考え方。

2点目が、市立小・中学校の適正規模・適正配置化の基本的な考え方に基づき、学校の統廃合や通学区の見直しのほか、小中一貫教育の推進等、さまざまな課題解決を図るための市立小・中学校の適正規模・適正配置化の具体的な方策について。

以上、この2点について諮問をお願いしておりますところで、今議員が言われますような具体的な学校名での検討ということは行っておりません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、ありがとうございました。

いや、そうは課長おっしゃるけれども、現実にはこういう少ないところは、もしや合併ありきだ、一番口にそれが頭にあるわけですよ。適正委員会の本来の趣旨が理解されるどころか、そうじゃなくて、ああ、おれの学校はこまかと、今39人しかおらん、これは将来のうなるばいと、そういう不安、不信がやっぱり先に出るわけですよ。

特に、中山小学校の隣の本郷小学校でも複式学級はあっておりますし、みやま市では来年、再来年ですか、学校が幾つかが合併になるという話がもう現実のものになっておりますから、ああ、中山もそうなるんだなというような不信感といいますか、そういう面がやっぱり、なかなかそう払拭される問題じゃないんですよ。それはその学校におけるもんやなかと、本当に私はわからないと思います。そういう不安があるということ、常にやっぱり頭に置いておってくださいよ。中山が合併されてはいかん、小さくなってはいかんからということで、若者が入る住宅も市長が努力してつくってもらったんですから、小さい学校は小さい学校なりの特性を生かしてもらいたいですよ。

例えば、中山小学校、5人しかおらない学校は、授業参観なんかあるときは、子供が少ないからということで、夫婦2人で授業参観に来られるわけですよ。そして、ああ、これはということで、学校に対する協力もしなざるし、かといって、藤吉校なんか1学級40人おりますから、お父さん、お母さんが来たら、それで親ばかり80人になりますから。だから、小さい学校は学校なりの、その特性を生かした学校教育づくりをやってもらいたいです、どうでしょうか。

学校教育課長（高崎祐二君）

私のほうからお答えしたいと思います。

まず最初の、本来の趣旨が理解されていないのではという御質問でございますが、確かに最初のうちは、市の財政問題について聞かないとこの問題については話せないとか、例えば市の活性化政策を聞かないと検討できないとか、議論が始まる前に学校の統廃合には反対だと、そういう御意見は実際出ております。しかしながら、先月、第8回目を開催させていただきました。

第6回までにおきまして、先ほど申し上げました諮問の1点目であります基本的な考え方について、一定の取りまとめができたところであります。第7回目からは、2点目の具体的な方策ということで、今現在検討をしていただいているような状況でございます。

それから、先ほど矢ヶ部議員言われました、小規模校のそういうメリット部分をもっと生かしたらという御意見でございますが、先ほど言いました基本的な考え方のときに小規模校、または大規模校のメリット、デメリットということで検討をさせていただいております。

例えば、学習指導面では、小規模校でしたら、全校児童・生徒数が少ないと一人一人の把握ができ、きめ細やかな教育が行いやすい利点があるというところが出ております。

一方で、体育や音楽など、ある程度の集団を必要とするような学習活動においては、学年で複数の学級を設けることによって、グループの競い合いにより高め合う効果を得られることが期待できるという、そういう意見も出ております。

このように、委員会ではいろいろな角度から御意見が出され、今議論が進んでいるものと思っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いをしておきます。それでは、この項はこれで終わりたいと思いますが。

次に、4番目の一般選挙における施設等での投票であります。病院など施設での投票所は、市内には全部で何カ所ありましょうか。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

市内の施設の箇所数であります。これは法律によりまして、不在者投票ができる施設として県選挙管理委員会が指定する施設ということで、9月1日現在で柳川市内には病院が7カ所、老人ホーム6カ所、計の13カ所あります。県全体といたしましては、905カ所になっております。この指定施設は、県選管に申請の上指定をされ、50人以上の入所者がいることが指定の条件となっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ちょっと勉強不足で申しわけないですけれども、その病院7カ所、施設6カ所の13カ所の投票所ですが、投票する場合はどこか1カ所に集めて投票するのでしょうか、それとも、そのベッドの上とか、どうなっているのでしょうか。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

病院等につきましては、その日にち等を決められまして、その場所をちゃんと決めてされているというところがほとんどでございます。ただ、ベッドでするのも可能ということになっております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

そうしたら、例えば、柳川の市議会議員選挙の場合、立候補者が30人もあった場合は、その投票所には30人の名前をやっぱり書いてあるわけですかね。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

施設の投票記載箇所内には、候補者氏名一覧等を掲示することはできません。ただし、選挙人から候補者の名前を確認したい旨の申し出があれば、候補者名が書かれた新聞等を、その場所以外で閲覧ということでさせることはできます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

結局、一覧表の名前はないというわけですね。

いや、私が聞いたところでは、自分では名前が書けずに、手や目等で候補者を示され、その人の名前を代書することもあるということを知りましたが、そういうことはないということですかね。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

今おっしゃったのは期日前投票、市役所でやっています投票とかでございますが、これにつきましては公選法によりまして氏名掲示はしなければならないというふうになっております。ですから、そういう場合はそういう形でやっておりますし、病院の場合は今申しましたように、新聞等と先ほど申しましたが、それによって投票するという形になるかと思えます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、わかりやすく言えば、施設等での投票は代書はないということですかね、どうですかね。あるいは目で指示することもないということですかね、どうでしょうかね。

選挙管理委員会事務局長（小柳敦生君）

代理投票ということですが、これにつきましては当然あります。ただ、先ほど言いましたように、氏名掲示がないんですけれども、ただわからない場合は、そういう名前を書いてあるのを持ってきて、指をさしてもらおうという形はとれます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

はい、わかりました。ありがとうございました。

続きまして、一番最後の漁業団地の入居促進について伺います。

現在の漁業団地の入居者数の実態はどうなっておりますか。

水産振興課長（松尾昭義君）

現在の入居者の実態はということでございますが、現在、ノリ共同加工施設が3棟建っております。そこで12名の方が作業を行っております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

ということは、当面は変化はあっていないということですかね。前は12名やったから、その後は増減はあっていないということで確認していいのでしょうか。

水産振興課長（松尾昭義君）

以前、矢ヶ部議員のほうから一般質問であったんですが、その後の3棟12名は変わっておりません。

15番（矢ヶ部広巳君）

平成21年12月7日に一般質問をさせていただきました。その答弁の中で、入居者の希望者

のアンケートをとっておりますと。その集約によりますと、23年度までに10名の希望者があっておりますがということでしたけれども、今のままということでございますかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

21年度のアンケートでは、確かに10名の希望されている方がおられますということで御報告申し上げておりました。現在、漁業団地にノリの共同加工施設1棟を建設中でありまして、4名の方が今年度入居の予定でございます。その中には、21年度にアンケートで希望された方も参加されております。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

結局、23年度には10名の希望があつておつた、そして24年度までには2名という希望があつておつた、12名の希望があつておつた、そのうちの4名が今度新しく入られるということで理解していいですかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

4名の方、全員が同時に希望されているということではございませんで、その中に希望してある方もおられたということでございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

そしたら、去年は非常にノリが景気よかったということで理解をしておりますが、そのアンケートによりますと、重なりますが、23年度まで10名、24年度までに2名、25年度までに9名、26年度までに3名と、それ以降は25名の希望があつておると。したがって、49名の希望があるようになっておるがということで、平成21年12月7日の答弁でもらっておりますが、その見通しはどうですかね。

水産振興課長（松尾昭義君）

アンケートで49名の希望の方がおられたと。その方たちの今後の見通しということであると思いますが、入居促進につきましては、機会あるごとに組合長や、また漁協の業者会などで入居についての説明などを行っておりますが、また、漁連や漁協からも協業化の推進ということで協力をいただいておりますが、なかなか入居者が集まらない状況でありまして、非常に入居に対しては現在厳しい状況でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

これは当初、目玉事業ということで、すぐにでも50人の業者が、ノリをされている人がすぐにでも入られるということで始められた問題であります。市長どうでしょうかね、これはやっぱり見直しすべきじゃないでしょうか。今のような答弁じゃですね。

市長（金子健次君）

確かに当初、そういう形で事業に対して着手していったわけですがけれども、松尾課長が答弁いたしますように、24年度にまた4名ふえるということで、最終的には16名の方が入居さ

れるということでございます。ただ、今日まで漁業団地の協業化が進まない理由としては、非常に今まで一人で経営をされていたということで、共同経営に対する抵抗感を持っている方もいらっしゃるようでございます。

これからの推進に向けては、共同経営で行う協業化の方式にあわせて、漁協が漁業者からノリの乾燥の委託を受けて加工所を直接経営いたします委託加工、当初はカントリー方式を推進しなければならないかと思っています。これは佐賀のほうでそういうふうな方式に変わっているようでございます。なお、柳川漁協では、漁協が直接共同加工施設を建設し、経営する委託加工の方法を、来年の事業として協業化に向けた取り組みが今始まろうとしているところでもございます。それについては今のところ、まだ共同事業についてストップをすると、そういう考えは持っておりません。

先般、若い人たちの、中島の漁業者の方とお話をいたしまして懇談会をやりました。その中でも、ぜひ漁業団地の方に入ってもらいたくないだろうかという話を、松尾課長からお話をしたところでもございますので、しばらく様子を見てみたいというふうに思っております。

15番（矢ヶ部広巳君）

非常に自主財源も厳しいと、どこの町や村でも同じでありますから、そういう事態でありますから、なおかつ、やっぱり見直すところはぱちっと、市長として見直した行政をやってもらいたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。

午後3時59分 延会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成23年9月13日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三小田 一 美 | 2番 | 荒 卷 英 樹 |
| 3番 | 熊 井 三千代 | 4番 | 白 谷 義 隆 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 近 藤 末 治 |
| 8番 | 河 村 好 浩 | 9番 | 荒 木 憲 |
| 10番 | 高 田 千壽輝 | 11番 | 諸 藤 哲 男 |
| 12番 | 太 田 武 文 | 13番 | 吉 田 勝 也 |
| 14番 | 山 田 奉 文 | 15番 | 矢ヶ部 広 巳 |
| 16番 | 緒 方 寿 光 | 17番 | 浦 博 宣 |
| 18番 | 藤 丸 正 勝 | 19番 | 田 中 雅 美 |
| 20番 | 島 添 勝 | 21番 | 樽 見 哲 也 |
| 22番 | 伊 藤 法 博 | 23番 | 梅 崎 和 弘 |
| 24番 | 古 賀 澄 雄 | | |

2.欠席議員

7番 佐々木 創 主

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|-----|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 建 | 設 | 野 | 田 | | 彰 |
| 産 | 業 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 教 | 育 | 高 | 田 | | 厚 |
| 消 | 防 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 人 | 事 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 総 | 務 | 稲 | 又 | 義 | 輝 |
| 企 | 画 | 橋 | 本 | 祐 | 二 郎 |
| 財 | 政 | 石 | 橋 | 眞 | 剛 |
| 税 | 務 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 健 | 康 | 高 | 巢 | 雄 | 三 |
| 福 | 祉 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 学 | 校 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 生 | 涯 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 建 | 設 | 中 | 村 | 敬 | 二 郎 |
| 農 | 政 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 水 | 路 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 生 | 活 | 江 | 崎 | 尚 | 美 |
| ま | ち | 大 | 淵 | 洋 | 祐 |
| 安 | 全 | 野 | 田 | 洋 | 司 |
| 下 | 水 | 藤 | 木 | 保 | 則 |

4. 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | 池 |
| | | | | | | 末 | 勇 | 人 | |

5 . 議事日程

日程(1) 一般質問について

| 順位 | 質問者 | 質問事項 | 答弁者 |
|----|---------------|---|--------------|
| 1 | 8 番 河村好浩 | 1 . スポーツ施設充実の進捗 2 . 各種申請書のダウンロードについて 3 . クリーンエネルギーについて | 市長 " " |
| 2 | 20 番 島添勝 | 1 . 浚渫土の対応について 2 . クリーク防災機能保全対策事業について | 市長 " |
| 3 | 22 番 伊藤法博 | 1 . 海拔ゼロメートル地帯柳川の防災について 2 . 農地水環境向上対策事業について 3 . NEC跡地について | 市長 " " |
| 4 | 10 番 高田千壽輝 | 1 . 市営住宅について (1) 市営住宅の戸数 (2) 1年以上の滞納は (3) 保護世帯の滞納 (4) 対策は | 市長 |
| 5 | 2 番 荒巻英樹 | 1 . 水環境の保全について (1) 生活排水処理の状況 (2) 水質調査の拡大を 2 . 安全安心について (1) 柳川橋から鍛冶屋町交差点間への大型車の進入を防ぐには (2) 大きく傾いた辻町交差点の電柱 3 . 西鉄柳川駅前の渋滞緩和策について | 市長 " " |

午前10時 開議

議長(古賀澄雄君)

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長(古賀澄雄君)

日程1 . 一般質問について。

一般質問を、お手元に配付しております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番河村好浩議員の発言を許します。

8番（河村好浩君）（登壇）

インターネットやモニター中継をごらんの皆様、そして議場の皆様、おはようございます。8番河村です。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目は、スポーツ施設充実のための進捗状況についてであります。

2点目は、各種申請書のダウンロードについて。

3点目が、クリーンエネルギーについてであります。

以上3点を自席におきまして一問一答の形式で質問していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

8番（河村好浩君）続

まず初めに、スポーツ施設充実の進捗状況についてでございますが、ことしになりまして、PTAの方やOBの方と意見交換の場を持ちまして、いわゆるただの飲み会ではございますが、時としてそういった飲み会の場所のほうがいろんな御意見が出る場合が多うございまして、このスポーツ施設、総合運動公園のかわりに各種のスポーツ施設を充実するということを決まりまして、市民の皆様は大いに関心を持ってありまして、それはなぜかと申しますと、その方はたまたま子供さんも大きくなって現役を退かれておるんですけれども、子供さんが野球をやっている、子供たちが一生懸命スポーツをやっておりますが、その中で子供がより以上の能力を発揮できるというのは、割と保護者が一生懸命応援されてあったりしていると発揮できるというようなことがよくあります。

私も子供が小さいころ、三橋町のときだったんですが、小学校でキックベースボールがはやっておりまして、そのとき、保護者が来ると子供たちの力というのは物すごい力を発揮するもので、そういった形で保護者が一生懸命頑張っているところのほう子供たちも伸びていくということもあります。

その中で、その方が言わっしゃるには、お母さんの力が物すごく重要だとおっしゃるんですね。そのお母さんの力が欲しいんだけど、たまたまなんでしょうけれども、トイレが汚いというようなこともありまして、ぜひ今度、施設の充実を図るときには、トイレなんかきれいにしていただきたいなというような要望がありましたので、ちょっとお尋ねをしようかなと。進捗状況についてお尋ねをして、要望事項を言おうかなと思っておりまして、先日、全員協議会においてスポーツ施設改修計画書の提出がありましたので、質問をやめようかどうしようか迷ったんですけれども、PTAの皆さんもそのような形でぜひ言ってくださいということでございましたので、スポーツ施設改修計画の概要を簡単に結構ですので教えていただきたいと思っております。

生涯学習課長（石橋正次君）

それでは、今回のスポーツ施設改修計画の概要について御説明を申し上げます。

まず初めに、グラウンド及び野球場についてでございます。

グラウンド及び野球場については、柳川市民グラウンド、大和グラウンド、三橋グラウンド、むつごろうグラウンド、有明総合グラウンドにおいて予定をしております、グラウンド土砂の入れかえや防球ネットの設置、かさ上げ、それから、フェンスの修繕等を各施設の必要性に応じて実施をする予定にしております。

また、附帯施設については、トイレの水洗化についても実施をしているところです。

それから、テニスコートにつきましては、柳川市民テニスコート、大和テニスコートについて、クレートコートから砂入りの人工芝コートに整備をいたしまして、また、三橋テニスコートについては、現在、人工芝コートでございますので、人工芝も古くなりましたので、張りかえをしたいと考えておるところでございます。

それから、柳川市民体育館、それから大和B & G海洋センター、三橋体育センターにつきましては、温水シャワーの設置や5人制の室内サッカー、フットサル、これが非常に子供たちのほうでも盛んにされているみたいですので、こういったものができるようにということで、壁防護ネットの設置等を考えているところです。

それから、小学校施設につきましては、グラウンドの利用実績があり、かつ夜間照明に関して要望が高い箇所について設置をする予定でございます。

また、公園その他の広場については、整備の方向としては現状維持といたしますけれども、浜武地区漁村広場については、地元住民の方々から隣接する土地の寄附採納について現在申し出がっておりますので、この広場の改修を検討いたす予定でございます。また、改修時期につきましては、平成24年度から26年度を予定しているところです。

それから、先ほどトイレの水洗化ということで議員のほうでおっしゃられましたけれども、今回のスポーツ関連施設において、ある程度のトイレの水洗化については、今回の改修計画をもって完了する予定にしております。ただし、必要な場合、これからまた出てくる可能性もありますので、そういうケースにつきましては、利用頻度等を考慮して対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

ありがとうございました。

これにいろいろ書いてありますが、この財源というのはどのような形で考えておられますでしょうか。

生涯学習課長（石橋正次君）

財源はどうなっているのかということでございますけれども、総予算といたしましては、概算で約4億円程度を見込んでおるところでございます。財源につきましては、一般財源で対応したいというふうに考えておりますけれども、できる限り助成金等を活用しながら事業

を実施したいというふうに考えております。

それで、現在活用を考えておりますのが独立行政法人が実施いたします日本スポーツ振興センターですね、独立行政法人日本スポーツセンターが実施をするスポーツ振興助成金という事業がございますので、この事業、そしてまた、文部科学省が実施いたします安全・安心な学校づくり交付金、これを活用した形で実施をしたいと考えているところです。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

ありがとうございました。ぜひ、その改修計画に沿って一日も早く施設が充実できるように、そして、少しでも多くの補助金と申しますか、そういったのを活用しながらやっていただきたいなど。そうすることで、子供たちがより一層スポーツに励み、市長が言っておられましたオリンピックの選手が出てくる日が近まればいいなと思っております

この件に関しましては、これで終わりたいと思います。

次に行きたいと思います。

2点目の各種申請書のダウンロードについてであります。

ダウンロードできる申請書の数は幾つあるのでしょうか。また、その申請書に直接パソコンで入力できるものは幾つありますでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

現在、柳川市のホームページから申請書等の様式をインターネットで24時間、自宅とか職場のパソコンから取得できるようにしております。住民票の交付申請書とか、情報公開請求書等で58種類の申請書をダウンロードすることができます。

その58種類のうち、2種類だけが申請書を編集できるようになっております。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

ありがとうございました。

なぜこのような質問をしたかと申しますと、先日、ある農業従事者の方から、パソコンで申請書ばダウンロードしたばってん、直接、なしけん入力されんやろうかという問い合わせがありました。それは農用地利用集積計画作成申出書という申請書なんですけれども、私もダウンロードしたんですけれども、やはり入力できませんでした。

でも以前、私がある申請書を、多分その2つの中の1つだと思っんですけれども、ダウンロードして直接入力できたものですから、何でできんのだろうかということで思いましてお尋ねをしておりますが。

企画課長（橋本祐二郎君）

現在ダウンロードできるものは、主にPDFファイルといって、閲覧ソフトで、見るだけのソフトでやっております。実際、修正できるのはワードとかエクセルの申請書にした場合

はできますけど、何でそういうふうになっているかという、ソフトのバージョンの違いとか、様式や文字が正しく表示されないことがありますので、条例等で定めております様式を変更されることも考えられるから、PDFファイルといいます閲覧用の申請書にしております。

申請書によりましては、自書、自分で必ず書かないといけない申請書とかを前提としているもので、現在は閲覧用のPDFファイルが大部分を占めているということでございます。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

それが、私がダウンロードして、私のパソコンでプリントアウトしたのがこの様式ですね。実際の様式がA3ですかね、この大きさなんですけれども、ここに借りの方がずっと手書きで一枚一枚書かにかいかんとですよ。物すごく膨大な量なので、その方が作付を結構借りられて、麦を10町ぐらいされてあって、かなりの人数の田んぼを借りてつくってあるものですから、そういったふうに入力できると便利だなと。

さっきも言われましたように、自書が要するというのは、その分だけ自書を自分で書いて、プリントアウトして、これなものですから、これを出して拡大コピーすれば済むんじゃないかなと私は思うんですが、そして、これは1年前とか、2年とかとあるらしいんですけれども、一度入力しておけば、また次回もプリントアウトして自書するだけで簡単に入力できるので、直接入力するようにはできないんでしょうか。

企画課長（橋本祐二郎君）

今、議員も言われるように、実際、2種類についてはワードとかエクセルでした場合はできるようになっておりますので、今後は今言われたように直接入力して、手書きでしなくてはいけない分は手書きでされるようなことを検討して、利用者の皆さんの利便性を考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。ぜひ、先ほども言われましたように、利用される側の気持ちになって考えたときに、それを変更すれば済むだけなら、利用する側じゃないとわからないことかもしれないと思いますので、今回、ぜひできれば できればじゃなく、ぜひやっていただきたいなと思います。

今回、これはこれで終わりたいと思います。

最後に、3点目のクリーンエネルギーについて質問したいと思います。

柳川市のクリーンエネルギーの取り組みについては、前回の一般質問の中で、ソーラーパネル設置補助金については国の推移を見守るとの答弁がございました。私の今回の質問は、補助金じゃなく、まずこの庁舎にソーラーパネルを設置したらどうかという質問ですけれども、いかがでしょうか。

生活環境課長（江崎尚美君）

東北の大地震や原発事故などの影響によりまして、太陽光発電、また、風力発電などの自然エネルギーへの関心が高まっており、また、国のエネルギー政策でも大きな見直しが進められております。

また、ことし8月には再生エネルギー特別措置法の成立もあっており、今後、太陽光発電等の普及がさらに進むと考えられます。その中で、国としての支援策についても議論がなされようとしております。

また、本市としても国の動向を注視しながら、温室効果ガス排出削減の推進や温暖化防止に向けた取り組みとして太陽光発電等の導入は促進を図っていかねばならないと考えております。具体的には、施設の改善や新築時に関係部署と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。ことしも8月の6日、7日と、「スイ！水！すい！」でおなじみの柳川の夏の水まつりが盛大に行われました。また、同時開催のソーラーボート大会は全国各地から競技参加があり、大きな大会となっております。

そんな中、柳川はクリーンエネルギーのまち柳川というイメージがかなりあるのではないかなと思われませんが、そんな柳川市そのものが一台のソーラーパネルも取りつけていないというのはいかがなものかなと思うわけでございます。何のためのソーラーボート大会だったのでしょうか。ただ、水の里というだけなら、水のまちのイメージを言うだけなら、ソーラーボートじゃなくても、川下りの船を利用しての大会だとか、いかにだとか、そういったものでいいんじゃないかなと。いわゆる以前、三橋町が行っていたと思いますが、ほりんピックだったですかね、そのような程度でいいんじゃないかなと。やはりソーラーボートを持ってきたのにはそれなりの意味があるんじゃないかなと思われしますので、できるだけ早い時期に市民の皆様にも補助のことも大事ですけれども、まず柳川市が取り組んでみたらいいんじゃないかなと思います。

また、柳川市は有明海に面しております。この海風を利用した風力発電の設置をしてみたらいかがでしょうか。設置する費用は1基当たりどれくらいかかるのか、そして、どれだけの発電力があるのか、教えていただきたいと思っております。

生活環境課長（江崎尚美君）

風力発電は太陽光発電や水力発電と同じく再生可能エネルギーを利用し、クリーンエネルギーを生み出すものです。有明沿岸では諫早市や雲仙市に設置されております。また、諫早市では公園で使用する電力と余った電力は売電されております。

メリットとしては、再生可能エネルギーを利用していること、地球温暖化の原因となる温

室効果ガスを排出しない、また、風が吹けば24時間発電可能なことでございます。また、デメリットとしましては、風速によって発電量に影響を受けると。落雷や地震によるリスクも少なくないと言われており、加えて鳥が巻き込まれることもあり、想定どおりに回らないなどのトラブルで見込みどおりの収入が得られていない設置自治体もあるようでございます。

また、騒音問題も大きなネックとなっているようで、議員提案の設置につきましては、また、安定性、安全性、費用対効果等から大変厳しいのではないかと考えております。

2点目、設置費用でございますけれども、参考に諫早市の例を申し上げたいと思います。

諫早市は、現在3基設置しておりまして、そのうち1基は廃止、1基は故障中、1基が稼働しておるということでございまして、全部で3基、1号機が300キロワット、2号機が600キロワット、3号機も600キロワットということでございまして、設置費用につきましては、1号機の300キロワットで130,000千円ということでした。

また、維持につきましても、順調にいけば1,000千円から2,000千円、ただ、事故、故障があれば、やはり10,000千円単位が飛んでしまうだろうということと、専任の職員を置かねばならないということ等々が調査の結果ありました。

以上です。

8番（河村好浩君）

1億ですか、かなりお高いんですけれども、私はそれを例えば、あっちの干拓のほうの下水道施設に売電するんじゃなくて、とりあえずそういったデータをとるためにもやってみたらいかかなと思ったんですけれども、費用対効果を考えるとというふうにおっしゃいましたのであれなんですけれども、でも、費用対効果と言われましたけれども、福島原発事故以来、リスクのあるクリーンなエネルギーからこれからは安心できるクリーンエネルギーが求められておると思います。これを踏まえまして、市長の考えをお聞きしたいと思いますが。

市長（金子健次君）

おはようございます。それでは、クリーンエネルギー、要するに再生可能エネルギーということですが、それに対する市長の見解ということでございます。

今回の大震災、福島原発事故は、国のエネルギー政策の転換を大きく促すものではなかったかというふうに思っております。6月議会の中でも梅崎議員のほうから原発についての考え方なり見解を聞きたいということで、私自身もお答えをしたつもりでございます。

クリーンエネルギーと呼ばれる太陽光発電などの再生可能エネルギーについては、移行が行われておりまして、国は8月には再生エネルギー特別措置法が成立し、太陽光発電などの普及への新たな一步を踏み出したというふうに思っております。これからいろんな電力会社による買い取り価格等の水準、また電気代アップ等の問題点も指摘されておりますけれども、来年早々には価格が決まるというふうに伺っております。

残念ながら、現代社会というのはエネルギー資源の大量消費に支えられておりまして、世

界的な人口増加、新興国の経済発展に与えた場合、今後とも太陽エネルギー資源が必要と思います。しかしながら、長期的な化石燃料への依存は、化石燃料の寿命や地球温暖化、資源供給の問題から困難なのは明らかであります。このようなことで、資源問題が発生しないエネルギー源は再生可能なクリーンエネルギーしかないと考えておりますが、自然エネルギーだけであった場合、一つの電力の安定供給ができるかという問題が今、経済界では問題になっているわけです。

そこで、解決するためには、いろんな専門的な学者等では、世界レベルの蓄電技術を確立して安定供給を図らなければならないというふうに思っております。

先ほど第14回を迎えたソーラーポート大会、確かに14年前に本市が環境問題に取り組んで、すばらしいことだったなと、当時ですね、市民の皆さんがそういうことでソーラーポート大会を開催されたことについては、非常に私は感動し、また今後、続けていかなければならないと思っております。

ことし 22年でしたか、城内小学校に太陽光発電のパネルをつけましたので、今後は新しい公共の建物については、そういうことも十分検討していきたいというふうに思っているところでもございます。

以上です。

8番（河村好浩君）

ありがとうございます。このクリーンエネルギー、自然エネルギーだけで日本の電力を賅うというのは無理だと思うんですけども、やはり市町村単位でもできるだけ自前でクリーンなエネルギーを発電するというのはとても大事なことじゃないかなと思います。

先ほどもソーラーポート大会の話もありましたけれども、柳川市としてはエコでクリーンエネルギーのまちというようなイメージがきつ々ありますので、よそからの定住者のことも、そういった環境に配慮したまちということで興味のある方も来られるかと思っておりますので、ぜひ柳川市はそういったふうに取り組んでいるんだよと、そして、もし国等で補助金がつくようなことがありましたならば、今回は合併浄化槽の補助金問題もありますように、柳川市としては国の補助プラスアルファの補助をしてでも、より多くのソーラーパネルを設置できるような環境づくりに努めていただきたいと思いますと思っております。

今回はこれで終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これももちまして、河村好浩議員の質問を終了いたします。

第2順位、20番島添勝議員の発言を許します。

20番（島添 勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。20番、市民クラブの島添でございます。私はちょっと休憩だと思えばよかったら、ぶっ続けてありますので戸惑っておりますけれども、私も長うかからんご

と頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

通告に従いまして、2点ほど質問いたします。

柳川市は、総延長930キロメートルに及ぶ掘割が網の目のようにめぐる水郷のまち、掘割は市の中心部だけではなく、先人から受け継いだ貴重な歴史的な文化遺産だと思います。かつては掘割の水を飲料水として使用し、掘割で遊ぶことが私たちの小さいころの楽しみでございました。しかし、経済活動拡大や都市化の進展、生活様式の変化などで家庭や事業所の排水などで水質も変わり、掘割に流れ込む河川など周辺環境への影響が心配されているのが現状ではないかと思えます。

このような状況を踏まえ、国、県の補助を受け、農地・水向上、水環境をよくするため、柳川市では26組織が取り組んでいると思えます。その農地・水で取り組んだ新制度及び廃土及びしゅんせつ土が農地にかなりたまっております。そのしゅんせつされた泥土を今後どのように取り組みされるのか、お尋ねします。

あとは席のほうから質問しますので、よろしくお願いします。

次に、柳川市では景観を守るとともに、景観をまちづくりに生かそうと、地域の活性化と観光の振興に生かそうと景観形成を目指していると思えます。市では23年度景観策定を目標に策定委員会があると聞いています。市民を対象にした景観座談会が何回か開催されていると思えます。有明海に沈む夕陽、干拓によりできた広大な田園風景も柳川らしい景観だと思います。柳川に生まれて育った人にとっては、市街地を網の目のようにめぐらしているのは見なれていて、当然のことと思っておられると思えますが、今行われている県営水路の防災保全事業について、景観などについてはほとんど取り組んでいないように思われます。工事を行う前に景観策定委員会の意見などは反映されたのか、お尋ねします。

あとは席のほうから質問しますので、よろしくお願いします。

水路課長（安藤和彦君）

議員お尋ねのしゅんせつ土の今後の処分方法等について御答弁したいというふうに思います。

議員おっしゃられるように、市内には930キロという非常に長い水路がございまして、しゅんせつ等についても、農地・水・環境保全対策事業及び市の事業でしゅんせつを行っているところでございますが、このしゅんせつ土につきましては、市内にある21カ所、面積について5ヘクタールのしゅんせつ土の仮置き場に仮置きをした後、乾燥させて処分をしているところでございます。処分先につきましては、公共事業等の盛り土材として使用しているというのが現状でございます。

ただ、非常に発生するしゅんせつ土のほうが多いというのが現状でございまして、現在、市内のしゅんせつ土置き場には約14万立方メートルほどのしゅんせつ土を抱えているというのが現状でございます。

今後のしゅんせつ土の処分方法ですけれども、これもさきの議会でも御答弁させていただきましたように、今後はいろいろなしゅんせつ土の再利用方法等について研究をいたしまして、安価かつ簡易な方法等があれば導入というのも考えていきたいとは考えておりますけれども、現在のところ、非常にそういう技術開発がおくれているということで、現実的には公共事業の盛り土材としての利用を促進していきたいというふうに思っております。

それと、次に御質問がございましたクリーク防災機能保全対策事業についての景観に対する考え方でございますけれども、実際、この県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては、防災面からの事業ということでございまして、これを所管しております福岡県筑後川水系農地開発事務所に問い合わせをしたところ、事業の目的が防災という観点からの事業ということで、それを第1目的にしているということでございます。

そういうことから、防災上の事業の観点から水路ののり面崩壊を原状復旧するという形で事業を進めているということでございます。

ただ、環境等に対する配慮でございますけれども、これにつきましては、のり面保護の方法としてブロックマットという方法をとっております。これについては、小さいブロックをマット状にして、それでのり面保護をしておるという性格から、ブロックとブロックの間から将来的には草等が生えてきて、環境に配慮した形になっているというふうなことを聞いております。

それと、上のほうに土羽の部分があるわけですが、そこについても、のり面崩壊の面から張り芝やヒメイワダレソウですか、そういうものでのり面の保護をして、環境には配慮をしているということでございます。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。私たちのこまかときなんですけれども、このしゅんせつ泥は、手で田を植えよったころは、苗の肥料に使いよなったですよ。そいけんで、例えば、干拓地という言い過ぎかもしれませんが、今の私たちが農地・水でしゅんせつした泥は、石も何も入とらんなら、きれいかなんですよ。

例えば、私たちの近くに泥を山んごと小積んであるわけですよ。そこに斜めに流して、畑にしたり、家庭菜園にしたり、非農家の方が。今は47%を減反せやんけんですね。例えば、今の農地・水じゃなかばってん、戸別補償制度では売る目的で野菜ば田んなかに植えよるとまた金額も高くなるごたる制度がございまして、干拓あたりは低かけん、そういうことはできないけん、そういう話もあっているそうでございますが、その辺どうでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

確かに、もともと水路に堆積している泥土につきましては、農地から出た土でございますので、事情が許すようであれば、農地に還元してもらいたいというのは市としても考えてお

ります。まず、農地に還元してもらえれば、非常にしゅんせつ土の処分先として理想的な形ではないかというふうに思っております。

ただ、集落内のしゅんせつ土等につきましては、いろんなごみが混入しているということから、なかなか農地に還元という形にはなっていないようでございます。

そういうものについては、やはり先ほど申しましたように、公共事業の盛り土材とか、そういうものに利用して処理をしていきたいというふうなことで考えております。

以上です。

20番（島添 勝君）

例えば、農地とか畑とかに使えないなら、例えば、沿岸道路とかに土壤改良剤とか、そういうものを使って、セメントとまぜてか何かして使えるという話も聞きましたが、そういうことはできますか。

水路課長（安藤和彦君）

確かに先ほど言いましたように、公共事業の盛り土材としての再利用ということにつきましては、やはりしゅんせつ土といたしますが、水路に堆積している泥土という性質上、非常に強度が不足しているという部分はあるかと思っています。また、しゅんせつ土についても、粘性質が高いものとか、砂質性が高いものとか、土質についてもいろいろございますので、そういうものについては、やはり強度の調査をした上でどういう土壤改良をして公共事業に利用できるかについては、そういう調査の必要があるかと思っていますけれども、土壤改良剤の添加次第では、そういう道路の盛り土材としての利用は十分考えられるというふうに思っております。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。例えば、三橋のシルバー人材センター、あそこにそういう泥を使って建設されてありますが、その辺、知っておられますか。

水路課長（安藤和彦君）

議員言われましたように、三橋のシルバー人材センターの事務所にはしゅんせつ土を下層の分だけ利用して、上層には、上の部分には購入した山泥で造成をしたという例は聞き及んでおります。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。特に私たちのところとか、矢ヶ部なんかはコミュニティーセンターも予定されておりますので、そういうしゅんせつ泥をできるだけ、14万立米もあるそうでございますので、できるようにお願いします。

次に、今、護岸をされておられます旧大和町の近くは県営水路をしてあると、ほとんど木一本でも植えられんような工事をやってあるんですね。だから、旧三橋町では景観を利用

した同じ水路なんですよ、ちょっと下というだけで。そういう50メートル越しに桜の木を植えたり、私たちのところは梅の木を植えたり、イチヨウの木を植えたりしているんですよ。

同じ護岸工事でも、例えば、市への持ち出し分もあると思いますから、そこんにきはどうか。

水路課長（安藤和彦君）

議員お尋ねのクリーク防災事業完了後の土羽面への植栽等の件でございますけれども、これにつきましても、県の水系事務所のほうに問い合わせをしております。回答といたしましては、やはり事業そのものでは、事業の目的上、そういう樹木の植栽や草花の植栽までは対応をしかねるということでございます。

ただ、議員先ほど言われましたように、桜とかケヤキ、そういう大きく成長する樹木については、ブロックマット等ののり面保護材を根張りで傷めるということがあるというふうに聞いていますので、そういう大きくなる樹木については、土羽面に植栽するのは難しいだろうというふうな御回答でした。

ただ、アジサイとか、コスモスとか、ああいう草花等についてはそういう影響がないということですので、事業完了後、そういう植栽をしていただくことについてはやぶさかではないというふうな返事を得ております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。私たちのところは、アジサイを200メートルのところに100本ばかり植えているんですよ。だから、そいけんじゃなくて、物すごく散歩さっしやる人、それと朝と夕方散歩さっしやる人はその近くだけ散歩しなっです。そうすると、日曜日なんか、魚釣りさんの物すごく多かです。甘木んにきから来よんなはる人たちの、魚釣りさんの。

だから、せっかくそういう桜の木でも植えておると、何か魚、私も釣ったことあるんですが、ほとんど入れ食いなんですよ。入れたのをぱっと持ってはって行く。こげんふとかとのかかるですもん。だから、そういう農地・水で取り組んだからきれいじゃなして、今工事しておるのに上にコンクリートを出して、そこに植えてあるんですよ。そして、そこが日陰になって、ほんにいいらしいんですよ。

そいけん、私が質問したいのは、景観条例かなんかといって、景観座談会というてあっとっでしょう。何回かあったでしょう。その中でそういう話とかは全然なかったのか、お尋ねします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

景観座談会についてということで、まず本市では柳川の特徴を生かしながら、よりよい景観づくりを進めるため、景観計画を作成しているところでございます。良好な景観づくりの

ためには、住民の皆様の協力は欠かせません。そこで、景観の取り組みや権利の制限、例えば、建築物の高さであったり、色彩であったり、家の形等であったり、そういったものの制限の必要性を御理解いただくことや、事務局案に対して御意見をいただくことなどを目的として景観座談会を開催いたしました。

この座談会は、構成や人数などを制限したものではなく、市報やホームページ、一部地域には回覧なども行い、市民の皆様に参加を呼びかけたところでございます。また、座談会は7月5日と12日の2日間で開催し、1日目はこれまでの景観に関する取り組みや景観形成に取り組んでいく意味、問題点や課題などについて説明を行ったところでございます。

2日目は、景観を守っていくために取り組んでいくことや、景観に関する質疑応答などを行いました。この中でいただいた貴重な御意見等を景観計画策定におきまして参考にさせていただいているところでございます。

また、座談会等におきまして、先ほど議員御指摘のような、そういう水路敷の植樹についてということではなくて、景観計画の中で取り組んでいるものとしたしましては、そういう昔ながらの田園風景が残っている、例えば、圃場整備を行っていないところにおいてメダケ等が残っている蒲池地区にそういうところがあるんですけれども、そういうものを大事にしていこうというようなことも含めて検討しているところでございます。

以上でございます。

20番（島添 勝君）

ちょっと私が話を前後してになりますけれども、県営水路の管理は県営水路けん県がするじゃなし、市がするとか、そういう話を聞いているんですけれども、それはどうでしょうか。

水路課長（安藤和彦君）

確かに県営水路につきましても、事業完了後は市が管理権の移譲を受けまして、市のほうで管理をしております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

私たちが農地・水で取り組んでいて、もう5年になります。そうすると、ことして終わりますけれども、幾らか残った場合は戻さやんごとなつとるわけですよ。そういう場合は、戻さんでよかごと、コンクリートでこうして、そこに例えばあずまやとかなんとかをすることとはでくっですかね。

農政課長（成清博茂君）

農地・水につきましては、今年度、23年度で終了です。一応繰り越しの分、もし残が残った場合には返還という形になりますので、その趣旨に沿って今年度に全額を使っていたきたいというふうに思っております。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。

次に、市長をお願いします。

農地・水向上が26組織、取り組んでいるんですね。だから、ことしで5年になります。私たちが農地・水に取り組んで、農業者同士が横のつながりを持ったりなんかして、物すごくよか結果の出たと思っているんですよ。そいけん、さっきも言いましたように、散歩さっしやる人がその辺ばかり散歩しなっです。そして、何かケーツグリという、あがんかつも物すごく何匹でんおっですもん。そいけん、何か話し合って、5年間してよかつたなということが私たちの営農組合の結果なんですよ。

市長も5年間、26組織取り組んでどういう考えを持っておられるか、お尋ねします。

市長（金子健次君）

今年度で最終年度になりますけれども、農地・水・環境保全向上対策事業という形で、今ずっと　ずっとというよりも、6月議会でしたか、近藤議員のほうから継続になるのかならないのか、いろんな議員からも御質問、要望もあっていたと思います。そういう意味では、市長会のほうでもこの事業については非常に使い勝手がいいというようなことで、継続の事業を農水省には要望しているわけでございます。

予算編成が8月ということでしたけど、国のほうは時期的には9月いっぱいということですので、そういう方向になっているかどうかは別にいたしましても、今後とも、私自身もこの事業についてはずっと継続していただければと、国の事業として、本当に今、田園風景が変わったような、あちこちで実際ボランティア的にもやっておりますし、花を植えてあることも私承知しております、すばらしいことではないかというふうに思っているところでございます。

今後の事業についても継続して、再三にわたっお願いを県のほうに対してもやっていますし、国に対してもお話をしているところでございます。

以上です。

20番（島添 勝君）

ありがとうございました。これが最後になりますけれども、例えば、今、農地・水で国が4分の2、県が4分の1、市が4分の1、そういうことで私たちは5年間やってきました。1反に4千円相当もらっです。そして、お願いですが、ひょっ国、県がもう出さんというようになった場合は、市の持ち出し分の4分の1だけなっんとん市が予算を組んでもらうならと要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、島添勝議員の質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、22番伊藤法博議員の発言を許します。

22番（伊藤法博君）（登壇）

おはようございます。22番伊藤法博でございます。議長の発言許可がありましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目であります海拔ゼロメートル地帯柳川の防災についてお尋ねをしたいと思います。

ことし3月11日の東日本大震災及び福島第一原子力発電所の大量放射能事故は、1,000年に一度のプレート型大地震によって引き起こされた大津波による東日本沿岸一帯の破壊、2万人に及ぶ人的被害、数十万人に及ぶ避難、広大な地域にわたる放射能汚染をもたらし、国挙げての復旧、復興へ向けての戦いが継続されているところです。

世界一頑丈と言われた10メートル以上の防潮堤をやすやすと越える大津波、海岸から四、五キロメートルの内陸まで及ぶ津波被害、地震の長期震動による軟弱地盤の液状化現象、最高の安全性を追求したはずの原子力発電所の放射能漏れなど、この大震災を目の当たりにして、ほとんどの人は考え方の基準や価値観の変更を余儀なくされたのではないかと思います。

さて、先日行われた金子市長の市政報告会の中で、市民の方から柳川で津波や大水が入ったときはどこへ逃げたらよいのでしょうかとの質問があっていました。市長は市役所へ来てくださいと答えていましたが、苦しい答弁ではなかったかと思えます。

平成20年3月に作成された柳川市防災マップを見れば、筑後川、矢部川、沖端川のそれぞれのはんらんにより想定される浸水の深さを重ね合わせ、柳川市全域の洪水による危険性を示したもので、柳川市全域が0.5メートルから2メートル程度冠水することになっています。また、海岸堤防が何らかの影響で決壊した場合は河川のはんらん以上の冠水になる可能性があります。

柳川市防災マップには、指定避難所、広域避難所、地区避難所が指定されていますが、最悪の場合はいずれの避難所も冠水のおそれがあり、避難所としての機能を果たせなくなります。こうした不安があるので、さきの市政報告会の中で市民の要望として、津波や洪水のときの避難場所としての高台をつくってほしいというような発言があったのではないかと思います。

柳川には、山もなければ高台と言われる場所もありません。あるとすれば、柳川城の天守閣跡のへそくり山だけです。こういうときの逃げ場所は2階以上の建物になります。ほとん

どの車は水没して使い物にならなくなります。今日まで河川堤防、海岸堤防の改修強化を図ってこられましたが、まだ不十分であります。

また、大雨による冠水で深刻化する不安を解消するための強制排水機場の整備は一応なし遂げられていますが、万全であるとは言えません。こうした市民の不安を軽減し、冠水しない避難場所を確保するために、コストの面では問題があるかもしれませんが、何らかの手だてを立てて政策に結びつけるべきだと思います。

以後の質問については、自席よりさせていただきます。

22番（伊藤法博君）続

標高を辞書で調べると、ある地点の海水面からの高さ、日本では東京湾の平均海水面をゼロメートルとするとあります。柳川市の主な地点の標高はどのようになっていますか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問につきましてお答えをいたします。

市の指定避難所となっている小学校付近で申しますと、そのあたりの標高を幾つかお答えさせていただきます。

両開小学校1.3メートル、昭代第一小学校2.5メートル、柳河小学校3.9メートル、蒲池小学校4メートル。大和町のほうです。有明小学校1.5メートル、豊原小学校3.4メートル。三橋町のほうです。藤吉小学校3.2メートル、中山小学校6.8メートルとなっております。以上のように北のほうに行くほど、北東の方向に行くほど、少しずつではありますけれども、だんだん高くなっているところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

更地で柳川市内の標高は、今答弁いただきましたようにマイナス1メートルから4メートルで、大半が標高1メートルから3メートルになっています。ちなみに柳川市役所の駐車場は標高3.5メートルです。漁師の方が持っておられる有明海の潮汐表なるものがあります。1日2回、満潮と干潮がそれぞれ交互になりますが、そのときの海水面の潮位と標高の関係はどのように理解したらよいのでしょうか、お尋ねいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

ただいまの御質問にお答えします。

この付近では、潮汐表は大牟田市の三池港のものを使っております。三池港の潮位を標高に直すには、潮位が出ましたら、それから2.4メートルを引けばよいと、それが標高になるということになっております。

例えば、5メートルの潮位の場合であれば、2.4メートル引きまして、標高は2.6メートルということになります。また、なぜ2.4メートルを引くかということでございますけれども、

三池港の潮汐表の潮位の基準面、ゼロ面が、標高を基準とします基準面が東京湾の年間の平均海面ということになっておりまして、それをゼロ海拔としまして、その差が2.4メートルありまして、低いということでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

穏やかなときの8月の大潮が一番潮位が高いと言われておりますが、そのときの潮位が大体5.4ですので、その潮位は標高に直すと3メートル程度になるんじゃないかと思えます。

気圧が100ヘクトパスカル低下すると、海水面は単純に1メートル上昇します。それに風圧等が加わると、さらに1メートルから2メートルの海水面の上昇が考えられます。そういった意味で、海岸堤防の改修計画、天端高は標高プラス7.5メートルに設定されています。

ちなみに地方最高潮位は標高プラス4.35メートル、海岸堤防の現況天端高、これは今の堤防の高さですけれども、標高プラスの6.1メートルとなっています。

昭和28年の大水害程度の冠水があった場合、すなわち柳川市防災マップで想定されている条件のもとで3河川、筑後川、矢部川、沖端川、その3つの河川を重ね合わせて、避難所としての機能を果たせる避難所はどの程度の割合になると思われませんか、お尋ねをいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

安全安心課のほうから防災マップについてお答えをいたします。

市の防災マップでは、ただいま議員からもお話がありましたように、筑後川、矢部川及び沖端川の浸水想定区域を3河川重ね合わせまして表示をしております。

これには、お話がありましたように、昭和28年の大水害の過去のデータ、それを基準としておりまして、国土交通省筑後川河川事務所及び福岡県県土整備事務所が作成しました資料に基づき、おおむね100年とか150年に1回程度起こる大雨、それによりはらんした場合というのを想定して、浸水想定区域としているわけでございます。

そこで、3河川とも同時にはらんした場合となりますと、ほとんど浸水していない区域はないという想定になっておりますけれども、これを河川ごとにお話をさせていただきます。

筑後川河川の場合ですと、筑後川がはらんした場合は蒲池、昭代地区が浸水しまして、指定避難所が42カ所ございますけれども、そのうち34カ所が浸水区域外となっております、機能する避難所は約80%となります。

それから、矢部川はらんの場合は蒲池、昭代、三橋町の垂水及び大和町全域が浸水をして、避難所は20カ所が使えると、浸水区域外となるということございまして、機能する避難所は47%と想定をされます。

それから、沖端川はらんの場合は大和町以外は浸水をして、機能いたしません避難所は11カ所、26%と想定をされます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

筑後川、矢部川、沖端川、それぞれ単独の浸水の場合は、そういった80%とか、47%、26%が機能するということになっていきますが、これが一度に浸水した場合には、そういった悠長なことを言っておられる状況ではないんじゃないかと思います。

柳川市防災マップによると、どの程度の冠水になるのか、深いところではどこでどの程度の深さになるか、お尋ねをいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

同じく防災マップのほうでお答えをさせていただきますけれども、深いところで申しますと、筑後川はんらんの場合では、蒲池のほうで1メートルから2メートル、それから、昭代の昭南町では2メートルから5メートルになっております。それから、矢部川はんらんの場合では蒲池で1メートルから2メートル、大和干拓で1メートルから2メートル、沖端川はんらんの場合では三橋町で50センチから1メートル、それから、柳川の中心市街地で50センチ未満というふうになっております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

柳川市防災マップが平成20年に制定されていますが、この防災マップを生かした施設整備をやっているのか、やっておられれば、どういう施設を防災マップを生かした施設にしているというのか、お示しを願いたいと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

先ほどからお話をしておりますけれども、防災マップ等の浸水想定区域につきましては、それぞれ国土交通省、それから県土整備事務所から試算、想定したものを使っております。これらにつきましては、河川堤防とか海岸堤防、国、県の改修等については、その点を考慮されて整備計画が立てられているところでございます。

それから、市の公共施設の建設につきましては、各種公共施設の建設基準というのがそれぞれにございます。それに基づいて建てているところでございます。もちろん耐震化の対応は図っているところでございます。

それからまた、市内には法律に基づく災害指定の区域はないというところでございます。

それからなお、本市の防災計画とかマスタープランがございませけれども、それには防災対策を考慮したまちづくりの整備ということは規定しておりますけれども、具体的に建設基準等を規定したものはないところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

そういった防災マップを生かした施設整備といえますか、そういうのは今のところ行われていないということで、防災マップ等で、いろんな意味で方針、指針が数多く策定されてい

ますが、それらの活用が活かされていないんじゃないかというふうに思います。もっとそういったものの活用をした上での施設整備に努めていただきたいと思います。

次に、海岸堤防が仮に決壊した場合は大木町まで水没する場合がありますようですが、最悪の場合はどのような状況になるのでしょうか。各地域の水没の程度はどのようになるか、各小学校区ごとにお示しを願いたいと思います。

安全安心課長（野田洋司君）

有明海での津波の発生とか、そういう被害予測については、新聞報道等でもございますけれども、今年度、福岡県がシミュレーションの調査を行うことになっておりまして、それにより想定が示されるものと思っております。

これまでの県のほうから示されております防災アセスメント報告というのがございます。これによりますと、有明海での津波による最大水位の設定を、これまででございますけれども、1960年のチリ地震のときの鹿児島県阿久根市で1.59メートルの津波を観測しているということで、これと同等の波高が想定されているところでございます。

今回の東日本大震災のときに有明海はどうであったかと、柳川沖はどうであったかということについては、三池港で5センチ、それから、熊本県の三角港で7センチの波高が記録されているところでございます。

そこで、海岸堤防が決壊した場合ということでございますけれども、現在のところ、シミュレーションができておりませんのでわかりませんが、現在は昭代、両開、大和の3つの堤防につきまして、標高7.5メートルまでのかさ上げ工事が進捗されております。このことについては御存じのとおりでございますけれども、7.5%の標高堤防ということで、5メートルの潮位で先ほどお話をさせていただきました。そうすると、標高に直すと2.6メートルということで、差し引きますと4.9メートルの余裕はあるということになっているところでございます。

それから、校区ごとの浸水の程度についてでございますけれども、これにつきましても、具体的にシミュレーションができておりませんのでわからないところでありますが、先ほど主な小学校の標高を申し上げました。それで、今度は標高の高い順から申し上げます。

中山小学校が6.8メートル、二ツ河小学校が4.4メートル、蒲池小学校が4メートル、それ以外の小学校につきましては、標高が4メートル未満であるということでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

国、県のそういった答申が出るのを待って、またお伺いをしたいと思います。

先日の新聞報道で、津波避難、民間ビルに沿岸自治体協定締結急ぐというような報道がございましたが、この点について柳川市の対応はどのようにされますか、お伺いをいたします。

安全安心課長（野田洋司君）

確かに高いところへの避難というのは、災害のケースによっては適切なことであります。浸水が切迫しているときとか、既に浸水が始まっているときには、緊急的に自宅の2階、それから、近くのビルに避難する判断がよいと考えます。しかしながら、河川とか海岸に近いところでは、もしものときは水量とパワーがありますので、早目にその場から離れる避難が必要になってくるところでございます。

なお、市の防災計画には、避難場所の指定について規定がございます。現在既に規定がございますけれども、指定避難所のほか、民間ビルの活用の検討を規定しているところでございます。ただし、これにつきましても、今後、さきの東日本大震災を受けまして、国、県からの新たな見直しが示されることと思しますので、それに合わせた規定をしていきたいと思っておりますけれども、現在のところ、市では既にかんぽの宿柳川とは避難所の協定を結んでいるところでございます。

それで、ただいまお話がございました民間ビルのことにつきましても、今後、病院施設など市内の高いビルなどと協定を結んでまいりまして、そういうふうな民間施設の避難ビル指定を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

そういった病院とか、私立の高校とか、そういった高いビルを有しているところとちゃんとした協定を結んで、いざというときの対応を考えてもらいたいと思います。

さて、今後考えられることの一つは、三橋、大和地区で現在建設が予定されている地区の避難所となるコミュニティーセンターを冠水しない構造にすること、そのためには、11校区すべてに建てるのではなく、二、三校区集約し、その他の施設、例えばゲートボール場とか、公園とか、そういったものを併設するなどして敷地を広く確保する等の見直しが必要ではないかと思っております。

これは、先ほど島添議員のしゅんせつ残土の質問の中にも、三橋ではシルバー人材センター等にそういうしゅんせつ残土を使ったというような話がありましたが、そういった従来のやり方のままでは施設をつくっても、いざというときの避難場所としての機能が果たせなくなるのではないかと。防災マップを生かしたコミュニティーセンターにすべきではないかと思っておりますが、この点についての答弁をいただきたいと思っております。

生涯学習課長（石橋正次君）

現在整備中のコミュニティーセンターの有する機能の一つといたしまして、自主避難所としての機能があるわけでございます。これは大雨や洪水、また、台風の接近によりまして、被害に遭うおそれがある場合など住民の皆様が自主的に避難する際に利用できる施設としての位置づけであります。防災マップに示された第1次避難所としての地区避難所と同等の施

設になるわけでございます。

また、大地震や高潮など大規模災害が発生をしましたときには、第2次避難所としての指定避難所であります小学校などを利用していただきたいと考えておるところです。

コミュニティーセンターの整備に当たっては、自主避難所としての機能を十分発揮できるような施設にしていきたいと考えておりますけれども、これを高台に整備する場合には、造成や擁壁工事に相当の費用が必要と予測されますので、あくまでも予算の範囲内で柳川市防災マップで想定をされている浸水予測を参考にしながら、造成高及び建物の床高を定めまして、第1次避難所としての機能を十分に確保していきたいと考えているところでございます。

また、コミュニティーセンターは校区のコミュニティー活動の拠点施設であり、幾つかの校区を合同して施設を整備することは、何よりも地域の皆様の御理解が必要になると思われまします。市といたしましては、基本的に小学校校区を単位にこれを整備する考えで現在計画を進めているところでございます。

また、公園やゲートボールなど他の施設とあわせて高台へ集約することは、校区の拠点としての機能がより高まる面はあるものの、既存の現有施設との調整や必要な用地確保及び施設整備には相当の費用が必要であることから、現時点ではその考えはありません。

しかしながら、高台に限らず、単に施設を集約することに関しては、その検討も有意義であるというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

今のところ、そういった見直しはないというようなことでございますが、地区避難所としてのそういった確保ができない状況になるような今までの施設整備では、やはり何のための施設であるかというようなことが、いざというとき、そういった状態が出てきやしないかと思しますので、やはりこういった大災害の後の価値観の変更とか、そういったことをやっぱり考えて取り組んでいただきたいと思えます。

昨日の一般質問で、合併特例債の活用枠拡大を念頭に置いた中期財政計画を10月までに見直しするとの答弁があっていましたが、今後、建設されることになっているコミュニティーセンター等防災マップで示された冠水等をクリアできる施設として見直してもらいたいと思えます。

今後、新たな施設を建てる時も、今までのように分散して個々に建てるのではなく、先ほど申しましたように、なるべく集約して一帯を冠水しない高台として造成すべきではないかと思えます。

金子市長は、さきのマニフェスト検証会の席上、しゅんせつ汚泥の再利用システムの構築が技術とコスト面で解決できなくて、一番頭を悩ませている旨の発言がありました。現在、しゅんせつ汚泥が、先ほど14万立米が10年以上野ざらしになっておるということで、さらに

毎年新たなしゅんせつ汚泥が発生し続け、多額の処理費用が必要になっています。

10年以上野ざらしになったしゅんせつ汚泥は、簡単な分別で高台の造成剤の一部として活用できるのではないかと思います。問題があるとしたらどのようなことが懸念されるでしょうか、お尋ねをいたします。

水路課長（安藤和彦君）

しゅんせつ泥土を高台に利用したらということですが、また、その際の問題点ということですが。

しゅんせつ泥土につきまして、高台に利用する場合の問題点としては、まずは議員もおっしゃられていますように、ごみの分別、それとしゅんせつ泥土そのもの、これは島添議員の質問にも答弁したように強度の問題がございます。もし強度不足が生じた場合には、地盤改良等の費用が生じるということになると思います。

それと、これはしゅんせつ土利用に限ったことではないと思っておりますけれども、大規模の盛り土をした場合、高台をつくるために盛り土をした場合、やはり柳川市は軟弱地盤ということもございますので、従来地盤沈下、ひいては周辺部の地盤の隆起、そういういろいろな問題が予測されるというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういった高台をつくるということについては、先ほど島添議員の発言もあったように、そういったしゅんせつ土を利用してすべきじゃないかと。だから、柳川の環境保全、クリークの維持管理に起用するわけですから、多少の問題があったとしても高台の造成に活用すべきだと思います。

しゅんせつ汚泥が例えば現在15万立米あるとすれば、その処理費用は立米5千円だと750,000千円かかります。1立米1千円だと150,000千円になります。処理費用が立米1千円程度だと、土盛りの山土と比べて経費の面ではそう遜色はないのではないかと思います。

東日本大震災を受けて、海拔ゼロメートル地帯の防災の面を踏まえた高台造成に道路や各種施設建設のように、今後、国、県の補助が受けられるよう検討すべきだと思いますが、国、県の動向はどのようになっていますか。もしそのような動きがなければ、全国の海拔ゼロメートル地帯を有する市町村でそういった要望活動を行うべきではないかと思いますが、御答弁を求めます。

安全安心課長（野田洋司君）

御質問の国庫補助等につきましてお答えをさせていただきます。

従来から緊急避難施設の整備事業等はございまして、国土交通省、内閣府、総務省、消防庁などございますけれども、主に防災センター的な施設の整備が多いようでございます。

先ほどからもお話をしておりますけれども、現在、東日本大震災後の防災対策が国及び県

で抜本的に見直されております。それで、防災計画等の改定作業が進められておりまして、今後、防災対策の方針が打ち出されてまいりますので、それを受けまして、対策支援のための新たな国庫補助等のメニュー等も出てくるのではないかと考えております。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

そういった面で、海拔ゼロメートル地帯のそういった防災に対する高台造成については、国、県と一緒にあって市民の安全を確保してもらいたいと思います。

以上を質問し、答弁をいただきましたが、これらの議論を踏まえて、経費はかかりますが、防災マップで示されている冠水をクリアできる高台造成について市長のお考えをお示し願いたいと思います。

市長（金子健次君）

伊藤議員のほうは、しゅんせつした柳川市の15立方メートルですか、立米でございますけれども、それを活用して高台をとということでございます。実際計算いたしますと、横10メートル、高さ7メートルでいきますと2キロぐらいの距離になると思います。そういう泥の量だというふうに思います。

実際、昨年、全国地震予測地図という形で文科省が出しているこれによりますと、柳川市の有明海における地震等については、今のところ、ラインとしては載っていないわけですね。これは30年ぐらいいさかのぼったところでございますけれども、確かに河口におきましては、20年前の寛政4年4月1日に長崎県の島原の雲仙普賢岳の眉山の崩壊という形で、これは島原大変肥後迷惑という言葉が使っておりますけれども、このときに熊本県では対岸のほうで1万四、五千人の方が亡くなってあるという状況があります。

その後、本市における地震というのは、ちょうど合併時の平成17年の3月20日の日だったと思います。ちょうど私もこの庁舎の中におりまして、震度5弱、これは福岡西方沖地震という形で、本市においては地震がありました。そのときでも津波等についてはなかったと思います。

私が一番災害で心配をいたしますのは、平成3年の有明海を北上してきました台風、瞬間最大風速60メートルということで、ちょうど私は当時、三橋町役場に勤めていましたけれども、新しくつくった体育館の屋根が吹き飛ばすという状況でございました。瞬間最大風速ですね。

そういうことで、そういう避難所に設置をしておりましたけれども、その後、ずっと経過を見てみますと、市民の皆さん、町民の皆さんといいますが、非常にそういうところの台風に対する危機感がありまして、今では三橋町の方というのは、やっぱり風が来ない中央公民館の大ホールが一番いいというようなことで、そこにたくさんの皆さんが今日まで避難をされているという状況でございます。

確かに今回の3.11の東日本大震災によりまして、海岸を抱える全国の市町村長が頭を悩ませていると思います。全部高台、本市におきましては山がありません。避難する場所がありません。確かに伊藤議員が言われるような高台をつくって、そこに避難したが一番いいと思いますけれども、そういう予測については、1000年に1回、100年に1回、そういうことを想定して、果たしてそれだけの投資を柳川市の財政事情の中でできるかということで、非常に不可能に近いと思います。恐らく国、県が助成しなければできません。

それで、私が思うには、大和海岸、昭代海岸は国の直轄事業であります。進捗率60%、これをいち早くもっと進捗を早めてもらいたいという要望をしまいたいと思います。

それから、両開海岸の、これは県の事業でございます。120億円ぐらい、もう投資しておりますけれども、物すごい金額を投資しておりますけれども、その状況から見ますと、かさ上げがなされておると。確かに10メートルのスーパー堤防が崩壊したということは、テレビで何回も見ておりますけれども、そういう海岸堤防の補強並びに柳川が抱えております筑後川、また塩塚川、沖端川、矢部川、そういうところのかさ上げも昭和28年以降ずっとあっているわけですから、そういうことになるだけ堤防の補強についてもお願いしていきたいというふうに思っているところでございます。

先ほど11カ所のコミセンの問題について触れられました。確かに集中して高台をつくってということでありまして、私が思うには台風の時、そこには恐らく市民は一人も避難しないと思います。高台の吹きさらしになれば、恐らく危険度が高いということで行かないと思います。

そういうことで、これからというのは、そういう地震の予知についてもいち早く、国のほうもこれからはその予知については精度を高めてくると思いますので、そのことをどうやって市民の皆さんにお知らせするかということが必要になるかと思っております。

それからもう1つ、防災については、大木町までも話をされましたけれども、いろんな連携をしなければならないというふうに思っております。

それからもう1つ、議員がおいでになりました市政懇談会の中での質問は、私はこういうふうに確かに答弁をいたしました。柳川市役所においでいただきたいということの前語りとしては、3月11日に私、深夜に市役所の中におりまして、おばあちゃんから電話がありまして、どこに逃げたらよかやっかのもと、本当に深刻な相談でございました。テレビを何回も何回も、仙台空港とか、ああいう状況を見れば私は当然だというふうに思います。

とりあえず柳川市役所にとったんですけれども、今、安全安心課長が申しあげましたように、柳川の両開周辺というのは、近くには病院があります。学校があります。そういう高台のところに避難場所として相談をしたいというふうに思っております。

ただ、市民というのは、それを早く承知して、どこに逃げるかという問題もいろんなことがありましたし、石巻の軌跡と言われた小学生の子供たちが、中学生の子供たちが多数助か

ったのも日ごろの訓練というふうに言われていますので、そういうことを含めて、今後も県のいろんなマップ等も見ながら計画を練り直してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

市長からいろいろ答弁をいただきましたが、せめて防災マップの冠水をクリアできる程度の避難所の設置ぐらいは、やはり最低限していただきたいなと私は思っております。

河川堤防、海岸堤防の損壊、あるいは極端な集中豪雨等はないものとして今までのような施設整備を継続していくのか、今回の大震災を契機に見直していくかの岐路に立っていると思いますので、その点、やはり十分検討をしていただいて、政策の方針の決定を、これは財政的な面もあると思いますが、柳川市はいざというときの逃げ場がないのが実情でございますので、そういったことも考慮して、やはり政策に反映をさせていただきたいと思います。

一応ゼロメートル地帯の防災についてはこれで終わりますが、次に農地・水・環境向上対策事業についてお尋ねをしたいと思います。

農地・水・環境向上対策事業については、平成19年度から平成23年度までの農水省の予算として計上され、実施されてきましたが、平成24年度以降も継続されるかわかりません。

6月議会で近藤議員の質問の答弁の中で市長は、今の段階では事業の継続等については8月まで待ってほしいというふうなことで、概算要求が8月になるということで、九州農政局のほうはそういう事業の継続を要請しているという考えだと思いますけれども、ただ、東日本大震災の件などもありますので、そういう面が今後予算編成の中でどう影響してくるのかわからない部分がありますので、ちょっと推移を見てみたいと思います。その後、ない場合は柳川としてどうするかということも考えなければならないというふうに思っておりますと答弁されております。

8月も終わり、その後の展開は、先ほどから質問もあっていましたが、改めてお伺いしたいと思います。

農政課長（成清博茂君）

農地・水・環境保全向上対策事業の継続についてということですが、議員おっしゃいますように、6月議会におきまして近藤議員の質問において、8月の国の概算要求で見えてくるということでお答えしておりました。

しかしながら、今年度の国の予算編成が先月、8月23日に財務省から各省庁に対しての平成24年度予算の概算要求に係る作業についてというものが出されております。その中で、24年度の概算要求の要望期限が9月末というふうになっておりますので、現時点では継続されるのかがちょっと見えない状況で、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思っております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

概算要求が8月終わりじゃなくて、9月30日に延びたということでございますので、その推移を見守らざるを得ないと思いますが、農地・水・環境保全向上対策事業の受け皿として、先ほどの質問にありましたように26地域の組織があります。この組織の活動は、この5年間でやっとひとり歩きできるようになっていると思います。これらの組織の活動を24年度以降も国、県の予算がつくつかないかにかかわらず維持していく考えはあるのか、お尋ねをいたします。

市長（金子健次君）

先ほど島添勝議員からも同じような質問等がありました。それは質問だけで、あと答えは要らないということでありましたけれども、感触としては、福岡県、また農水省の要望の感触としてはいけるんじゃないかと思っておりますけれども、これも先ほど東北大震災の費用に充てる分としてどのくらいの予算が、来年予算は通常から10%カットと言っていますので、そういう面では確かにこの事業については、私は継続していただきたいと強く強く今後も要望していくと。

ただ、今、伊藤議員はもし補助事業がない場合には柳川市でどうとらえるかということに私に尋ねてありますけれども、そういう今日までの状況を十分把握しながら、予算的にどのくらいできるのかということは今後の問題でありますし、9月の国の予算編成を見ながら、来年の予算編成に向けて取り組みたいと思います。

以上です。

22番（伊藤法博君）

先ほど島添議員のほうは、年間30,000千円程度の市の負担があるから、それぐらいは維持してくれというようなことございましたけれども、私は120,000千円程度の国、県予算を含めた現状を維持していただきたいと、国、県の予算がつかなくても現状を維持していただきたいと、ほかの予算は削っても、この事業についてはお願いをしたいと思っております。

次に、NEC跡地についてお尋ねをしたいと思っております。

ルネサスセミコンダクタ九州・山口株式会社福岡工場が9月で閉鎖とのことでしたが、跡地について、ルネサス側の意向はどのようになっているのか、また、柳川市としての取り組みについてお尋ねをいたします。

産業経済部長（横山英眞君）

ルネサスの福岡工場が9月に閉鎖されまして、その後の跡地、またルネサスの意向と柳川市の取り組みについてでございますけれども、きのう緒方議員のほうの御質問にもお答えしましたとおり、重複いたしますが、ルネサス工場は現在3名程度で残務整理作業をされております。9月中旬には完全撤退との連絡がっております。

ルネサス跡地については、一つの企業から購入の検討をしているという相談がありまして、

市が仲介いたし、ルネサス社との橋渡しを行った次第であります。その後、現在、この企業とルネサス社との当事者間で交渉が継続されております。市といたしましては、ルネサス跡地に企業の進出が行われるということで、交渉が成立するようお願いながら推移を現在見守っている段階でございます。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

今、一企業は購入の意向があるということで、ありがたいことだと思っております。

NEC跡地は柳川市農村地域工業導入指定地区内であると思われませんが、NEC跡地に進出する企業がある場合は柳川市企業促進条例か柳川市工場誘致条例のいずれになるのか、お尋ねいたします。

産業経済部長（横山英眞君）

条例の適用についてでございますけれども、企業の進出が決定した後、内容を見させていただきまして、その誘致条例を検討させていただきたいというふうに考えております。

22番（伊藤法博君）

それぞれ企業にとっては、より有利なそういう誘致条例を選択されるほうがいいと思いますが、まだ今、検討されているというような状況でございますので、十分検討されて、決定していただきたいと思います。

ルネサスの従業員の状況はどうなっているのか。従業員約300名の配置転換、退職者数と再就職数がわかれば教えていただきたいと思います。

産業経済部長（横山英眞君）

従業員の状況はどのようになっているかということの御質問でございます。

会社のほうに問い合わせをいたしましたところ、ルネサス社としては具体的な人数についてはお答えできないということでございましたけれども、概数での回答になりますが、御了解をお願いしたいと思います。

まず、福岡工場の撤退時の従業員数は約300名ということで、継続して会社に勤務される方が約6割、それから、退職された方が約4割、退職された方のうち、再就職の支援を受け入れる方が3分の1おられるということでございました。

再就職者につきましては、ルネサス社の負担で再就職支援会社に委託をしてあり、再就職者の正確な人数は今のところお答えできないということでございました。

以上でございます。

22番（伊藤法博君）

次に、NEC跡地の面積はどのようになっていますか。敷地面積、建坪、借地面積などどのようにになっているか、お尋ねしたいと思います。

産業経済部長（横山英眞君）

N E C 跡地の敷地の面積でございますけれども、会社所有の敷地面積が約 2 万 1,000 平米、建坪が約 4,500 坪、1 万 5,000 平米、そして、現在の借地面積でございますけれども、約 4,600 平米となっております。

以上です。

22 番（伊藤法博君）

借地面積の多くは駐車場用地だと思いますが、工場閉鎖後の取り扱いはどのようになっていますか。現状のままの明け渡しか、原状復帰による、これはもとの田んぼであれば田んぼに復帰しての明け渡しか、駐車場跡地の活用について、柳川市の指導についてお尋ねしたいと思います。

産業経済部長（横山英眞君）

借地の工場閉鎖後の取り扱いについてでございます。

議員おっしゃるとおり、駐車場が主ですけれども、これも会社のほうに問い合わせをいたしました。借地につきましては、契約書の内容により返還を行うということでございますが、契約書の中身ですけれども、返還時については明記されておりますが、使用時の状態、現状のまま返還されるということ聞いております。

駐車場の跡地の活用については、柳川市としても当事者間の話し合いで契約が実施されたものであると。特に今のところ、市といたしまして指導といいますか、対応はちょっと考えていないところでございます。

以上です。

22 番（伊藤法博君）

現状での明け渡しということで、駐車場の持ち主は当初の契約どおりであります。アスファルトのままの返還となって復田もできず、広い道もなく、宅地もできなくて大変困っている状況にあると聞いております。

新たな企業が来て、以前のように駐車場として利用してもらえれば助かると思いますが、柳川市として市民のこのような契約に対して、市民が不利益にならないよう日ごろから啓蒙啓発をしておくべきではないかと思えます。その点、答弁をいただければお願いしたいと思います。

産業経済部長（横山英眞君）

今後の駐車場の跡地につきましてでございますが、議員おっしゃるとおり、新たな企業が来て、以前のように駐車場として利用していただければ非常に助かるというふうに思います。

しかし、先ほど申しましたように、何分賃貸契約は当事者間で契約行為が実施されるというところございまして、今のところ、特に指導、また対応は考えておりません。今後、御意見として伺っておきたいというふうに考えております。

以上です。

22番（伊藤法博君）

そういった面で、市民の不利益にならないような指導、啓発を今後力を入れて市民に対して指導していただきたいと思います。

これもちまして、私の質問を終わります。

議長（古賀澄雄君）

これもちまして、伊藤法博議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時1分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、10番高田千壽輝議員の発言を許します。

10番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。10番高田です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問いたします。

質問の前に、さきの台風12号の被害で被災され、また亡くなられた方に心からお見舞いとお悔やみ申し上げます。

それから、昨日の一般質問の冒頭でありました二ツ河小学校でのバイクでの危険行為の報告が所管の委員会に報告のなかったことが残念でなりません。問題があったときは報告をしてくださいと再三お願いしておりますが、どうなっているのでしょうか。執行部は一々報告の必要はないと思ってあるのか、後日、改めて委員会でお尋ねいたします。

今議会は22年度の決算が提案されています。本市の財政状況は決して安心できるものではありません。自主財源は年々落ち込んでいる状況であります。合併の特例が終わり、交付金の一本化の査定がされれば、交付金は減収されるものと思っております。自主財源を上げる方法は企業の誘致など考えられますが、今の経済状況では企業の進出も難しいものがあります。質疑でもありましたが、市税の収納率は上がっていると説明がありましたが、過年度分も含め、収納率を高くしていただくよう、収税対策課には強く要望いたします。

きょうの新聞であります、私、ちょっと心をほっとするような記事が有明新報の一面に載っておりました。それを報告しますと、県の定住化促進の一環として、十時邸に福岡市より40代の教職員の先生が体験的に住まわれておられます。この定住化促進について、体験だけではなく、実際柳川市がいいと思われて定住していただけるように、市のほうでも県と連携されて定住化を促進させていただきたいと思います。

教育長、よければ、この方は教職員でありますので、柳川市内にすぐ転勤でもできるように、県の教育委員会に働きかけをよろしくお願いいたします。

質問に移ります。

自主財源の一つであります使用料について質問いたします。

大変小さい項目であります。金額的にも大したこともないと思いますが、6月議会の矢ヶ部議員の一般質問内容で市営住宅の駐車料金の滞納で、私のところにいろんな質問や意見が寄せられました。

そこで、本市の市営住宅の戸数と駐車場を含めた使用料の金額を年間か一月でもいいですから、教えていただければ幸いと思っています。

あとの質問は自席よりとり行いますので、議長におかれましては、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

建設課長（中村敬二郎君）

ただいま質問ございました家賃、それと駐車場の滞納の額でございますけれども、平成22年度の決算でお答えいたします。

住宅使用料の滞納は、現年度で8,649,100円、過年度で23,831,010円、合計の32,480,110円でございます。

駐車場使用料の滞納は、現年度869,280円、過年度2,201,873円、合計の3,070,153円でございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

滞納分は現年度と過年度分を合わせて、駐車場を含めて大体35,000千円ぐらいになっていますね。35,000千円が滞納金額ということでよろしいですか。

最初に、市営住宅の戸数をちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

市営住宅の戸数でございますけれども、柳川市の市営住宅は23年4月現在で15団地ありまして、管理戸数が570戸ございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

570戸のうちに、1年以上の滞納は何世帯ありますでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

1年以上の滞納についての御質問にお答えいたします。

平成22年度決算で申し上げますと、1年以上住宅使用料未納の入居者は43名でございます。この43名の平成22年度末の住宅使用料滞納の金額は、過年度が20,363,700円、現年度6,508,500円、合計の26,872,200円となっております。

1年間支払っていない人の割合は、全体の管理戸数570戸の約7.5%になります。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

払っていない方が7.5%。それは1年以上に限定していますが、まだ数カ月とか払っていない方もかなりおられると思いますけど、この払えないのか、払う意思がないのかとか、いろいろ問題がありますけど、滞納になっている主な原因は何でしょうか。そこの辺がわかったら教えていただきたい。原因を教えていただきたいんですけど。

建設課長（中村敬二郎君）

滞納の原因でございますけれども、市営住宅と申しますのは低所得者向けの住宅でございます、中には悪質と申しますか、それもでございますけれども、その中でも、ほかの理由もございまして、生活の困窮とか急な離職で払えないとかという理由もございまして、さまざまな理由がございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

さまざまな理由というのはわかりますけど、払いたくないから払っていない人もいらっしゃるという発言がありましたけど、ここで私がちょっと税について質問したいと思いますけど、教育長、改めて国民の義務を教えてくださいよろしいでしょうか。

教育長（北川 満君）

日本国民においては、憲法に定められたとおりでございます、三大義務と言われております。教育を受ける義務、受けさせる義務と、これは義務教育でございます。それから、勤労の義務と、働くということで、最後、今、納税が問題になっておりますけれども、納税の義務ということで、三大義務を負って日本国民は生活するということが定められております。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

大変ありがとうございました。

ここで納税の義務ということがあっております。私はこのごろ、税に関する作文で福岡市の税務大臣賞か何かもらっている女の子が、大人の我々は税金を取られていると思っていると。税金は取られるんじゃないと。税金のおかげで我々国、地方公共団体の公共サービスが安心して受けられる。そのために税金は払わないといけないんだという作文の内容を見て、えらい感心しております。

中学生がそう思っているのに、大の大人が払いたくないから払わない、これは正直言って大変悪質だと思います。先ほどいろんな意見があったというので私は参考で言いますが、同じ若者が、低所得者の人たちが市営住宅を希望しても、全員が全員入れるわけじゃない。くじで、抽せんで当たらなかったから民間の一般のアパートを借りています、それで家賃を40千円、50千円払っていますと言ってきているんですよ。そんなら、そういう悪質な人を追い出して、おれたちがちゃんと家賃払うけん、かわりに入れてもらわれんやろうかとか言って

きているんです。

市長、そこで、こういうふうに税の公平さから見て、1年以上の市営住宅の使用料を払わずに今なお住んでいらっしゃる方に関してどう思われるか、ちょっと御意見をお願いします。

市長（金子健次君）

お答えいたします。

さきの6月議会の中でも矢ヶ部議員の質問がありましたけれども、額については非常に多額な金額でありますので、そのことが私自身の責任でもあるかなというふうに思っておりますので、いろんな税負担の問題、いろんな使用料の負担の問題については、私は同じというところもしておりますし、義務としては払ってもらわなきゃならないと。ただ、生活の困窮者でどうしてもできないということであれば、いろんな相談に応じることもいいかもしれないけど、悪質な滞納者も私は悪質というよりも、決めつけていいかどうかわかりませんが、いろんな理由がなく納めなくて、ただ放置しておいたらいけないというふうに思います。それぞれの担当課は一生懸命頑張っていると思いますけど、さらに、やっぱり悪質な滞納者については、きちんとした形でやっていかなければならないと思います。その分もいろんな法律の専門家とも協議をしながら、福岡県が県営住宅の家賃滞納対策をやっておりますので、その分もいろいろ指導を受けながら、これからその分の額を減らす方向で検討して検討するというよりも、やりたいと思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なかなか明け渡しとか大変な問題でありまして、なかなかこの明け渡しをできない何か法的根拠があるんだったら、それを教えていただきたいんですけど、どなたかわかりますでしょうか。

建設課長（中村敬二郎君）

法的には市営住宅の使用料を3カ月滞納した場合は住宅の明け渡し請求ができるようになっておりますけれども、明け渡し請求をする前に、事務的に督促、催告、納付指導、納付誓約書の手続がございます。先ほども申し上げましたとおり、もともと市営住宅は低所得者向けの住宅でありまして、滞納の理由についても先ほど申し上げたとおりでございます。なかなか明け渡しの請求までいかないのが現状でございます。しかし、ことしからは滞納処理要綱を定めまして、滞納の納付指導や明け渡しの予告等の段階を踏みまして、明け渡しの請求まで整理いたす予定でございます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

この市営住宅の入居条件の中に、低所得者と言われますけど、本当に家賃を払えない低所得者でも入ることができるんですか。その辺をちょっとお伺いしたいんですけど。

建設課長（中村敬二郎君）

公営住宅法に定められておりますように、最高年収が控除額を省きまして月額で158千円以下の収入の方は入れるようになっております。法的にはゼロ円でも入れるようになっております。

10番（高田千壽輝君）

そこで、ちょっとお伺いしますが、これは福祉課のほうにお伺いしますが、たしか生活保護家庭の方も滞納をされていることがあるんですかね。まず、その辺を建設課のほうからお願いします。保護家庭で。

建設課長（中村敬二郎君）

生活保護家庭の方も入る要件を備えております。（「生活保護家庭の滞納はあるんですか」と呼ぶ者あり）でございます。

10番（高田千壽輝君）

だから、福祉課にお尋ねしますが、生活保護家庭は生活保護費のほかに住居手当というものが別に支給されていると私は聞いておりますけど、それに間違いはないでしょうか、どうでしょうか。

福祉課長（高田淳治君）

高田議員おっしゃるとおり、入っております。

10番（高田千壽輝君）

私が一番皆さんとよく話していることで、今の若い人たちが年金を払っていないんですよ。何で払わんかと。おまえら年とったらどうするんだと言ったら、簡単に生活保護を申請すりゃよかやっかんという若者がふえているんですよ、現実。私も調べてみますと、国民年金を40年間まじめに払って、全額支給されて月56千円か57千円ぐらいしか支給がないんですよ。保護家庭は、これは国の政策だから仕方ないかもしれんばってん、最低でもたしか70千円ぐらいの生活費が支給されていると聞いておりますけど、その辺について、私が収集していることと間違いはないかどうか、福祉課長お願いします。

福祉課長（高田淳治君）

福祉課からお答えをさせていただきます。

まず、高田議員おっしゃいますように、その前に一言お話をさせていただきたいんですが、生活保護を受ける前提要件といたしまして注意をしていただきたいことがございます。それはその人の資産、能力を活用しまして、さらに扶養義務者の扶養、ほかに受けることができる法律があれば、例えば、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、介護保険法などの措置や給付などでございますが、これを優先して活用いたしまして、それでもなおかつ生活に困窮する場合に初めて、保護が行われるということでございます。このため、この保護費につきましては、国の定めます最低生活費と保護を受けようとする方の収入を比較い

たしまして、収入が最低生活費より少ない場合、その差額を月額保護費として扶助をしているといったことをごさいます。したがいまして、生活保護費そのものの要否にあつては、事前に厳正な審査をもつて実施をしております。

議員御指摘の生活保護の最低支給額ということで、今、70千円というふうにおっしゃいましたけれども、この保護基準は国が定めておりまして、要保護者の年齢、それから世帯の構成、それから所在地域などの条件の違いで支給額は違ってまいります。例えば話をさせていただきますが、20歳から40歳の単身の住居持ち家の世帯で無収入の方が68,630円、同じ条件で41歳から59歳でございますと66,920円、60歳から69歳の単身の住居持ち家の方でありますと65,210円、70歳以上でございますが、62,130円といったことが最低支給額というふうになるわけでございます。

以上でございます。

10番（高田千壽輝君）

だから、国民年金をもらっている人と大体同等、それ以上の金額が来ているんですね。私の知っている人でお年寄りの人は56千円ぐらいしかもらっていないと。そういう人たちはその56千円から保険費、税金も取られています。医療費もただじゃない。それで生活してあるんですよ。だから、私はここで言いたいのは、こういう住居手当がついているんだったら、本人に支給せず直接住宅費をこつちで取る、住宅費を払っていない方たちは。法律的になかなかいろいろあるかもしれないけど、できるかできないかですね。天引きができれば、これが一番いいと思うんですよ。本当に皆さんから、よかやっかんとか言われんとですよ。そんなら、おれも生活保護ば申請してくれんかんとか簡単に言う人たちがいっぱいふえていますよ。だから、それを私は言っているんで、その辺は本当に天引きはできるかできないか、ちょっとお答えをお願いします。

福祉課長（高田淳治君）

高田議員おっしゃいますように、この住居費というのは当然入るというふうに先ほど申し上げました。それで、例えばでございますが、先ほど言いましたように、国が定める最低生活費と保護を受けようとされる人の収入を比較して……（「それは別。住居費に限ってこつちは質問しよつとやけん、住居費について答弁してくれんですか。住居費の手当がついとつとやろうが」と呼ぶ者あり）

それで、その手当につきまして、そういった形で支払っていないということでございますならば、やはり所管をする福祉課としては当然払っていただくように指導もいたしますし、代理納付という制度がございますので、それをもつて審査に当たっていくし、指導もしていきたいというふうには思っております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

それは代理納付で、それはわかりますよ。本人が納得しなきゃできない。私はできるかできないかを聞いているんですよ。だから、もうイエスかノーでいいじゃないですか。教えてください。

福祉課長（高田淳治君）

先ほど言いましたように、これは強力に進めていかなければならないということですので、同意ももちろん必要でございますので、これは福祉課としてはそういった形で進めさせていただきたいと思います。

10番（高田千壽輝君）

何か答弁としては物足りないといいますかね、努力していただくのは大変いいですけどね。だから、私は法的にできるかできないかを本当に聞いているんですよ。だから、もうイエスかノーしかないでしょう。だから、福祉課長、もういっちょイエスかノーでお答えください。

福祉課長（高田淳治君）

先ほど代理納付と申し上げましたけれども、これは本人の同意のもとに実施をしているのでございますので、ぜひとも同意がとれるように頑張っていきます。同意がないと、これができないということですので、その点、御理解をいただきたいと思います。

10番（高田千壽輝君）

だから、本人の同意がないとできないんでしょう。そうですね。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、できないと言えば簡単じゃないですか、そう回りくどく説明しなくても。そして、できないんだったら、次の質問ができるんですよ。ですね。

できないからしないんじゃないかと、やっぱりそういうことを毅然とした態度で、やっぱり払わなきゃいけません、これは別に住居手当として生活費のほかに支給されているんでしょうがということを説明されて、納付をしていただくようにしていかないと、福祉課のほうで委員会での説明があるように、今、生活保護の申請も実際年々ふえているでしょうが。柳川市も財政状況が余りよくないのに、ずっと生活保護世帯がふえていったら、本当に財政状況はますます悪化しますよ。だから、小さい金額ですけどね、悠長なことを言っているはいけないんですよ。大体年間8,640千円の家賃が滞納されて、今どき35,000千円ですよ。びっくりするでしょう、滞納が5倍近くなっているんですから。こういう本当小さいことでも積み積みもって大きな金額になって、堤防でも一緒ですよ。アリの一穴というように、アリの一穴から堤防が決壊することがあるんですから。だから、私はこういう小さいことでも、きょうはちょっと厳しい目で言っています。

そしてまた、条例で ちょっとまた条例のことになりますけど、私も市営住宅の条例施行規則を見ましたら、契約解除という項目があります。先ほど課長が説明されたところに「契約解除、家賃の3月以上滞納」と書いて、あとは「契約解除の上明渡請求をすることがあり

ます。」という市営住宅管理条例施行規則ですね。ページ数5,346ページに書いてあります。記載してあるんですよね。この条例は何ですかと聞きたいんですよね。私はこの条例というのは市の法律だと今まで思っていました。

この条例に対しての解釈をもう少し詳しく、副市長が市長なり説明をお願いいたします。

副市長（刈茅初支君）

ただいまの高田議員の質問でございますが、ちょっと私が今から答えます内容とそこがございましたら御指摘いただきたいと思います。

柳川市の市営住宅管理条例、これには第42条で住宅の明け渡し請求というような項目がございます。この中で、3カ月以上滞納した場合にはそういった明け渡し請求ができるというようなことになってございます。

こういったところの解釈についてでございますけれども、このとおりでございますして、3カ月以上の滞納があれば、もちろんそういった明け渡し請求ができるということでございます。ただ、これが現実やられていないという状況がございます。

これまで滞納者に対しては所管課のほうで督促、そういった対応はこれまでもやってきておりますが、正直申し上げて、踏み込んだ対応というようなところが果たしてしっかりできていたかという点については、手ぬるかった面もありはしないかというふうに思っております。

現在、収納対策の強化を公営住宅の面においても強力に進めておりまして、こういった滞納者に対しましては訪問等によりまして完納を促しております。具体的には債務承認、あるいは一括の納付が困難であるというようなケースにおきましては、分割納付、そういった誓約等もとるような形で進めておると。先ほど建設課長のほうからも話ありましたけれども、それでもなお連絡がつかない、あるいはそういった誓約を行ったものの、履行が十分に果たされていないと、そういったような悪質な滞納者につきましては、今後、明け渡し請求、そういった手続等も踏みながら、最終的には訴訟も視野に入れて対応していきたいというふうに考えております。

10番（高田千壽輝君）

私が聞いたかったのは、条例の重みなんですよ。今、副市長は本当に私の次の質問の答えを先走って、対策まで答弁されましたけど、本当この重みです、この条例の重み、これを私は聞きたいんですよ。ただ条例とは書いてあって何もなかですよではいかなんでしょう。だから、その重みがどうなるかというのを聞いたかったんですけど、再度いいですか。この条例の重みです。

副市長（刈茅初支君）

条例の重みということについては、もちろん非常に重たいものというふうに考えております。ただ、3カ月以上の滞納があれば、そういった明け渡し請求ができるというようなこと

で、これを個々具体のケースに当てはめていきますと、確かにそこには生活困窮の実態があったり、あるいは突然の失業であったり、そういったケースもございます。それで、直ちに3カ月以上の滞納があればそういった明け渡し請求の手に即座に入っていけるかということ、これは個々に検討していかなければならない。これがこれまで一度も 何度か明け渡しの事例はございますけれども、このような滞納額の実態から見ると、それが十分機能していなかったという面は確かに否めないというふうに思っております。それについては反省をいたしております。

10番（高田千壽輝君）

今から今後の対策ということで、それは生活困窮者、払えない人から無理やり取れとは私には言っていないんですよ。払える能力があって払っていない人からは取りなさいと、厳しく取りなさいと言っているのです、生活困窮者から身ぐるみはがして取ってこいとは言っていないんですよ。その辺をちゃんと勘違いしないでください。

これからちょっといろんな事務的なことですけど、手続などを聞きます。

一応この請書ですか、市営住宅に入居が決まって、市からこういう申請書を出してくださいということで出されていると思います。この中に、連帯保証人、身元引受人としっかり書いてあるんですよね。家賃滞納が何カ月以上になったら、この連帯保証人とかに連絡されるのか。実際されたのかされていないのか、それをお伺いします。

建設課長（中村敬二郎君）

連帯保証人の話が出ましたけれども、今までは実際のところ連帯保証人までは連絡はしておりませんでしたけれども、今回からは連帯保証人も含めまして、ちゃんと対応を考えていきたいと思っているところでございます。

10番（高田千壽輝君）

ちょっとかなりがっかりした答弁でございました。そんなら、保証人はただ名だけを連ねたら何の保証も責任もないんだというような市の答弁ですよ。ですね。そんな連帯保証人ってありますか、法的に。そんなら、こういうのを書いても一緒じゃなかですか。そんなら、みんな入居者の氏名だけでいいでしょう。わざわざ身元引受人、連帯保証人と書かなくても。みんな傍聴している人は、市は何かおかしいんじゃないかと思えますよ、本当に。自分のお金じゃないから、何かどうのこうのしているんじゃないかという批判もしっかりありますよ。本当しっかりしてください。

今後、今、滞納がっているのを今からいろいろ対策をとられて、取られるということでもいいんですけど、やっぱり低所得の方がほとんど入居してあると思うんですよ。今から払いますというとは、もう現年度分しか払わないでしょう。税金とかは5年とか10年で不納欠損とかあると思えますけど、家賃は不納欠損にはならないんでしょう。その辺をどうぞお答えください。

建設課長（中村敬二郎君）

住宅家賃は私債権ということでございますので、今回の3月に不納欠損で落としたのは対象外になっております。

不納欠損の場合は、あくまで本人の時効の援用というのがございまして、時効の援用というのは、結局は本人が時効を主張した場合が時効が可能になるということで、そういう事例はございませんので、不納欠損の事例は現在ございません。

10番（高田千壽輝君）

不納欠損にはならないということで、過年度分をどうやって取るかというのが大変なんですよね。今から一月2カ月分ずつ家賃を払ってくださいとって払える能力があるかないかというのも大変ですけどね、その辺の対策は、もう今から払ってくれるなら過年度分はまけとくばんとは言えないでしょう。どうですかね、その辺は。だから、どういう対策をされるか、ちょっとお答えをお願いします。

建設部長（野田 彰君）

ただいまの質問にお答えいたします。

住宅管理係で夜間徴収なり電話督促なり、そういう徴収の方法を現在やっております。現在やっているのが、滞納者については、まず現年度分を納付の約束をしてもらう。それから、その人の収入に応じて、プラス5千円とか、多い人でプラス10千円とか、そういう方法で、まずは現年度分を徴収して、過年度分はちょっと追いつくのが遅いんですけど、幾らかでも徴収していくという方法をとっております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

なるだけ追い詰めるような取り立てをしないようにして、本当に柳川市が住みやすいというまちにしてください。

また、この質問に移りますが、今後、市営住宅の新たな建設、または建てかえの計画があるか、それをちょっと教えていただきたいんですけど。

建設部長（野田 彰君）

一応住宅のストック計画で、本町団地と鳥の水団地の2つを統合して1つの団地を、今からですけど、今から設計に入って、計画では27年度でしたかね、完成予定で進んでいるところでございます。

10番（高田千壽輝君）

もう少し詳しくお聞きしたいんですけど、その2つを統合して1つに建てられると。そのときの世帯数はどれぐらいなるか、ちょっとわかったら教えてください。

建設部長（野田 彰君）

ちょっとここに戸数は持っていませんが、2つを合わせた戸数を基本として、それを下回

らない戸数で建設するという予定でございます。（「その戸数はわからん」と呼ぶ者あり）
ちょっとここにその分の質問はちょっと 済みません。

10番（高田千壽輝君）

そんなら、改めてまた別の方法で聞きますけど、後で聞きますけど、今、市営住宅全体の年間の維持管理費を幾らぐらい市が負担しているか、それを教えてください。

建設課長（中村敬二郎君）

市営住宅の年間の維持管理費ということでございますけれども、22年度の決算でお答えしたいと思います。

営繕工事、修理費等で18,465,038円でございます。これは住宅の老朽化による維持工事や入居の際の修繕のための費用でございます。それとまた、委託費といたしまして2,880,147円でございます。これは浄化槽の維持管理、それと消防用の設備等の点検、それと植木等の剪定等の費用でございます。合計で21,345,185円となっております。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

新たに建てかえがあるということで、市長、これは私の提案ですけど、こうやって滞納問題がずっと出てくるから、住宅を一般、民間のアパートを借りていただいて、低所得の方も借り上げていただいて、その家賃の保証を市でします。すると、新たな建築費用も要らんし、維持管理費も要らないんですよ。そのほうが効率がいいんじゃないかなと思っているんですけど、私の考えはそういう考えですけど、どうでしょうか。

市長（金子健次君）

民間の住宅に助成をして入居促進して、人口の導入政策を図っていくという考え方というふうに思いますけれども、今、議員のほうからいろんな形で質問がありました。私も最高責任者として、税金を納めてある市民の方に対して申しわけないというような気持ちでいっぱいでございます。今回の家賃の滞納対策については、確かに国税徴収法の適用が差し押さえ等が実際できません。ただ、法律のできる範囲内ですね、やっぱり毅然として公正さを保つように、市民が不満を持たないような形でやっていかなければならないと、そういう強い決意を持って、職員が、また部長なり課長なり係長、係員が一緒になって取り組まないと、この問題は、来年のこの議会の中でも同じような質問が出てくるというふうに私は思いますので、そういう体制のシフトもきちんとやってみたいと。そして、頑張って職員にハツパをかけて、私も含めてやってみたいと。この問題を幾らかでも、来年のこの時期にこういう質問がないような形で努力をしてみたいというふうに思う決意でございます。

ただ、今の民間の、それは高田議員については、そういうほうがいいじゃないかと、もう期待はされんよというような気持ちかもしれんので、そういう言葉が出たと思いますけれども、そういうことが果たしてできるかどうかの問題もありますので、今のところはそういう

政策については考えておりません。

10番（高田千壽輝君）

私が民間のアパートを活用してくださいと言ったのは、建設費も要らないんですよ。民間のアパートに補助金を出してくれるなら、住居費の補助金を出してくれるということで、今の市営住宅と同じ家賃で入られると。そしたら、民間の力でアパートがどんどん建つかもされない。そんなら、市には税金が入ってくるでしょうもん。市営住宅を建てて税金が入ってきますか。固定資産税も入ってこないでしょうが。逆に、建設費とか維持費とか払わなきゃいけないじゃないですか。だから、私は財政的に民間のアパートを使ったほうが税金も入ってきて、固定資産税も入ってくるけん、いいんじゃないかなというので、この提案をしているんですよ。

何か市長の答弁にはちょっと私との意見の食い違いがあるみたいで、再度もういっちょ確認の質問。

市長（金子健次君）

コスト論で申し上げますと、確かにそういう一面はあろうかと思えます。全国的にそういうことがある市町村があるかもしれないけどあります。そういうようなことで、きょうは意見として伺っておきます。

以上です。

10番（高田千壽輝君）

検討しますはなかなか、よく区長さんが市役所の検討しますは検討しないことだと言われますけど、前向きに本当に将来の柳川市のことと思って、お金がなるだけかからないような、そして住みやすいまちにするために本当に検討していただくことを願ひまして、私の質問は終わります。（「議長、高田議員の関連質問でちょっと質問したいと思いますが、よろしゅうございますか」と呼ぶ者あり）

議長（古賀澄雄君）

いや、それは。

これをもちまして、高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時43分 休憩

午後 1 時53分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、2番荒巻英樹議員の発言を許します。

2番（荒巻英樹君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番荒巻英樹でございます。午前中、河村議員のほうからスポーツを

やっている子供たちは親御さんが見に来ると頑張るとい話がありました。我々議員は傍聴の方が多いと気合いが入るものなのですが、残念ながら傍聴席にいらっしやらないのが非常に寂しい限りなのですが、今定例会最後の質問者になろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、来年開催されますロンドンオリンピックの出場権を獲得しましたなでしこジャパンがきのう中国から帰国いたしまして、早速、夕方から各テレビ局のほうに出演されておりました。7月のワールドカップでの優勝以来、日本じゅうがなでしこフィーバーにわいておりますが、スポーツの持つ力を改めて感じておるところでございます。いつの日か、なでしこジャパンのメンバーに本市出身の選手が選出されて活躍することを期待したいと思いますし、そのためにも、金子市長には一人でも多くの市民がスポーツに親しめる環境づくりに御尽力いただくことを切にお願いしたいと思います。

それから、悪夢の東日本大震災から一昨日で半年が経過しました。お亡くなりになられた方と行方不明者が約2万名という大惨事ですが、一日も早い復興を祈念申し上げます。

また、さきの台風12号により紀伊半島を中心に大災害が発生しております。被災された方に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、通算20回目の一般質問をさせていただきます。

本日は、1、水環境の保全について、2、安全・安心について、3、西鉄柳川駅前の渋滞緩和策についての3項目についてお伺いします。

1項目めは、水環境の保全についてでございます。

本市では、貴重な掘割の水環境を保全し、次世代に引き継ぐため、平成19年4月に柳川市掘割を守り育てる条例、愛称水の憲法を施行し、掘割を生かしたまちづくりを進める方針を定めております。そして、この条例の方針を市、市民、事業者が一体となって具体的な行動に移すために掘割を生かしたまちづくり行動計画が策定されており、その進捗状況等につきましては昨年の12月議会でも質問いたしました。今回は別の観点から改めて質問をさせていただきます。

1点目は、生活排水処理の状況について伺います。

掘割の水質悪化の原因は、主に生活雑排水の流入によるものとされており、合併浄化槽と公共下水道の普及を促進することが重要であることは今さら言うまでもございません。まちづくり行動計画によりますと、平成18年度では公共下水道及び合併処理浄化槽による污水処理人口普及率はわずか34.8%であり、単独浄化槽人口が20.7%、非水洗人口が44.5%と、污水処理人口普及率は県内でも下位のほうでありましたが、最新の状況につきましてお尋ねします。

2点目は、現在実施されております水質調査につきまして、調査のエリアをもっと拡大すべきだという考えに基づいて質問をいたします。

本市の調査は市内50地点で年に1回の実施であり、調査結果が天候に左右されることもあり、平成19年度からは正確な変化状況をつかむために、市内の32地点で柳川市地域婦人会連絡協議会に委託して、月に2回の水質調査を実施されております。私は各行政区等へ依頼をして調査を実施すれば、より精度の高いデータになるし、行政区長を初め、市民の皆さんが水に関してより身近に感じてもらえるようになると思いますが、いかがでしょうか。

2項めは、安全・安心について伺います。

皆さんは柳川橋、昔の国道橋ですね、そこから京町や辻町を歩いて鍛冶屋町交差点までが大型車両の進入禁止区間だということを御存じでしょうか。正直、私は今回、市民の方から相談を受けるまで知りませんでした。交通標識が見づらいのか、多分、他地域の車両だと思いますが、ダンプカー等の通行が見受けられます。商店街の住民の皆さんを初め、お買い物の方や通行の方などの安全を確保するためにも、何らかの対策が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、辻町交差点の北側にあります電柱について伺います。

この電柱は数え切れないほどの電線類がつながっており、東側、ですから、交差点から見て右側に傾いておりまして、いつ倒れても不思議でない感じです。地域住民の方からは危険で心配だという声をお聞きしますが、いかがでしょうか。

3項目めは、西鉄柳川駅前の渋滞緩和策についてお伺いします。

柳川駅西口周辺には多くの有料駐車場があります。その多くが駅前ロータリーを歩いて駐車場へ入らねばなりません。また、市営駐輪場利用者も同様です。国道208号線沿いの100円ショップやうどん屋さんあたりから東へ道路を通すことにより、駅前ロータリーを通らずに駐車場へ行くことが可能となり、駅前ロータリーの通行を減らすことができると思いますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

生活環境課長（江崎尚美君）

荒巻議員のほうからは2点御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず第1点目、汚水処理人口普及率の最新状況ということについてお答えをいたします。

掘割を生かしたまちづくり行動計画の16ページで生活排水処理の状況を数値であらわしておりますが、最新の数値ということですので、22年度について申し上げます。

計画処理区域内人口7万1,874人、生活排水処理人口3万2,194人で、内訳を申しますと、公共下水道1万1,555人、合併浄化槽2万639人です。また、単独浄化槽人口1万3,250人、非水洗化人口2万6,430人、また排出量につきましては、し尿2万4,345キロリットル、浄化槽汚泥2万6,771キロリットルとなっております。

また、汚水処理人口普及率は44.8%、単独浄化槽人口は18.4%、非水洗化人口は36.8%となっております。

続きまして、2番目の水質調査についてお答えをいたします。

市内の水質調査につきましては、年1回、専門業者による市内51カ所での河川及びクリークの水質検査業務委託と柳川市地域婦人会連絡協議会による市内32カ所の河川、水路の水質調査を行っております。

地域婦人会連絡協議会では、市の環境対策活動の一つとして、月2回、水の採取をお願いし、その採取された水を生活環境課の職員が市で備えております簡易測定器で測定をしております。その調査結果につきましては、調査地点の写真とBOD、生物化学的酸素要求量の数値を市のホームページに公開しております。

本市では先ほど申し上げました二通りの調査を実施しておりまして、同じ箇所でも測定するところもございますので、実質62カ所での水質調査を行っております。現在、水を採取して検査を要望された場合、市役所でできるものについては対応をしておるところでございます。また、地域などで水質検査等を希望される場合があれば、同様に対応してまいりたいと思っております。

以上です。

安全安心課長（野田洋司君）

御指摘の柳川橋から鍛冶屋町交差点間の大型車両の進入についてということで、御指摘の区間の標識は、大型自動車等通行どめの標識でございまして、道路交通法に基づきまして福岡県公安委員会が設置し、規制しているものでございます。

柳川警察署にお尋ねしましたところ、この区間は大型車両が通行するには道路幅員が狭い上、交通量が多く、電柱や街灯などが路肩に多く立っているので、歩行者や自転車の通行などにも危険であるという理由で規制がされています。規制対象の車両については、車両総重量が8トン以上、最大積載量5トン以上、乗車定員11名以上ということで、この条件のいずれか1つでも該当すれば規制を受けるということになります。

この標識は、鍛冶屋町及び柳川橋の両方の交差点とも信号機の支柱に共架してあります。以前は路肩に設置をされていたということですが、信号機への共架がむしろ大型車両の運転席からは見えやすいというふうに警察のほうで考慮されて、設置されております。また、標識の大きさも路面に表示するものよりも1.5倍のものが設置されているということでございます。

なお、この区間では路線バスとかマイクロバスにつきましては規制は受けなくて通れるということになっております。また、工事とか引っ越しなどでやむを得ずこの区間を通行しなければならないという場合は、警察署のほうから許可を受ければ、そういう規制対象の車両も乗り入れが可能ということになっております。

今後、柳川警察署にお願いをしまして、頻繁に大型車両の通行があるということが確認されれば、交通取り締まりを強化していただくこととか、状況が改善しないということであれ

ば、何らかの進入禁止の看板表示をしてみたいと考えております。

以上でございます。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

辻町交差点の電柱についてお答えいたします。

議員御指摘のように、県道久留米柳川線の道路敷地内に設置されている辻町交差点の電柱が少し道路側に傾いており、いつか折れて危険ではないかという御質問であろうと存じます。

この電柱の所有者はN T Tであります。九電線、信号機が共架され、相当の電線が張りめぐらされており、長年の電線による張力や信号機の荷重のために傾いたと考えられます。このことは道路管理者であります県も承知しており、県の担当者からの回答は、N T Tは新たに電柱を現在の場所に立てかえる計画で、電柱が倒れないための支線を民地に取りつける必要があるため、民地の所有者と交渉を重ねているが、承諾がとれない状況にあるということでありました。

また、電柱の位置を変えて立てかえる方法も検討されたそうですが、信号機の関係で警察より移動はできないということでもございました。

以上のことで、現在、民地所有者と支線設置の件でN T Tが交渉を継続していますが、まだ承諾が得られていない状況でございます。

N T Tの担当者に今傾いている電柱について倒れはしないかということで問い合わせたところ、現在の電柱から付近の電柱に上空を数本のワイヤで引っ張る線を設置しているし、電柱と道路の路面の開きなども現段階では微小であることから、そう簡単には転倒することはないという回答でございました。

しかしながら、電柱も老朽化により強度が落ちてくることから、N T Tに対し、民地の承諾も含め、九電線、信号の分離も検討していただき、新しい電柱の設置を強く要望していきたいと考えております。

次に、西鉄柳川駅の渋滞緩和対策についてでございますけれども、議員の御指摘のように、柳川駅前のロータリーは、送迎はもちろんのこと、駅周辺の有料駐車場の出入りで混雑や渋滞が発生いたしております。この状況を改善するために社会実験などを実施し、駅前ロータリー広場の最良な利用方法を検討してきたところでございます。

議員も御承知のとおり、現在、柳川駅周辺整備計画で駅の西口広場と区画整理事業が進められている駅東口広場を自由に行き来できる通路を検討いたしており、今まで西口を利用していた乗降客は東口にも分散するようになり、西口のロータリーの混雑、渋滞は大幅に緩和されると考えております。

現在、柳川駅のロータリーの南側には6件ほどの有料駐車場がありまして、冒頭に議員が申されました案につきましては、国道沿いにある100円ショップ付近から東方面に駐車場へのアクセス道路を整理すれば南側から進入することが可能になり、駅前ロータリーの混雑、渋

滞の緩和になると予想されます。議員が申されます道路は都市計画道路三橋筑紫橋線がありまして、現在、柳川庁舎前からうなぎの川よしまで整備済みであります。その先の計画ルートは、うなぎの川よしから東の国道208号線にタッチし、さらには西鉄の線路を高架でまたぎ、下百丁の区画整理内を通過して有明海沿岸道路にタッチするような道路計画になっております。

この道路が整備されれば、議員が申される駐車場へのアクセス道路としても利用できると考えられますが、この都市計画道路の建設は福岡県に事業主体となっただき整備を進めておりますが、うなぎの川よしから東方面の整備は途中で柳川特別支援学校の施設を分断するなど社会的影響が大きいことから、現在のところ検討中でございます。

市としましては、この都市計画道路三橋筑紫橋線は柳川市の東西を通る街路として真に必要な道路であり、今後、事業認定に向けて県に要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

答弁ありがとうございました。それでは、順次再質問をさせていただきます。

それで、18年度末から22年度末、4カ年で汚水処理人口普及率が34.8%から44.8%ということで、ちょうど10ポイント改善されているということになりますけれども、まだまだ全国平均、もちろん福岡県の平均にはとても及ばない数値であるかと思っておりますけれども、現状の課題、それと今後の対策ということでお尋ねいたします。

生活環境課長（江崎尚美君）

現状の課題と今後の対策はということについてお答えを申し上げます。

まだまだ生活排水の多くが掘割に直接排水されており、水質汚濁の主な原因となっております。このため、公共下水道の整備促進や合併浄化槽設置のなお一層の促進が急務と考えております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

要は今進めている計画を確実に進める必要があるということかと思っておりますけれども、それで、公共下水道と合併処理浄化槽の2本柱で今進められておりますけれども、公共下水道は平成14年3月末から供用が開始されておるといふふうにお聞きしておりますが、現状といたしますか、22年度末ですかね、最新の数値ということで状況をお尋ねいたします。

下水道課長（藤木保則君）

公共下水道の接続状況についてお答えいたします。

事業認可区域内での平成22年度末現在での接続対象人口が1万1,555人に対しまして、接続人口、接続済み人口が7,918人でございますので、接続率にいたしますと68.5%となっております。

ます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

処理人口1万1,555人に対して7,918人、接続率68.5%ということは、逆にいいますと、環境が整っているけど、3割強の方がまだつないでいただいていないということによるのでしょうか。

下水道課長（藤木保則君）

今、荒巻議員がおっしゃったとおりでございます。

2番（荒巻英樹君）

本市以外は公共下水道のほうが柱になっておるようでございますが、本市の場合は流域面積、人口も他市よりは公共下水道の対象は少ないかと思いますが、これは理想を言えば、もちろん最終的に100%にならないといけないわけですので、ぜひ100%に一日も早くなるように御尽力いただきたいと思います。

それから、私、県の資料で目にしたんですけれども、県のほうが平成27年度で汚水処理人口普及率を90% ああ、失礼しました。まず、済みません、22年度末の福岡県の平均をお伝えしておきますと、福岡県が87.5%です。全国では15位となっておりますけれども、ちなみにトップは東京都の99.5%、一番おくられているのが徳島県の49.4%ということで、ただ、平成22年度末なんで、岩手、宮城、福島はちょっと今回は入っておりませんが、除く4都道府県では1位が東京都の99.5%、44位が徳島県の49.4%で、福岡県は15位で87.5%で、本市の場合は先ほど答弁あったように44.8%ということをお客様も御確認いただきたいと思います。

それで、県のほうが平成37年度を97%、そして27年度90%という目標を立てて今推進されているということをお県の資料で見ましたけれども、この県の資料が各市町村からの確認なのか、それとも県独自の資料なのかわかりかねますけれども、本市の今後の予測に関しまして、どのようにお考えなのかをお聞かせください。

生活環境課長（江崎尚美君）

今後の予測ということでございますけれども、現在の下水道認可区域での事業が平成26年度までとなっていること、また同じく下水道事業における33年度の目標値が出ておりますので、平成26年度及び平成33年度での汚水処理人口普及率の予想数値を申し上げます。御了承いただきたいと思います。

平成26年度57.4%、平成33年度で81.8%としておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

それでも全国から比べると、かなりおけている状況でございますので、ぜひ推進いただきたいと思えます。

それで、言うまでもありませんが、柳川というのは、もちろん代名詞は水郷ということになるかと思えます。フリー百科事典のウィキペディアで「水郷」を検索しますと、全国で7つの市が掲載されております。著名な地域ということで7つの市が出ております。5つの市は説明があります。2つの市は名前だけなんですけれども、それを申し上げますと、利根川流域の茨城県の潮来市ですね。潮来市は有名ですよ。それと、同じ利根川流域の千葉県の香取市、ここはどちらかという、合併前の佐原のほうで有名かと思えますが、現香取市ですね。それから、長良川などの15本もの1級河川が流れています岐阜県の大垣市、それから琵琶湖東岸に位置します滋賀県近江八幡市ですよ。田中吉政公が築いたまちですね。それと、宍道湖と中海に囲まれた島根県松江市、それからお隣、大分県の日田市、そして我が柳川市の7つのまちがウィキペディアでは水郷、または水郷として著名な地域ということで掲載されておまして、1枚写真が載っていますのは、「水郷の例・柳川市」ということで、本市の川下りの風景がウィキペディアには載っております。

それで、本市が22年度末で44.8%という汚水処理人口普及率なんですけど、柳川市以外の水郷と言われている6市の汚水処理人口普及率のほうを調べてみました。これは各自治体のホームページで実は簡単に調べることができました。各市、もしくは所属する県のホームページで全部確認できました。香取市だけは21年度末で53%と、柳川市よりもちょっといいぐらいなんですけど、ほかを申し上げますと、潮来市が78.8%、大垣市が90.6%、近江八幡市は93.2%、松江市は96.8%、それから日田市は80.8%ということで、やはりかなり進んでおります。ですから、これが水郷と言われるほかの柳川市以外のまちはここまでというか、こんなに進んでいるといいですか、繰り返しになりますが、本市がこれだけおけていることを皆さんもぜひまた確認いただきたいと思います。

ちょっとこれは通告しておりませんので、質問にはしませんが、きのうも観光の話が出ておりましたけれども、やはり日田市でも260万人とか270万人の観光客が行っておりますし、近江八幡市は現在300万人ですが、この10年で2倍にふえたということなんですね。ですから、そういった水環境といいますか、水をきれいにしたということも大きく影響しているのではないかなと私は思っておりますので、この柳川市以外の6市、市長も何か機会があれば、東京出張されたりとかしたら、ぜひ香取市佐原なんか行っていただきたいと思えます。先週土曜日の朝のテレビ番組でも香取市出ておりました。やはり私も一回行きましたので、非常に懐かしく見ましたけど、本当に小江戸という感じでよく整備されておりますので、ぜひいろんなところをごらんいただければと思っております。

それで、この分で最後の質問になりますが、きのうからも出ておりますが、合併浄化槽の

整備への補助金の上乗せに関しまして、期間の延長の可能性といたしますか、今後、来年度以降につきまして、これは市長のお考えをお願いします。

市長（金子健次君）

荒巻議員のほうから先進地についての御紹介をいただきまして、ありがとうございました。機会があれば、ぜひどういう形で普及率が高まっているのかということも分析、検証をしてみたいというふうに思っております。

合併浄化槽の上乗せにつきましては、再三にわたって質問等がございましたので、前向きに検討しておるところでございます。ただし、在来校区の分については200千円の上乗せ、また新規については150千円という形で、今日まで3カ年、事業は24年3月で終了いたしますが、この事業については、額的な分としては、まだちょっとそこまではいかないと思いますが、事業の継続をまた議会のほうにお願いしたいというふうに思っております。額的に今のところ財政と打ち合わせをして、いろんな問題等もありますので、今後何年間するのかという問題もありますし、ある程度の案が出たら、また議会のほうに御相談、提案したいと思っております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

済みません、ちょっと最後と言いましたけど、もう1つだけ済みません。平成20年6月議会に合併浄化槽の上乗せの提案、市長が最初の定例会で提案いただきまして、そのときに3年後の2011年度末、ですから、今年度の末までに50%に引き上げる方針だったというふうに私は記憶しております。22年度末で44.8%ですが、2011年度末で50%のラインを超えそうなのかどうなのか、ちょっとそれだけ最後にお尋ねします。

市長（金子健次君）

まだ次年度以降も合併浄化槽の上積みについては方針を出しておりますので、駆け込み的な部分があるかと思いますが、なるべく早目にその分の次年度についての考え方を示したいと思っております。普及率は上がってくると思います。

それから、下水道のぶら下がりの分ですけれども、ぶら下がりというよりも加入の関係でございますけど、非常に低いということで、どういう形で啓発しているかということ、ただ文書とか広報に載せるとかという形だけのようでございますので、一戸一戸を訪問してもらいたい。そして、着実に下水道につなげてもらいたいということを積極的にやってもらいたいということで、先ほどこの一般質問の打ち合わせ等でもありましたけれども、強力にやってまいりたいというふうに思っております。

これもいろんな滞納問題もありましたけれども、それも含めて、滞納問題を含めて、下水道課長にも申し伝えております。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。繰り返しになりますが、引き続き上乘せができるように、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

それでは、次の2点目の水質調査につきましてお尋ねします。

今、婦人会に水の採取をお願いして、市のほうで簡易測定器で調査をしているということですけど、その簡易測定器というのは大体お幾らぐらいのものなんですか。

生活環境課長(江崎尚美君)

簡易測定器の値段ということでございますが、生活環境課で使用しております簡易測定器は平成19年度で購入しております、購入価格は1,659千円でございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

いや、ちょっとのどが詰まりそうになったんですが、簡易ということなので、ちょっと万単位かなと勝手に思い込んでいたんですが。といいますのも、私の町内で水が流れない堀がありまして、地区の公民館長がEM菌を、要はあれですね、どぶがたまっていたところに昭代公民館からもらってきてEM菌を投下されました、もちろん小さいところなので、みるみる見た目にきれいになってきたんですね、本当に。それで、ああ、ここはえらいきれいになったねということで話していて、そしたら、やっぱり何か数値でわかれば励みになりますねという話になって、ちょっと原発の話で恐縮なんですが、放射能の測定器、ガイガーカウンターですか、それが200千円とか300千円とかいっていたのが、それが100千円であるとか50千円であるとか、簡易な測定器ですよ。それで、ネットで見ますと17,500円というのも私は見ましたので、それぐらいと言ったらあれですけど、10千円とか20千円で測定ができるのであれば、各行政区にお配りして、自分たちで定期的に検査をしていただければ、より一層身近に水質の問題にも関心を持っていただいて、水質改善につながるんじゃないかなということをおっしゃったんですが、1,659千円ということをお聞きしたら、ちょっとそうはいかないので、ですから、先ほど希望のあった場合は対応しているということで、実際はそうやって直接お持ちになるところも現実にあるということによろしいんですかね。一応確認をお願いします。

生活環境課長(江崎尚美君)

直接持ってきてもらったり、こちらから希望があったところは採取をしておるところでございます。

以上です。

2番(荒巻英樹君)

ありがとうございました。

それと、済みません、水質の検査を32カ所分されているということですが、その検査にかかる所要時間というのを教えてください。

生活環境課長（江崎尚美君）

それにかかる時間はということでございますけれども、市内32カ所で月2回、採取された水の測定を行っておるところでございますが、1回にかかる時間は半日程度かかっておりまして、月2回ということでございますので、合計1日程度を必要としておるところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

100カ所、200カ所と来れば、ちょっと大変かと思いますが、いろいろと市のほうからのお知らせで行政区長さんのほうには定期的にお会いになることもあるかと思いますが、ぜひ区長さんだけでなく、市民の方にそういった形で調査いたしますと。きのう白谷議員のほうから集落内水路で悪臭のところに住んである、そういったお話もありましたけれども、そういったところも検査して数値でつかんで、それがまた改善していけば、やはりいろいろとまた市民の皆さんの考え方といいますか、やっぱりきれいにせないかなという気持ちも強まると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。ぜひ周知、御案内をお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目の安全・安心について伺います。

それで、進入禁止の部分ですよね。実際に私も全く進入禁止ということは知りませんでしたし、鍛冶屋町の交差点でも信号機のところに「鍛冶屋町」とあって、その上にあるんですが、私からすると小さいというか、ちょっと皆さんがこれではとてもわかりにくいと思いますが、それでも通常の1.5倍ということでしたけれども、非常に見づらいなと。ただ、トラックの運転手さんは視線が高いので、上のほうにあるということですが、やはりもっと文字であれしたほうがよしいんじゃないかなと。これだと市民の方もなかなかわからない。きのうも通ったときに反対側から大きいトラックが来まして、聞いていると、この前、豚さんを乗ったトラックが通ったよとか、そんな話も聞きますので、私、通るたび毎回とは言いませんが、やはり3回か4回に1回は何かすれ違っているような気がしておりますので、何らかの方法がないかと思うんですが、いかがでしょうか。

安全安心課長（野田洋司君）

もう御存じかと思っておりますけれども、これは福岡県公安委員会規則に基づいて規制をするものでございまして、形状につきましては、その規則の中で標識の規定がされております。それで、路肩につける分については実際小そうございまして、信号機の上ということで1.5倍ということで警察のほうから伺っております。形状については、その中で決められている形状

ということでございます。

この話というのは警察のほうにさせていただいておりますので、警察も確認をするというふうにおっしゃっております。また、今、荒巻議員からお話がありましたように、改善の状況がなければ、文字での看板表示をしていきたいと考えております。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

マルシヨク跡地も何かあれですかね、大手のコンビニさんが計画をされたけど、そういったトラックが通れないからちょっと断念されたというお話も聞いておりますが、もちろん住民の方とか通行の方の安全確保のために今通行禁止となっておりますので、それが徹底できるように、今後もそういった大型車両の通行が確認されれば進入禁止の看板をという御答弁をいただいておりますけれども、ぜひ柳川署のほうにもお願いいただいて、やはり定期的に確認いただいて、大型の通行が見受けられるのであれば、やはり看板を立てていただくようにぜひともお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、交差点の電柱なんですが、ほとんどまちづくり課長のほうから御説明いただきましたのであれなんですが、現実、済みません、これもちょっと、皆さんぜひ辻町交差点のほう、だから、市役所のほうから行ったら北方面ですよ。矢加部のほうに向かって左側の電柱ですが、本当に倒れそうで、数え切れないくらいというか、三十何本くらい電線が絡んでおります。その中で、ただ周りの電柱から支えているのもあるということで今御答弁いただきましたけれども、やはり住民の方はそこまで御存じありませんので、ただ単にこの傾きを見て、これじゃちょっと怖いというか、いつ倒れてもおかしくない、怖いというような意見もありますので、所有者がNTTということですが、ですから、支線を設置する民有地の所有者の方と交渉 要は人は視覚上、幾ら支えてあっても、やはり真っすぐ立っていないと不安があると思うんですよね。ですから、やはりぜひ傾きをもとに戻すように御尽力いただきたいと思います。

これについて、ちょっと最後、市長に一言お願いします。

市長（金子健次君）

この写真をいただきまして、私もこれはいろんなことを言う前に、改善できるように動きたいと思います。所管である福岡県、また九州電力、そしてNTTが所有者ということでございますけれども、移設をするのか、そこにまた新たに立てるのか別にいたしましても、もし倒れた場合には停電いたしますし、電話の関係が不通になります。また、交通が遮断されて渋滞を起こします。あってからでは遅過ぎるような感じがいたしますので、早速対応したいというふうに思います。対応いたします。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございます。市長おっしゃったように、万が一の場合は2次災害、3次災害ということがあり得るわけなので、早急な対応をお願いして、この質問を終わります。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、柳川駅前件の件ですが、西口のほうで有料駐車場が6カ所ということでしたけど、おたくは1日何台とまっておりますかというのと、なかなか本当のことを教えてもらえないかもしれません。大体スペース的には何台分ぐらいあるか、おわかりでしたら教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

車の有料駐車場でございますが、柳川駅の線路の西側のみにある有料駐車場は10件ほどございます。その10件ほどの駐車可能台数としましては、700台以上は駐車できるようでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

そのうち、ロータリーを通っていかなきゃいけない駐車場の分というのがわかれば教えてください。

あわせて、市営駐輪場のスペースを教えてください。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

先ほどロータリーの南側には6件ほどあるということで説明させていただきましたけれども、そちらのほうが、先ほど700台と申しましたけれども、そのほとんどでございまして、大部分を占めております。

また、市営の駐輪場につきましては、バイクが二百数十台、また自転車については八百数十台ぐらい駐輪可能ということでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

ロータリーを通らなきゃいけない駐車場の車で700台ぐらいのスペース、それから市営駐輪場でバイクが二百数十台、ですから、駐車場に入るときにはこれは全部ロータリーを通らなきゃいけないんですね、行きは。逆に、帰るときはほとんどはロータリーを通らなくて、唯一、三橋長田医院の南側のところはちょっとロータリーも通らなきゃいけないけれども、その西側のほうは帰りはロータリーを抜ける必要ありませんし、これはもちろん車、バイクです。自転車も本当は一方通行のところを結構逆行している自転車は多いんですが、本来だったら自転車もロータリーを通らなきゃいけないんでしょうけど、自転車は別としても、車とバイクでやはりスペース的には1,000台近いスペースがありますので、夕方の迎えの場合は駅前に何分か停車している車が多いですけど、朝はとまるといっても、おろすだけだったら何十秒で済む話なんですけど、やはり駅前ロータリーを通る車を減らすというのは非常に安全な

面とか渋滞の面とかで本当に必要なことだと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいんですが、それで、県道三橋筑紫橋線の話なんです、藤吉の信号から東側へということで、支援学校のところがもちろん全く形が見えていないところなんです、208号線から東側のほうを先にというようなことはできないんでしょうか、お尋ねします。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

208号線から東側を先にということで、実際、県のほうにも申し入れたところでございます。ただ、県のほうとしましては、208号から東だけじゃなくて、藤吉の交差点からというふうに一連の道路として考えてあるみたいで、先ほど御答弁申し上げましたように、支援学校がネックとなっていると。社会的影響が大きいということで、ただいま検討中という回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

東口が開設されれば、西口を利用される方は幾らか少なくなるかと思いますが、東口には実際駐車場は余りできませんよね。ですから、西口の駐車場利用者は激減することはないかと思いますが、ぜひ208号線から東側を何とか先に進めて、やはり西口の駅前ロータリーの通行量を少しでも減らすように、ぜひ対応をいただきたいと思っておりますけど、何かありますかね、部長。

建設部長（野田 彰君）

駅東口と西口の関係で、現在、西口にいっぱい渋滞をしております。特に、夕方の迎える時間帯は混雑をしております。一応東口が開発されて東西の自由通路ができて、その点で半分、半分ぐらいになって、幾らか渋滞は解消するだろうと予測をしております。また、東側の駅前広場のところに一応西鉄さんから立体駐車場の建設計画もあるようでございます。そういうことを考えてみますと、幾らか東西の分割といいますか、分かれまますので、渋滞が幾らか緩和されるだろうと予測をしております。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

ありがとうございました。

そしたら、最後に1つだけ済みません、大淵課長のほうから、市としては208号線の東側からでも先にやりたいけれども、県のほうは一体としてとらえるということですけど、市としては208号線から東側のほうだけでも先に進めたいという考え方があるということだけ、先ほどそのように理解したんですが、その件だけ最後確認させていただきたいと思います。

まちづくり課長（大淵洋祐君）

柳川特別支援学校の件を県のほうから申されましたので、その支援学校の件がなかなか進

まないということであれば、208号から有明海沿岸道路を先に整備するというようなことで県のほうに話を伝えたところでございます。

以上です。

2番（荒巻英樹君）

一応そういった申し出をされたということで理解をさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（古賀澄雄君）

これをもちまして、荒巻英樹議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。一般質問は明日9月14日までの3日間といたしておりましたが、本日をもって一般質問すべてが終了いたしましたので、明日9月14日は休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、明日9月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって本日の日程すべてを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時45分 散会

柳川市議会第3回定例会会議録

平成23年9月28日柳川市議会議場に第3回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1.出席議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三小田 一 美 | 2番 | 荒 卷 英 樹 |
| 3番 | 熊 井 三千代 | 4番 | 白 谷 義 隆 |
| 5番 | 梅 崎 昭 彦 | 6番 | 近 藤 末 治 |
| 7番 | 佐々木 創 主 | 8番 | 河 村 好 浩 |
| 9番 | 荒 木 憲 | 10番 | 高 田 千壽輝 |
| 11番 | 諸 藤 哲 男 | 12番 | 太 田 武 文 |
| 13番 | 吉 田 勝 也 | 14番 | 山 田 奉 文 |
| 15番 | 矢ヶ部 広 巳 | 16番 | 緒 方 寿 光 |
| 17番 | 浦 博 宣 | 18番 | 藤 丸 正 勝 |
| 19番 | 田 中 雅 美 | 20番 | 島 添 勝 |
| 21番 | 樽 見 哲 也 | 22番 | 伊 藤 法 博 |
| 23番 | 梅 崎 和 弘 | 24番 | 古 賀 澄 雄 |

2.欠席議員

な し

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | | | |
|---|----|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 金 | 子 | 健 | 次 |
| 副 | 市長 | 刈 | 茅 | 初 | 支 |
| 教 | 育 | 北 | 川 | | 満 |
| 総 | 務 | 大 | 坪 | 正 | 明 |
| 会 | 計 | 藤 | 木 | | 明 |
| 市 | 民 | 田 | 島 | 稔 | 大 |
| 保 | 健 | 山 | 田 | 明 | 寛 |
| 建 | 設 | 野 | 田 | | 彰 |
| 産 | 業 | 横 | 山 | 英 | 眞 |
| 経 | 済 | 高 | 田 | | 厚 |
| 部 | 長 | 古 | 賀 | 輝 | 昭 |
| 兼 | 大 | 樽 | 見 | 孝 | 則 |
| 和 | 庁 | 稲 | 又 | 義 | 輝 |
| 舎 | 舎 | 橋 | 本 | 祐 | 二 |
| 長 | 長 | 石 | 橋 | 真 | 剛 |
| 教 | 育 | 山 | 田 | 敏 | 昭 |
| 部 | 長 | 高 | 巢 | 雄 | 三 |
| 兼 | 兼 | 高 | 田 | 淳 | 治 |
| 三 | 橋 | 高 | 崎 | 祐 | 二 |
| 橋 | 庁 | 石 | 橋 | 正 | 次 |
| 舎 | 舎 | 中 | 村 | 敬 | 二 |
| 長 | 長 | 成 | 清 | 博 | 茂 |
| 消 | 防 | 安 | 藤 | 和 | 彦 |
| 人 | 事 | | | | |
| 秘 | 書 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 総 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 企 | 画 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 財 | 政 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 税 | 務 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 健 | 康 | | | | |
| づ | く | | | | |
| り | 課 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 福 | 祉 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 学 | 校 | | | | |
| 教 | 育 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 生 | 涯 | | | | |
| 学 | 習 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 建 | 設 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 農 | 政 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |
| 水 | 路 | | | | |
| 課 | 長 | | | | |

4 . 本議会に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 川 | 口 | 敬 | 司 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 次 | 長 | 兼 | 議 | 事 |
| 係 | 長 | | | | | 亀 | 崎 | 公 | 徳 |
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 庶 | 務 | 係 | 長 | |
| | | | | | | 池 | 末 | 勇 | 人 |

5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

1 . 総務委員長報告について

議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）について

議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定について

2. 産業経済委員長報告について

請願第5号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願

3. 建設委員長報告について

議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定について

4. 教育民生委員長報告について

議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

5. 決算審査特別委員長報告について

議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程（3） 議案第52号 燃油税制にかかる特別措置の恒久化に関する意見書について

午前10時 開議

議長（古賀澄雄君）

皆さんおはようございます。本日の出席議員23名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程1. 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（荒木 憲君）（登壇）

皆さんおはようございます。平成23年第3回柳川市議会定例会最終日の日程等について、9月27日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その報告を申し上げます。

日程2が、各委員長報告についてであります。各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしております。再開後、各委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が、議員提出の議案第52号の上程であります。提案理由の説明後、本案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩をとることにしてあります。再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、御報告を申し上げ、終わります。

議長（古賀澄雄君）

本日の日程につきましては、ただいまの議会運営委員長の報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては、議会運営委員長報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（古賀澄雄君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案3件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1)議案第45号 認 定

本案は、平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

(2)議案第48号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）についてであります。

補正前の予算額「268億5,474万9千円」に「10億7,600万8千円」を追加し、歳入歳出それぞれ「279億3,075万7千円」としようとするものであります。

審査の過程において商工総務費の中小企業者等経営安定金融融資制度損失補償金、農業振興費の環境保全型農業支援交付金、柳川アンテナショップ運営委託料では出店予定地・店舗の面積・出品数・駐車場・手数料等について、柳川駅周辺地区事業費では自由通路の構造等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定いたしました。

(3)議案第51号 認 定

本案は、平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定についてであります。

平成22年度末に解散しました有明広域市町村圏協議会の決算につきましては、歳入合計「52万9,159円」に対し、歳出合計「35万435円」と歳入歳出差引残額「17万8,724円」が出ており、この歳入歳出差引残額につきましては、同協議会の解散に関する協議書に基づき、大牟田市、柳川市及びみやま市の関係3市に負担割合に応じてそれぞれ返還されております。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、産業経済委員長の報告を求めます。

産業経済委員長（太田武文君）（登壇）

皆さんおはようございます。産業経済常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月6日の本会議において当委員会に付託を受けた請願1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件について

は記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)請願第5号 採 択

本件は、燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願であります。

本件につきましては、農漁業に係る税の課税・免除等の制度について、執行部からの説明を受けた後、審査に入り、柳川市の基幹産業である農漁業の保護のため、意見書提出を含めた国への要望行動の必要性や、近年の燃油使用割合の増大などの意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく採択することに決定致しました。

以上をもちまして、産業経済常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で産業経済委員長の報告は終わりました。

次に、建設委員長の報告を求めます。

建設委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。議長の許可を得ましたので、建設常任委員会の報告を申し上げます。

9月8日の本会議において付託を受けた議案2件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により、下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4 結果

(1)議案第46号 認 定

本案は、平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億3,450万9,189円」、歳出総額「9億4,183万5,467円」で差引額「9,267万3,722円」の黒字となっています。

執行部より詳細な説明を受け、下水道への加入促進を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

(2)議案第47号 認 定

本案は、平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。

その後、執行部より詳細な説明を受け、料金の滞納や不納欠損に対する質疑があり、徴収努力を求める意見が出されました。

審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定いたしました。

以上、建設常任委員会の報告を終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で建設委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

議長の命を受け、教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

9月8日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりであります。

4 結果

(1) 議案第41号 認 定

本案は、平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、不納欠損処理などについて質疑がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定致しました。

(2) 議案第42号 認 定

本案は、平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定致しました。

(3) 議案第43号 認 定

本案は、平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。本案につきましては、支援金などについて質疑がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定致しました。

(4) 議案第44号 認 定

本案は、平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

ます。本案につきましては、収納状況などについて質疑がありました。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく認定することに決定致しました。

(5)議案第49号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

(5)議案第50号 原案可決

本案は、平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

執行部より詳細な説明を受け、審査の結果、当委員会としましては、全員異議なく原案可決と決定致しました。

以上で報告は終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月8日の本会議において、当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第98条の規定により下記のとおりご報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

4 結果

(1)議案第40号 認 定

本案は、平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算につきましては、歳入総額「320億2,733万5,078円」、歳出総額「310億5,289万8,670円」で、歳入歳出差引「9億7,443万円」となっております。そのうち、翌年度へ繰り越すこととなった財源「1億3,844万4,142円」を差し引き、実質収支で「8億3,599万2,266円」の黒字決算となっております。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、市税の徴収率と滞納者の状況及び収納率の向上対策、交通安全対策特別交付金の使途、小型合併処理浄化槽設置事業費の補助率、保育料の滞納に対する対応、市営住宅使用料の滞納対策、葬儀取扱手数料の内容等について質疑がありました。

歳出審査では、行政区適正化の取り組み、地域子育て支援拠点事業とつどいの広場事業の内容、生活保護費の支給状況と審査内容、有害鳥獣の種類と被害状況及び今後の対策、市街地内外の浚渫補助金活用状況、柳川ブランド認定の審査状況、企業誘致支援アドバイザー制度の22年度の状況と中小企業相談員の活動内容、同和教育奨励費補助金の他市の状況と見直しの方向性、有明広域葬祭施設組合の各市の負担割合及び今後の方向性等について質疑がありました。

審査の結果、当委員会といたしましては、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上で報告終わります。

議長（古賀澄雄君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を各報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第45号 平成22年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第48号 平成23年度柳川市一般会計補正予算（第3号）については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第51号 平成22年度有明広域市町村圏協議会歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり認定されました。

次に、産業経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。請願第5号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する請願については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本件は、産業経済委員長報告どおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本件は採択されました。

次に、建設委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第46号 平成22年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第47号 平成22年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、建設委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

次に、教育民生委員長報告について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第41号 平成22年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第42号 平成22年度柳川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第43号 平成22年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第44号 平成22年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第49号 平成23年度柳川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第50号 平成23年度柳川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は、教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、23番梅崎和弘議員から反対討論の通告がっておりますので、梅崎和弘議員の発言を許します。

23番（梅崎和弘君）（登壇）

皆さんおはようございます。23番梅崎和弘です。議案第40号 平成22年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論を行います。

生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまちづくりの実現に向けた取り組み、市長のマニフェストに沿ったまちづくりのための支出に関しましては、大いに賛成であるということをもっと申し上げておきます。

まず第1点は、民生費、教育費に関する同和問題です。

このことについては、毎回指摘をしております。同和对策事業特別措置法以来33年間継続した特別対策は、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、一般対策へ移行された。しかし、過去の経過や一般対策の現状などから判断して、必要と考えられる措置については、一定期間継続されたところです。このようなことが成果説明書に書いてあります。

ほかの自治体では、この同和行政を終結し、一般行政へ移行していますように、当市といえども完全に一般行政へ移行すべきであると思います。特に、同和地区進学奨励費、いわゆる7,236,760円ですけれども、この辺につきまちは見直す時期であるという答弁があったのではないかと思います。

また、国の施策でも高校の授業料の問題とか児童手当のこういうことが検討されておりますので、見直しの方向で早く進んでもらいたいと、このように思います。

第2点が農業関係の問題です。

認定農業者への機械導入支援事業、それから園芸産地育成事業、経営体育成交付金事業などについては大いに賛成です。

今、耕作放棄地が問題になっておりますけれども、これは減反率が45%近くになっているような状態であり、米をつくることができない、米にかわる作物、何をつくっていいかわからないというのが多くの農家の人たちの気持ちだと思います。

転作作物の調査研究費は作物ソラマメで、委託生産者17名、委託料わずか344,200円です。転作作物は何がいいか、もっと本格的な予算を組んで取り組むべきであり、農業後継者が育つような農政を進めるべきであると、このように思います。

第3点は、民生費の中の介護保険事業費であります。

本市は福岡県介護保険広域連合に加入しておりまして、介護保険料が最初Cクラスでしたけれども、今Bクラスであります。BクラスからCクラスへ移行できるようなこの保険事業に、さらに取り組んでいただきたいと、このように思います。

以上、3点ほど指摘しましたけれども、予算編成につきましてはこのような意見や要望が反映されるように切にお願いいたしまして、討論とします。

以上です。

議長（古賀澄雄君）

次に、賛成討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

次に、反対討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

ほかに討論をされる方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

これにて討論を終結いたします。

それでは、本案について採決いたします。

本案は、決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成多数であります。よって、本案は認定されました。

日程第3 議案第52号

議長（古賀澄雄君）

日程3 議案第52号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する意見書についてを上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（川口啓司君）

〔朗読省略〕

議長（古賀澄雄君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

12番（太田武文君）（登壇）

議案第52号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する意見書についての提案理由の説

明を申し上げます。

我が国の農漁業は、コストに占める燃油の割合が高く、近年の燃油高騰が継続する中、今回の東日本大震災の大打撃に加え、原発事故の風評被害にも見舞われるなど、農漁業の経営は深刻の度合いを深めています。

このような状況を踏まえ、国民に対する農水産物の安定供給と農漁業の経営の安定を維持するために、意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（古賀澄雄君）

提案理由の説明が終わりましたので、議案に対する質疑通告、考案時間のため、暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

議長（古賀澄雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第52号 燃油税制にかかる特例措置の恒久化に関する意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（古賀澄雄君）

御異議なしと認め、採決いたします。本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（古賀澄雄君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもちまして、平成23年第3回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 古賀澄雄

柳川市議会議員 梅崎昭彦

柳川市議会議員 田中雅美